

さぬき市障害者計画(第3次)

さぬき市障害福祉計画(第3期)

だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち” さぬき



平成 24 年 3 月

さぬき市

はじめに

さぬき市では、障害のある人一人ひとりの生き方を大切に、地域とのつながりや、あたたかいふれあいのなかで、自分らしい生活を送ることができる「共生のまちづくり」をめざして、平成15年3月に「さぬき市障害者計画」を策定し、障害者施策の計画的な推進に努めてきました。

平成18年4月には、障害者自立支援法が施行になりましたが、この法律では、障害の種類別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化することや、障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービス提供を行うこと、就労支援を抜本的に強化することのほか、サービスを利用する者がサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担することをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実することなどが定められており、具体的な障害福祉のサービスの数値目標を定めた障害福祉計画を平成19年3月に策定し、平成21年3月には計画の見直しを行い、障害者施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

今回の計画策定にあたっては、市内在住の障害のある人を対象に、日常生活の状況や福祉サービスの利用状況、今後の利用意向等を把握することを目的にアンケート調査を実施したほか、計画の策定に向けて、障害者関係団体、障害者施設や香川県立香川東部養護学校の保護者の方々へのヒアリング調査を行い、これらの結果を計画内容に反映することに努めました。また、障害者基本法の一部を改正する法律が平成23年8月に施行されたことから、その理念等を計画内容に取り入れたところであります。

今後とも、ノーマライゼーションとリハビリテーションの考え方を基本におき、障害のある人々の地域における自立と社会参加をめざして、鋭意取り組んでまいりますので、本計画の実施にあたりまして、市民・各種団体・関係機関の皆様のより一層のご理解と積極的なご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年3月

さぬき市長 大山茂樹

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の概要.....	1
2. 障害者自立支援法による制度改革の内容.....	5
第2章 障害者を取り巻く状況.....	9
1. 人口及び障害者の状況.....	9
2. 障害者施策の状況.....	14
3. 障害者施策にかかわる市民意識.....	16
4. 今後の施策推進に向けた課題.....	28
第3章 計画の基本的な考え方.....	35
1. 基本的な理念・目標.....	35
2. 施策展開の基本方向.....	37
3. 施策の体系.....	39
第4章 施策の展開.....	41
1. 啓発・交流.....	41
2. 生活支援.....	48
3. 保健・医療.....	61
4. 教育・育成.....	70
5. 雇用・就労.....	77
6. 社会参加.....	85
7. 生活環境.....	93
第5章 障害福祉サービスの内容と見込み.....	105
1. 基本的な考え方.....	105
2. 自立支援給付によるサービスの内容と見込量.....	107
3. 地域生活支援事業の内容と見込量.....	113
第6章 計画の推進に向けて.....	119
1. 重点目標（地域生活・一般就労への移行）.....	119
2. 計画の推進体制と進行管理.....	124
参考資料.....	127

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の概要

(1) 策定の趣旨

① 国などの動向について

国においては、平成12年6月に成立した「社会福祉増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」により、社会福祉事業や措置制度等の社会福祉の共通基盤制度について、その後増大・多様化が見込まれていた国民の福祉ニーズに対応するための見直しが行われました。

この法律により、社会福祉事業法が「社会福祉法」と改名されるとともに、関係法律が整備され、平成15年4月から、身体障害者福祉サービス、知的障害者福祉サービス、障害児福祉サービス（在宅サービスのみ）について、利用者が事業者と契約を結び、サービスの提供を受ける「支援費制度」へと改められました。

その後、国においては、平成16年5月に障害者基本法の一部を改正し、国や地方公共団体の責務として「権利の擁護」、「差別の防止」、「障害者の自立及び社会参加の支援」等が明記されるとともに、市町村障害者計画の策定が義務化されました。

また、同年には、自閉症や学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害者とその家族への支援体制を定めた「発達障害者支援法」が成立し、平成17年4月から施行されました。

平成15年4月から開始された支援費制度により、知的障害者や障害児を中心に多くの人が新たにサービスを利用できるようになりましたが、地域によるサービス水準の格差が大きいことや、障害種別ごとに縦割りのサービス体系で使いにくいこと、支援費の財源確保が困難であるなどの問題がありました。

これらのことから、平成17年10月には「障害者自立支援法」が成立し、障害の種別による制度格差の解消とサービス体系の再編、実施主体の市町村への一元化、就労支援の抜本的強化、障害程度に関する客観的な尺度の導入とサービスの支給決定過程の透明化、在宅サービスに関する国・都道府県の負担の義務化などが図られました。

なお、障害者自立支援法への違憲訴訟により、障害者自立支援法を廃止し平成25年8月までに新法を施行することが合意されており、そのため、利用者負担の見直しや障害児支援の強化などを内容とする「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（障害者自立支援法改正法）が平成22年12月に制定されるとともに、平成23年8月には「障害者基本法の一部を改正する法律」（障害者基本法改正法）が施行、また、平成24年10月からは「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されます。

② さぬき市におけるこれまでの取り組みについて

さぬき市では、障害者一人ひとりの生き方を大切に、地域との“つながり”や、あたたかい“ふれあい”のなかで、自分らしい生活を送ることができる「共生のまちづくり」をめざして、平成 15 年 3 月に「さぬき市障害者計画」を策定しました。

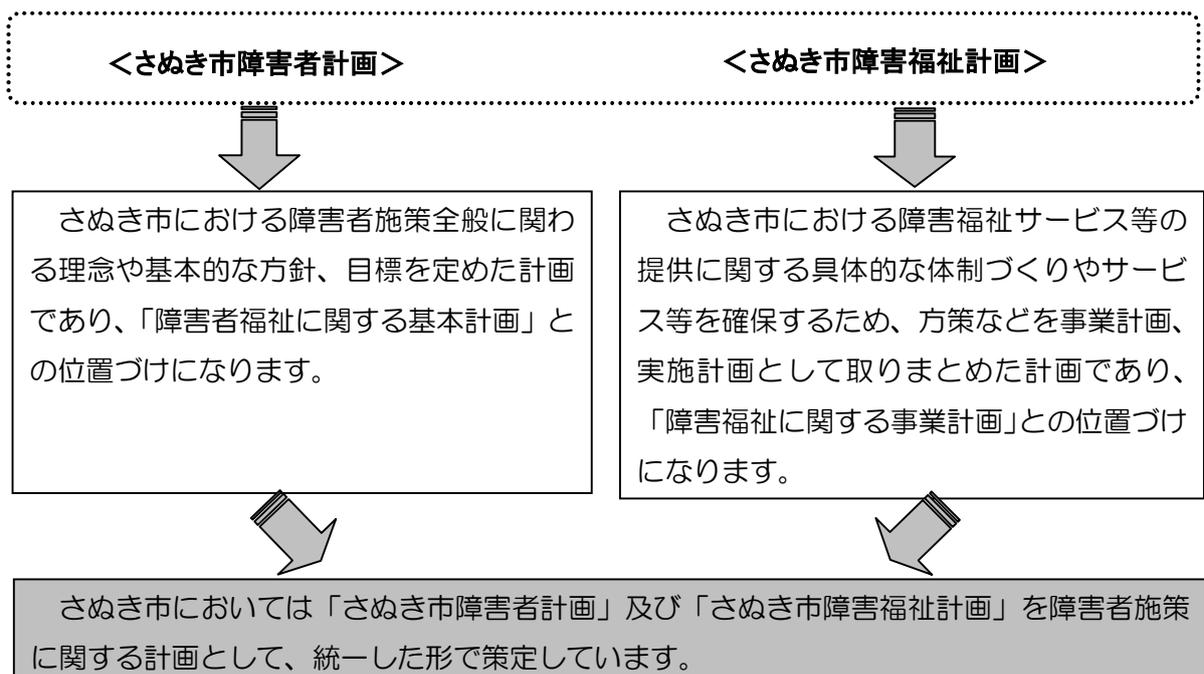
障害者自立支援法により、障害の種別にかかわらず、障害者が必要とするサービスを利用できるよう、一元的に市町村がサービス提供する仕組みに改められたため、さぬき市においても平成 19 年 3 月に、障害者の自立と社会参加を基本とし、平成 20 年度までの具体的な障害福祉サービスの数値目標を定めた「さぬき市障害福祉計画」（第 1 期）を策定するとともに、全体計画である「さぬき市障害者計画」を改定し、総合的な福祉サービスの推進に取り組んできたところです。

この第 1 期障害福祉計画では、平成 23 年度に向けた計画目標値を明らかにし、必要なサービスがすべての障害者に提供されるよう、サービス量の確保に努めてきましたが、中間年にあたる平成 20 年度にはこれを見直し、第 2 期障害福祉計画を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

① 計画の法令等の根拠

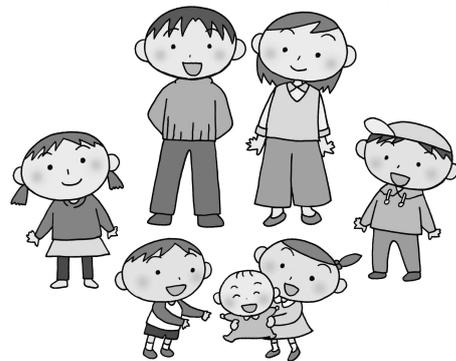
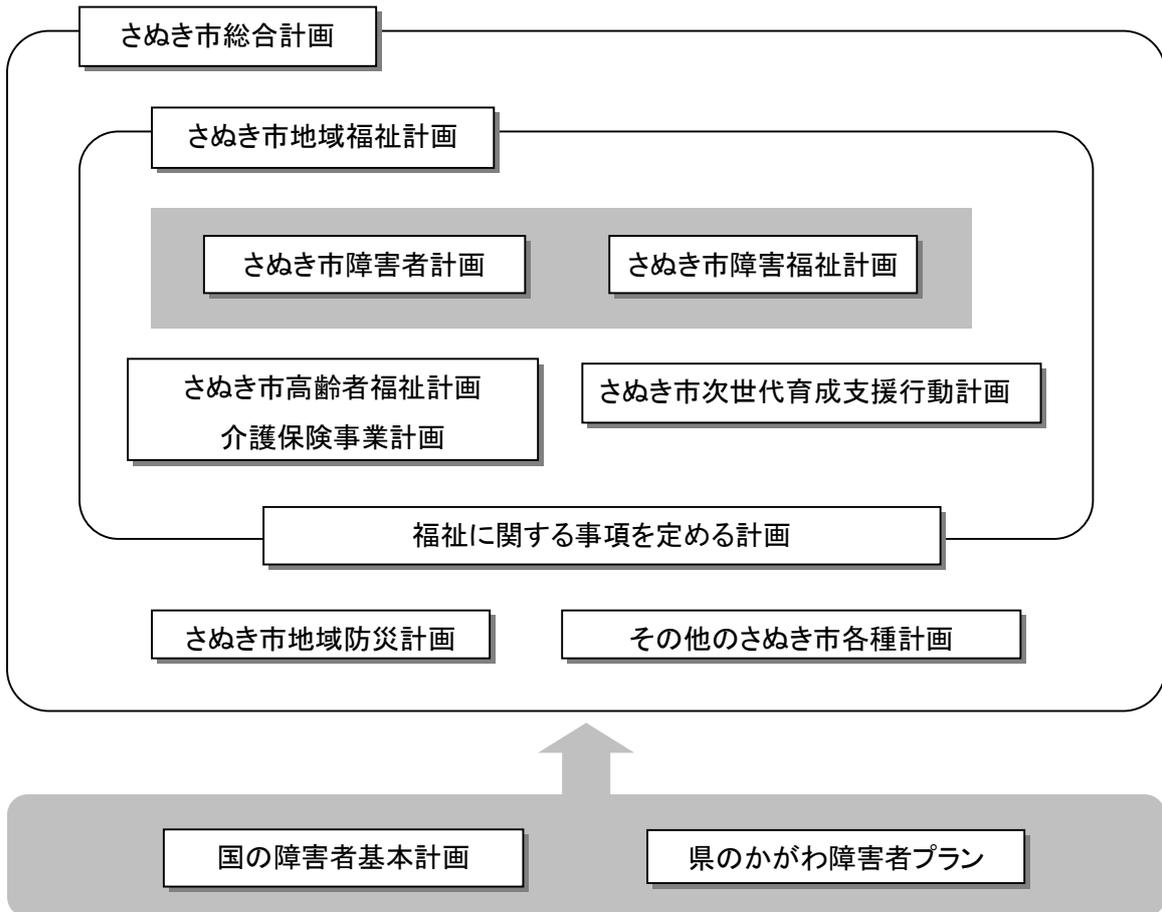
「さぬき市障害者計画及び障害福祉計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」に該当します。本計画は関連するこの 2 つの根拠法を持つ計画を一体的に策定しています。



② 障害者計画及び障害福祉計画と関連計画との連携

この計画は「さぬき市総合計画」の障害福祉分野における基本計画として位置づけられ、さぬき市の福祉分野の基本計画でもある「さぬき市地域福祉計画」や、福祉分野の個別計画である「さぬき市高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画」、「さぬき市次世代育成支援行動計画」、「さぬき市健康増進計画」等の各種計画との整合性を持ったものとしています。

また、国の「障害者基本計画」、県の「かがわ障害者プラン」と調和を保ち、連携します。



(3) 計画の期間

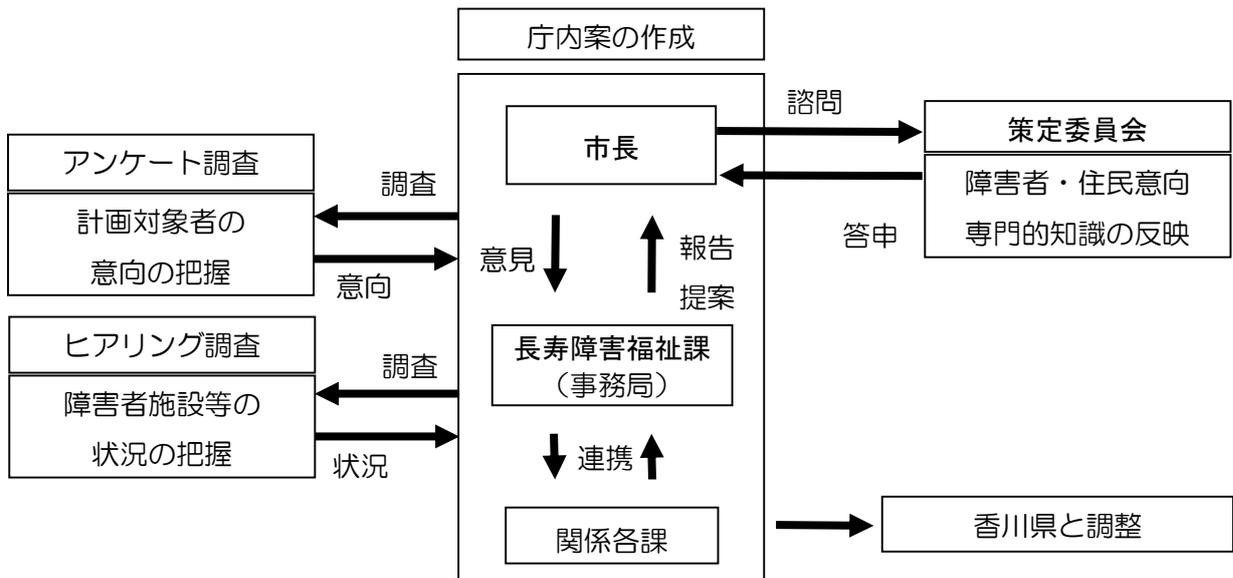
第3次障害者計画の計画期間は平成24年度から平成28年度までの5か年、第3期障害福祉計画の計画期間は平成24年度から平成26年度までの3か年とし、計画を策定しました。なお、この間の社会保障制度全般の改革動向や市を取り巻く社会経済状況の変化によっては、見直し等必要な調整を図ることとします。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
障害者計画(第2次)(H19~23)							
			障害者計画(第3次)				
障害福祉計画(第2期)							
			障害福祉計画(第3期)				

(4) 計画の策定体制

この計画を策定していくにあたっては、アンケート調査や関係団体等へのヒアリング調査を実施するとともに、市民代表や保健・医療・福祉関係者等によって構成される計画策定委員会等において、計画の策定にあたりました。

■ 計画策定体制



2. 障害者自立支援法による制度改革の内容

(1) 障害者自立支援法の基本的視点

平成 17 年 10 月、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として「障害者自立支援法」が成立しました。

障害者自立支援法により、4つの個別法（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法）のサービス給付に関する部分は一元化されました。

(2) 障害者支援に向けた法体系

障害者の自立と社会参加を支援する基本理念や基本的事項を定めた障害者基本法のもとに、4つの個別法（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法）のサービス給付に関する部分を一元化し、障害保健福祉の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保などをめざしています。

(3) 障害者自立支援法の改正について

障害者自立支援法は廃止されることとされており、国は障害者自立支援法への違憲訴訟で平成 25 年 8 月までに新法を施行することで合意しています。

そのため、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（障害者自立支援法改正法）が平成 22 年 12 月に制定されています。

(4) 制度改革の内容

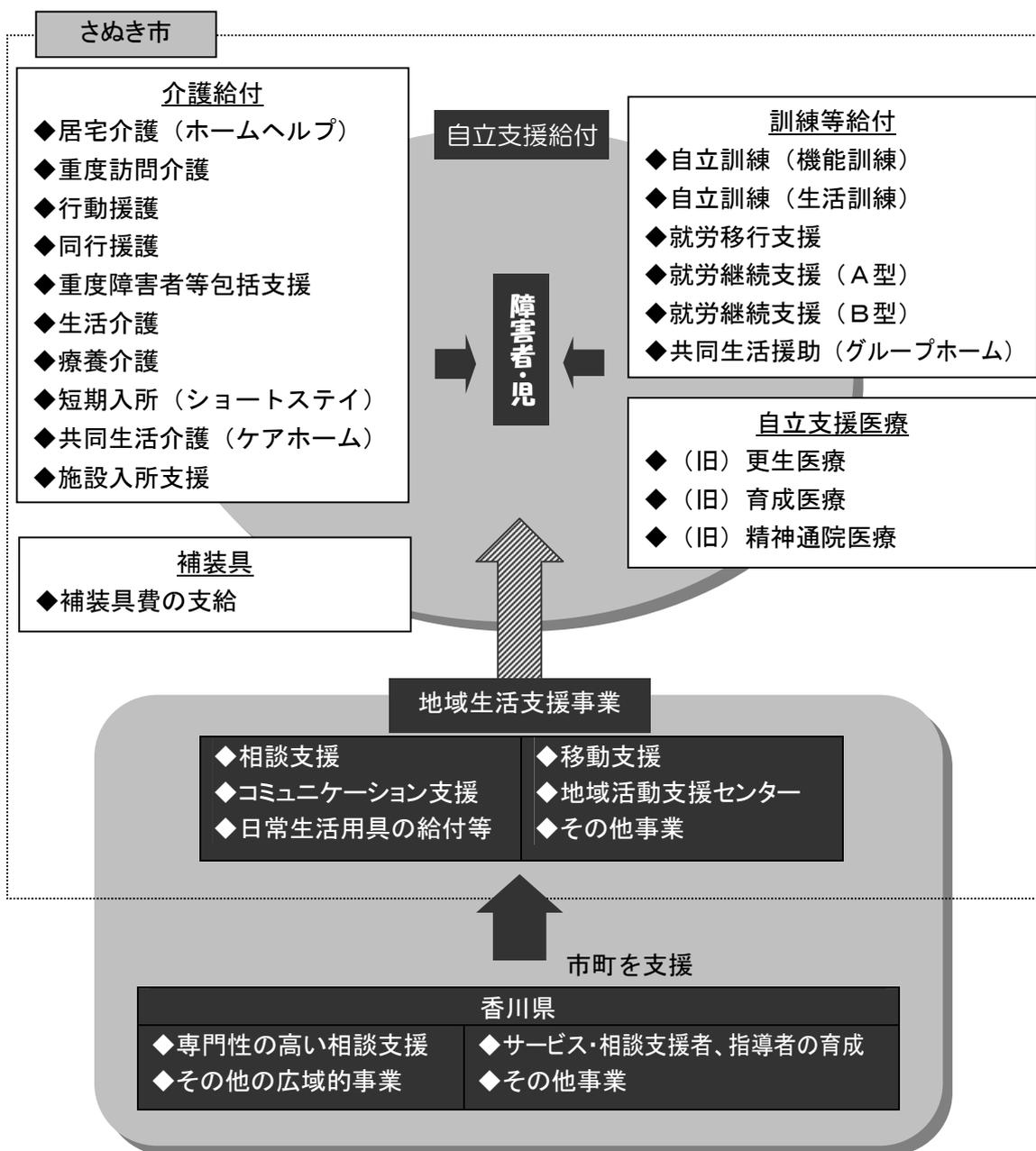
障害者自立支援法では、市町村を主体として、身体・知的・精神の3障害共通の客観的なルール、プロセスによって、サービスが提供されます。

さらに、制度改正等によって、相談支援体制の充実・強化、地域生活への移行の一層の促進、一般就労への移行支援の強化、障害児支援の強化、虐待防止に対する取り組みの強化などが求められています。

(5)障害福祉サービスの事業体系

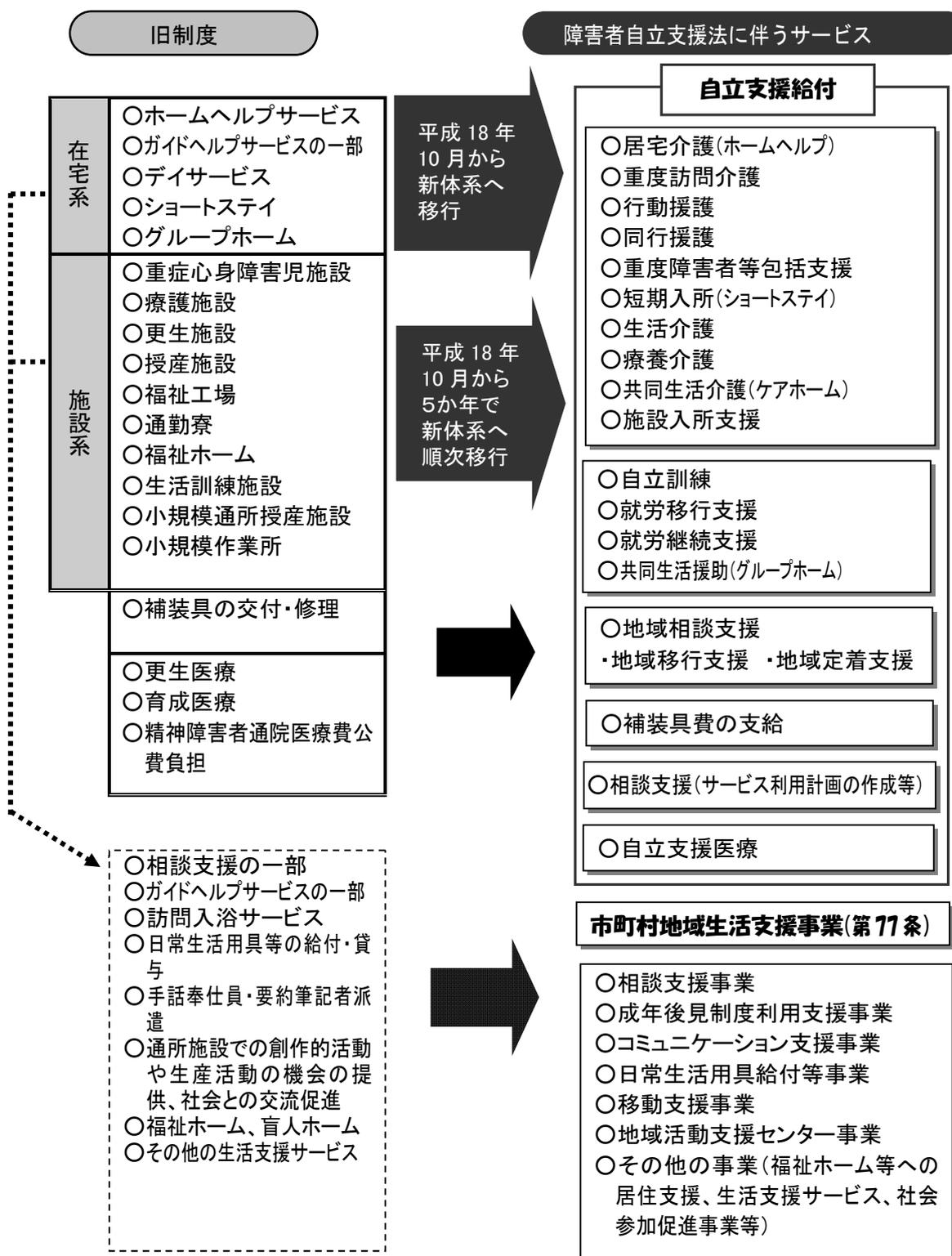
障害者自立支援法に基づくサービスは、国庫負担金（義務的経費）を財源とする「自立支援給付」によるサービスと、国庫補助金（裁量的経費・統合補助金）を財源とする「地域生活支援事業」によるサービスとに、大きく分かれます。

障害福祉サービスの事業体系



また、これまでに実施されてきたサービスと新しい事業体系に基づくサービスの関係については、下図のとおりです。

障害者自立支援法に基づくサービス事業体系の概要



第2章 障害者を取り巻く状況

第2章 障害者を取り巻く状況

1. 人口及び障害者の状況

(1) 人口の推移状況

さぬき市の総人口は、平成7年以降は減少傾向にあり、平成22年には、平成17年より2,754人（4.9%）減少しています。

年齢別にみると、15歳未満、15～64歳の人口構成が減少しているのに対し、65歳以上の高齢者は、一貫して増加しており、高齢化率は、平成22年には29.0%となっています。今後も、少子高齢化が進行すると予測されます。

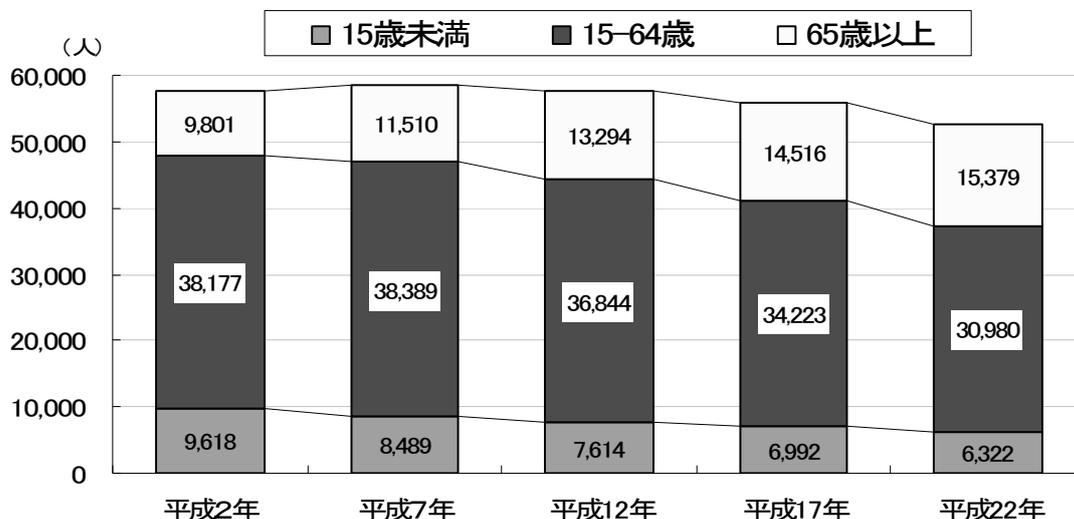
■ 年齢階層別総人口の推移

単位：人、%

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口	15歳未満	9,618	8,489	7,614	6,992	6,322
	15～64歳	38,177	38,389	36,844	34,223	30,980
	65歳以上	9,801	11,510	13,294	14,516	15,379
	総人口*	57,604	58,390	57,772	55,754	53,000
構成比※	15歳未満	16.7	14.5	13.2	12.5	11.9
	15～64歳	66.3	65.7	63.8	61.4	58.5
	65歳以上	17.0	19.7	23.0	26.0	29.0
	合計	100.0	99.9	100.0	99.9	99.4

* 総人口は、年齢不詳を含みます。

※ 構成比は、総人口に対する比率で、合計が100%にならない場合があります。 資料：国勢調査



(2)障害者の状況

①身体障害者

身体障害者手帳所持者数は、平成21年から平成23年までの3年間に、2,925人から2,806人と119人の減少となっており、減少傾向にあります。

障害部位別では、肢体不自由が最も多く、等級別では、4級が最も多い状況となっています。

■身体障害者手帳所持者数(平成21年)

単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	84	73	14	13	23	18	225
聴覚・平衡機能障害	9	53	26	37	0	78	203
音声・言語・そしゃく機能障害	0	1	10	13	0	0	24
肢体不自由	296	342	298	449	152	106	1,643
内部障害	350	5	195	280	0	0	830
計	739	474	543	792	175	202	2,925

■身体障害者手帳所持者数(平成22年)

単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	80	85	14	14	21	20	234
聴覚・平衡機能障害	9	51	23	37	0	72	192
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	11	13	0	0	24
肢体不自由	283	328	291	458	141	102	1,603
内部障害	350	7	178	280	0	0	815
計	722	471	517	802	162	194	2,868

■身体障害者手帳所持者数(平成23年)

単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	78	73	16	10	22	20	219
聴覚・平衡機能障害	10	53	24	38	0	68	193
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	9	15	0	0	24
肢体不自由	274	326	280	457	136	96	1,569
内部障害	354	8	173	266	0	0	801
計	716	460	502	786	158	184	2,806

資料:さぬき市

②知的障害者

療育手帳所持者数は、平成21年から平成23年までの3年間に、350人から370人と20人の増加となっており、特に㊸の増加が著しい状況です。

■療育手帳所持者数(平成21年)

単位:人

	㊸	A	㊹	B	計
18歳未満	5	23	10	32	70
18歳以上	64	73	97	46	280
計	69	96	107	78	350

■療育手帳所持者数(平成22年)

単位:人

	㊸	A	㊹	B	計
18歳未満	4	26	13	34	77
18歳以上	62	72	100	52	286
計	66	98	113	86	363

■療育手帳所持者数(平成23年)

単位:人

	㊸	A	㊹	B	計
18歳未満	6	21	18	33	78
18歳以上	62	73	103	54	292
計	68	94	121	87	370

資料:さぬき市

③精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成21年から平成23年までの3年間に、121人から166人と45人の増加となっており、年々増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数(平成21年)

単位:人

	1級	2級	3級	計
総数	10	90	21	121

■精神障害者保健福祉手帳所持者数(平成22年)

単位:人

	1級	2級	3級	計
総数	17	105	21	143

■精神障害者保健福祉手帳所持者数(平成23年)

単位:人

	1級	2級	3級	計
総数	21	115	30	166

資料:さぬき市

また、自立支援医療（精神通院）受給者証交付者数についても、増加傾向にあります。

■ 自立支援医療（精神通院）受給者証交付者数 単位：人

	H21	H22	H23
総数	394	414	423

資料：さぬき市

④ 障害者の状況

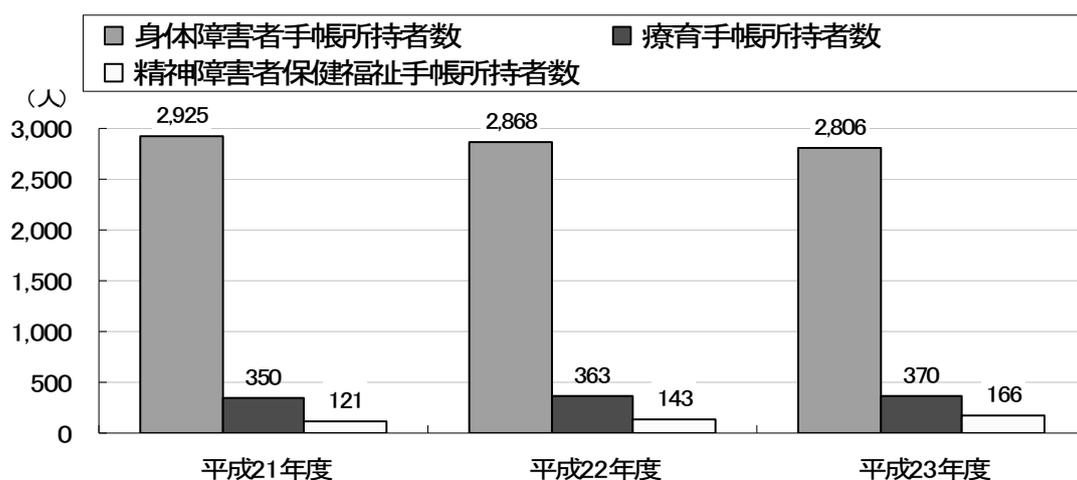
平成21年から平成23年までの3年間の手帳所持者総数をみると、平成21年は3,396人、平成22年は3,374人、平成23年は3,342人と、3年間で54人減少しています。

その内訳をみると、身体障害者手帳所持者は119人(4.1%)減、療育手帳所持者は20人(5.7%)増、精神障害者保健福祉手帳所持者は45人(37.2%)増となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移 単位：人

	身体障害者手帳 所持者数	療育手帳 所持者数	精神障害者 保健福祉手帳 所持者数	総数
平成21年	2,925	350	121	3,396
平成22年	2,868	363	143	3,374
平成23年	2,806	370	166	3,342

資料：さぬき市



⑤ 発達障害者

発達障害者支援法では、発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

本市では、発達障害に関する連携、知識不足を解決するため、関係各課の連携のもと、発達障害支援の取り組みを展開しています。また、発達障害の早期発見に留意するとともに、当該者(児)への継続的な相談、当該者(児)の保護者への医療機関の紹介、助言を行うなど適切な支援を行うため、医療・保健・福祉・教育・労働において発達障害支援にたずさわる関係者及び市民の代表による「さぬき市発達障害等支援連携会議」を設置しています。

発達障害支援は、早期に発見し早期支援を行うことで、二次的な障害を防ぎ、自立・社会参加を可能にする効果が期待できることから、早期に適切な支援を行うことが重要です。しかしながら本市の課題として、市内に中心となる相談支援の場が少なく、また、幼少期のみならず、中高生以降のすべてのライフステージの対策も脆弱な状況です。

今後、これらの課題を踏まえ、発達障害相談支援体制を整え、支援を行っていく必要があります。

⑥ 高次脳機能障害者

高次脳機能障害とは、頭部外傷や脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害などが生じ、これに起因して日常生活、社会生活への適応が困難になる障害です。

この障害の特性として、身体的後遺症がない場合、外観上わかりにくく、本人や家族も気づきにくく、高次脳機能障害者の数や状態など、その実態の把握は難しい状況にあります。



2. 障害者施策の状況

(1) 障害者関連施策の概要について

さぬき市における実施施策の概要は、次のとおりです。

■障害のある人にかかわる取り組みの概要

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	
理解と交流	啓発・広報活動	広報さぬき、ふれねっと(社会福祉協議会広報紙)、パンフレット等 市内の行事・イベント開催時の交流・啓発活動			
	福祉教育	福祉教育、人権教育、ボランティア活動などの体験学習等			
	交流・ふれあい	各種スポーツ・レクリエーション大会等への参加、交流 障害者団体や福祉施設、関係団体との交流			
	ボランティア活動	ボランティア相談窓口の設置(社会福祉協議会) 手話、要約筆記、朗読・録音、外出支援ボランティア等			
	障害者関係団体	身体障害者団体連合会	手をつなぐ育成会	あけぼの会	
保健・医療	予防・早期発見	乳幼児健康診査、乳幼児・こども相談、健康教育・相談、健康診査			
	リハビリテーション	さぬき市民病院、かがわ総合リハビリテ- ーションセンター	デイケア(さぬき市民 病院、三光病院等)		
	訪問指導	市訪問指導	市・保健所家庭訪問		
	医療費補助	自立支援医療(旧更生医療、旧育成医療、旧通院医療費公費負担) 重度心身障害者等医療費助成			
生活支援(福祉制度・サービス)	相談支援・権利擁護	市役所本庁、市福祉事務所、社会福祉協議会、障害者生活支援セ- ンター(ましみず、のぞみ等)、民生委員児童委員、県東讃保健福 祉事務所、県障害福祉相談所			
		身体障害者相談員	知的障害者相談員	精神保健福祉相談員	
	在宅生 活支援	訪問系サービス 移動支援	社会福祉協議会、指定障害福祉サービス事業者		
		短期入所	真清水荘等	のぞみ園等	市外施設
	日中活動の場	社会福祉協議会、真清水荘、のぞみ園、指定障害福祉サービ- ス事業者など			
	生活の場	真清水荘、のぞみ園、グループホームのぞみ、指定障害福祉サー- ビス事業者など			
	その他の支援	手話通訳者・要約筆記者の派遣、補装具費の支給、日常生活用具 給付等事業、住宅改造費の助成、介護保険福祉用具 特別児童扶養手当などの各種年金・手当、特別障害給付金制度、 障害者扶養共済制度、生活福祉資金の貸付、自動車取得税の減 免、公共交通機関等の運賃・料金の割引			

(2) サービス事業所・福祉施設の立地状況

市内における主な障害福祉サービス事業所については、次のとおりです。

■ 指定障害福祉サービス事業所

サービス区分	事業所名
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護	さぬき市社会福祉協議会 福祉の里
居宅介護・重度訪問介護	有限会社さぬきケアサービス
居宅介護・重度訪問介護	香川県高齢者生活協同組合「ひだまりさぬき」
居宅介護・重度訪問介護	サマリア大川ホームヘルプサービス
居宅介護・重度訪問介護	有限会社介護支援サービスセンター御徳
居宅介護・重度訪問介護	東明訪問介護センター
居宅介護・重度訪問介護・同行援護	かがやきケアサービス
居宅介護・重度訪問介護	サンケア訪問介護センター
居宅介護・重度訪問介護・同行援護	ニチイケアセンター長尾東
生活介護・施設入所支援・短期入所	真清水荘
生活介護・短期入所・就労継続支援B型・施設入所支援	のぞみ園
短期入所	特定非営利活動法人あんず
児童デイサービス	のぞみ児童デイサービス事業所
児童デイサービス	児童デイサービスほーぷ
就労継続支援B型	真珠の杜 しど
就労継続支援B型	恵生ノ園
就労継続支援B型	さざんか園
就労継続支援B型	きんりん園
就労継続支援B型・児童デイサービス	サンガリハビリプラザ
就労継続支援B型・児童デイサービス	多機能型事業所 りんごの木
共同生活介護(ケアホーム)	ケアホームこすも
共同生活援助(グループホーム)	グループホームのぞみ
地域活動支援センターⅡ型	地域生活支援センターましみず
地域活動支援センターⅢ型	みなとの家
相談支援	障害者生活支援センターましみず
相談支援	生活支援センターのぞみ

3. 障害者施策にかかわる市民意識

(1)「障害福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果概要について

①調査の概要

■調査の目的

「さぬき市障害者計画・障害福祉計画」策定にかかる基礎資料のため

■調査の種類

第3期さぬき市障害福祉計画策定のためのアンケート調査 1種類

■調査設計

調査対象者	調査部数	調査方法	調査期間
身体・知的・精神 障害者手帳保持者	1,118部	郵送による配布・ 回収	平成23年12月 (約2週間)

■回収結果

回収状況をみると、1,118部配布し、469部を回収しています。回収率では41.9%となっています。

	配布部数	回収数	回収率
配布・回収状況	1,118部	469部	41.9%

②主な調査結果

■回答者の状況

- 性別 男：56.5%、女：42.0%
- 年齢 60歳以上が最も多く、年代が高いほど多い
- 住まい 家族と一緒に自宅に住んでいる人が多い
- 障害の状況 身体障害者：1級・下肢が多い、知的障害者：㊷が多い、
精神障害者：2級が多い

■日常生活動作について

- 食事や洗面など身の回りのことは自分でできる人が多い
- 市役所などの手続、お金の管理、炊事・洗濯などは、介助が必要な人が比較的多い

■現在の生活

- 昼間の過ごし方 自宅や施設の中で過ごしている人が多い
- 外出の状況 ほとんど毎日外出し、介助は必要ない人が多い
- 外出時の問題 危険回避や公共交通機関の利用に不安や不便を感じている人が多い
- 困りごと・相談したいこと
 - ・自分の病気や体調などで気になることがある：45.8%
 - ・災害時にひとりでは避難できない：32.8%
 - ・経済的に苦しい（生活のための収入が足りない）：29.4%
 - ・将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安である：28.1%
- 相談する相手先 「一緒に住んでいる家族」が多い

■将来の暮らし方

- 将来の住まいの希望 「自分や家族の家」が多い
- 働く形 パート・アルバイト等や正規職員が多い
- 仕事をするうえでの問題 「事業主の理解」が多い
- 将来の生活で不安なこと 「収入などの経済的なこと」が多い

■福祉サービスについて

- 制度を利用しない理由 「必要を感じない」や「利用の仕方がわからない」が多い
- 居宅介護・移動支援・日中活動系サービス・短期入所の利用意向 「わからない」が多い
- 今後利用したい制度やサービス 「各種手当や障害年金の受給」が多い

■だれもが暮らしやすいまちづくりに向けて

- 充実が必要と考える施策
 - ・災害時の避難など、支援体制を整備する：66.3%
 - ・障害のある人も障害のない人も暮らしやすい社会づくりを進める：64.8%
 - ・福祉に関わる人材の研修などを行って、知識や技術の向上を図る：61.0%
 - ・公務員や会社員が、もっと障害者を理解する：60.8%
 - ・いろいろな相談がわかりやすく受けられるような体制をつくる：60.3%
 - ・公営住宅や公共施設のバリアフリー化を進める：60.3%

■介助者・支援者について

- 家族による介助（支援）の有無 受けている：44.6%、受けていない：46.3%
- 介助（支援）をしている人の年齢 60歳代が多い

(2) 計画策定に向けたヒアリングの結果概要について

① 調査の概要

「第3次さぬき市障害者計画」及び「第3期さぬき市障害福祉計画」策定にあたり、以下の団体や施設に活動やサービス提供の状況等についてうかがいました。

■調査時期及び対象者 平成24年1月

障害者関係団体調査	障害者施設・作業所調査
<ul style="list-style-type: none"> ○さぬき市身体障害者団体連合会 ○さぬき市手をつなぐ育成会 ○香川東部養護学校 P T A・親の会 ○さぬき市 曙会 	<ul style="list-style-type: none"> ○のぞみ園 ○真清水荘 ○恵生ノ園 ○サンガリハビリプラザ ○地域活動支援センターみなとの家

② 障害者関係団体調査結果

■現在、行っている活動における課題

会員等の関係
<ul style="list-style-type: none"> ○会員の意識が希薄である（手をつなぐ育成会） ○顔ぶれが同じになってくる（香川東部養護学校 P T A・親の会） ○高齢化で減少している。新規加入者がいない（さぬき市 曙会）
活動における後継者（人材）問題
<ul style="list-style-type: none"> ○新規加入者がいない（身体障害者団体連合会） ○後継者の人材育成に苦勞している（手をつなぐ育成会） ○一番苦勞する問題（香川東部養護学校 P T A・親の会） ○会員が高齢化。新規加入者がほとんどなく、後継者がいない（さぬき市 曙会）
活動の活発性
<ul style="list-style-type: none"> ○予算・人材が不足している（身体障害者団体連合会） ○各支部での活発な活動ができている（手をつなぐ育成会） ○一部無関心な方への声かけが難しい（香川東部養護学校 P T A・親の会） ○参加者が限定している（さぬき市 曙会）
新たな取り組みができない(したい)
<ul style="list-style-type: none"> ○法人格を取得し、グループホーム・働く場所づくりをしたい（手をつなぐ育成会） ○親同士のコミュニケーションをもっとよくしたい（香川東部養護学校 P T A・親の会） ○会員のレクリエーション活動（さぬき市 曙会）
経済面
<ul style="list-style-type: none"> ○障害者年金をこれ以上下がらないようにしないと、どこへ行っても生活することができない（手をつなぐ育成会）

■今後の活動方針

会員等(人材)の方針
○新会員の増加に力を入れる(身体障害者団体連合会)
○会員をもっと増やしたいが、啓発ができていないため増えない(手をつなぐ育成会)
○他人ごととして捉えず、自ら何かをする喜びを味わって欲しい(香川東部養護学校 P T A・親の会)
○家族会では限定されるので、市の方も考えて欲しい(さぬき市 曙会)
活動内容の見直しについて(現状維持か見直しか)
○5支部での活動を充実したい(手をつなぐ育成会)
○見直したい(さぬき市 曙会)
新しい取り組み
○法人格を取得し、グループホーム・ケアホームをつくりたい(手をつなぐ育成会)
○保護者のマナー向上を図りたい(香川東部養護学校 P T A・親の会)
○グループホーム・ケアホームについて(さぬき市 曙会)

■さぬき市行政への要望

障害者自立支援法の啓発活動
○個人情報保護のため、活動に支障がでている(身体障害者団体連合会)
○啓発活動ができていない(手をつなぐ育成会)
○親では難しい地域とのつながりをフォローが欲しい(香川東部養護学校 P T A・親の会)
○積極的に進めて欲しい(さぬき市 曙会)
団体活動の周知
○団体の活動を市広報にて周知してほしい(身体障害者団体連合会)
○情報をもっと皆に知らせる必要がある(手をつなぐ育成会)
○孤立しがちな精神障害者に届くようにして欲しい(さぬき市 曙会)
経済面
○市の補助は財政的に難しい(身体障害者団体連合会)
○障害者年金・福祉年金が、障害の軽い人でも年金保障できるように(手をつなぐ育成会)

■障害者自立支援法施行における問題点

障害者自立支援法における問題点
○障害の種別(3障害)に関わらず一元化したため、知的障害の権利につながない。一元化の施設・事業に不安がある(手をつなぐ育成会)
サービスの利用負担が及ぼす生活への影響
○身体障害者施設を利用することに不安を持っている。身近に知的障害者の専門職員がいない(手をつなぐ育成会)

■障害福祉サービス提供の今後の方向性

障害者自立支援法に基づくサービス及び障害者自立支援法廃止後の方向性について
<ul style="list-style-type: none"> ○3障害を一元化することに無理がある（手をつなぐ育成会） ○孤立している障害者家族の掘り起こしが必要（さぬき市 曙会）
会員・団体等内での勉強会の開催
<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービスの制度が難しい（身体障害者団体連合会） ○勉強会を開催し、自己研鑽、意見交換する（手をつなぐ育成会） ○保護者の多数が参加できるのは、子どもが学校にいる時間なので、平日午前中を希望する（香川東部養護学校 P T A・親の会）
相談体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ○相談できる機関や場所等の周知が必要である（身体障害者団体連合会） ○親の相談員の活用をしていきたい（手をつなぐ育成会） ○地域活動支援センターの機能ができていない（手をつなぐ育成会） ○育成会の活発な取り組みが望まれる（香川東部養護学校 P T A・親の会） ○常時相談する場所のPRと実施内容のPR（さぬき市 曙会）

■障害者の福祉サービスのあり方

障害者のためのどのようなサービスが必要か
<ul style="list-style-type: none"> ○入浴サービス（身体障害者団体連合会） ○買物の移送（身体障害者団体連合会） ○通院の介助（身体障害者団体連合会） ○ショートステイ（手をつなぐ育成会） ○ケアホーム（手をつなぐ育成会） ○グループホーム（手をつなぐ育成会） ○現状のサービスがうまく使われていないなら、現状のサービスを効果的に利用できるように見直すべき。サービスの仕分けが必要（香川東部養護学校 P T A・親の会）

■障害福祉サービスの利用のあり方

サービスを利用しやすくするためには(人的面)
<ul style="list-style-type: none"> ○プロ的な人格者であって欲しい（手をつなぐ育成会） ○男性のヘルパーの増加（香川東部養護学校 P T A・親の会） ○専門知識を専攻した人材が欲しい（さぬき市 曙会）
サービスを利用しやすくするためには(経済面)
<ul style="list-style-type: none"> ○障害者年金で生活することは無理（手をつなぐ育成会） ○福祉による経済の流れをつくる（香川東部養護学校 P T A・親の会）
サービスを利用しやすくするためには(社会面)
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の中で生活できるようにしたい（手をつなぐ育成会） ○富山型サービスを取り入れる（香川東部養護学校 P T A・親の会）

■障害者の地域生活支援のあり方

障害や障害者に対する理解を深める機会
<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動支援センターが親たちと話をする機会をつくって欲しい（手をつなぐ育成会） ○民生委員の方に協力していただいて、パイプ役となって欲しい（香川東部養護学校 P T A・親の会） ○障害者や家族を孤立させない（さぬき市 曙会）
情報提供のあり方
<ul style="list-style-type: none"> ○情報提供は今まであまりしてくれていないように思う。知らない人は、受け取れるものを受け取っていない（手をつなぐ育成会） ○地域への思いがさまざまなので、個々にあったものを望みます（香川東部養護学校 P T A・親の会） ○心の健康についてのPR（さぬき市 曙会）
人材の確保について
<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援の人材確保。いつも支援センターに職員がいるようにして欲しい（手をつなぐ育成会） ○障害を持つ家族の方で、地域とのつながりがある方から広げていく（香川東部養護学校 P T A・親の会） ○精神障害についてボランティアの育成（さぬき市 曙会）
経済面
<ul style="list-style-type: none"> ○施設に入所しても、重度でないと年金で支払いができない（手をつなぐ育成会）
障害者と地域との連携（ボランティア・NPO活動など）のあり方
<ul style="list-style-type: none"> ○障害者とその親たちと地域とが連携する前に、障害者の理解をしてもらう必要がある（手をつなぐ育成会） ○地域に根ざした施設を率先して啓発に努めるべき（香川東部養護学校 P T A・親の会） ○精神障害に対してのボランティア養成の講習を実施して欲しい（さぬき市 曙会）

■特に推進してほしい施策

さぬき市で特に推進してほしいこと(人材面)
<ul style="list-style-type: none"> ○団体の会員を増やすための支援（身体障害者団体連合会） ○専門性の高い人材が欲しい。人格的にすばらしい人材。人間対人間の関わりなので、障害者だからという考えはいらない（手をつなぐ育成会） ○精神疾患に対する専門相談員の配置と支援の充実（さぬき市 曙会） ○いつでも安心して相談ができる場所（さぬき市 曙会）

さぬき市で特に推進してほしいこと(経済面)
<p>○一人で生活ができるよう年金の額を現状維持か、もう少し上げて欲しい。不安が大きい(手をつなぐ育成会)</p> <p>○助成金を増額して欲しい(さぬき市 曙会)</p>
さぬき市で特に推進してほしいこと(社会面)
<p>○もっと障害者のことを理解していただける研修会の開催。ボランティア(手をつなぐ育成会)</p> <p>○精神障害者に対する偏見の除去(さぬき市 曙会)</p>
<p>■その他、自由意見</p>
自由意見
<p>○私たち親は高齢化に突入してきた。これからの暮らしをどうするかについていつも考えているが、施設、グループホーム、ケアホーム等が不足しているため、早急に整備する必要がある(手をつなぐ育成会)</p> <p>○成年後見人制度もこれから利用していくので、勉強会をさぬき市でぜひとも開催したい。また、法人格を取り、グループホームや就労支援を運営できるようにしていきたい(手をつなぐ育成会)</p> <p>○仕事ばかりをさせるのではなく、外出の機会、楽しみながらの就労支援であって欲しい(手をつなぐ育成会)</p> <p>○現状でできる市としての施策の可能性がどこまで望めるのかが、はかることができません。現状のできるなかで、各々が工夫して可能な喜びをみつけていくことが、自分たちができることだと思います。ほんのわずかな社会貢献でも取り組んでいけるよう、気持ちを持ち合わせていきたいです(香川東部養護学校 P T A ・親の会)</p> <p>○精神疾患についての知識普及啓発活動を市として活発に推進してください。現状ではまだ地域で孤立している障害者や家族が多くいると思われます(さぬき市 曙会)</p>

③ 障害者施設・作業所調査結果

(複数回答)

■ 回答者（関係障害種類）

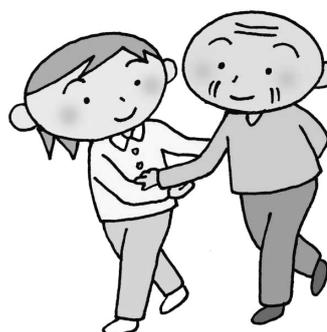
回答者における関係障害種類の状況を見ると、「知的」と「精神」が各4件で、「身体」が3件、「障害児」が1件となっています。

種類	件数
身体	3
知的	4
精神	4
障害児	1
不明・無回答	0

■ 回答者（運営主体）

種類	件数
社会福祉法人	3
社団・財団法人	0
特定非営利活動法人(NPO)	2
医療法人	0
市町	0
その他	0
不明・無回答	0

回答者における運営主体をみると、「社会福祉法人」が3件、「特定非営利活動法人(NPO)」が2件となっています。



■経営状況

経営状況についてたずねたところ、「障害者自立支援法施行に伴い、経営面への影響が大きい」が3件、「労働条件などにより職員の退職がある」が2件となっています。

(複数回答)

項目	件数
障害者自立支援法施行に伴い、経営面への影響が大きい	3
日割り制度になり、減収となった	0
施設整備などの資金繰りが困難	0
労働条件などにより職員の退職がある	2
その他	1
不明・無回答	0

※その他：「特に問題なし」

■障害者自立支援法施行に伴う、利用者の変化

障害者自立支援法施行に伴う、利用者の変化をたずねたところ、「変化なし（全体的に利用者の状況をみて）」が3件で最も多くなっています。

(複数回答)

項目	件数
利用者負担等の増加により退所した利用者がある	0
利用者負担等の増加により退所を検討している利用者がある	0
利用者負担等の増加により通所日数が減った利用者がある	0
退所しようか、通所日数を減らそうか迷っている利用者がある	0
利用料や実費負担を滞納するようになった利用者がある	0
食事を持参したり、食事をとる日数が減った利用者がある	0
施設がどうなっていくのか、不安を募らせている利用者がある	1
変化なし（全体的に利用者の状況をみて）	3
障害者自立支援法施行後（新体系から）からサービスを提供しているので利用者の変化はわからない	1
その他	1
不明・無回答	0

※その他：「移行前から利用者負担があり、大きな変化はない」

■一般就労を進めるための取り組み

- 就労継続支援B型事業所の充実強化
- 就労に対する意識づけ（意欲を高める取り組み）
- 受け入れ企業の開拓
- 就労意欲の意識づけ（本人のやる気）

■事業の運営における課題・問題点・改善点

- ケアホームの開設
- 職員の確保、職務に対する使命感を持つなど、職員教育が必要
- 職員の就業形態。職員のサービスの質の向上
- 児童デイサービスでは、個人の問題に沿って、社会（学校を含む）で生きていける最低限の能力獲得
- 就労継続支援B型事業では、利用者間の良好な（安定した）人間関係の獲得

■地域との連携について

- ネットワークへの組織づくり
- 災害時対応などで地域との連携が必要。まつりなどで交流している
- 障害者理解についての普及・啓発
- 交流活動を通して地域に開かれた事業所へ
- 講演会、クリスマス会等を企画し、交流を深めている。今後も、バザーなども企画して、さらに交流を深め、連携を取っていきたい

■行政との連携について

- 自立支援協議会の積極的活用
- 市との連携はとれている
- 協力体制の強化
- 事業所企画のさまざまな行事での交流を通して、現場での問題、また提案等をいただき、共存の社会構築をめざしていけることを希望する

■新体系移行後の問題点

新体系移行後の問題点についてたずねたところ、「事務が増え、職員の負担が増えた」が3件で最も多く、次いで「工賃確保のための事業拡大・新規事業の立ち上げ」が2件となっています。

(複数回答)

項目	件数
問題はない	0
収入減になり、非常に厳しい	0
利用者が退所している	0
事務が増え、職員の負担が増えた	3
事務が増え、利用者への支援の時間が減った	1
利用者確保をしなくてはならない	1
工賃確保のための事業拡大・新規事業の立ち上げ	2
新体系へ移行したが、障害者自立支援法の廃止予定後が不安で対応を困っている	0
その他	0
不明・無回答	1

■新体系サービスを推進するにあたっての必要な支援

新体系サービスを推進するにあたっての必要な支援をたずねたところ、「人材の確保」が4件で最も多く、「市・その他施設等との連携体制の強化」、「利用者の確保」、「相談支援事業者との連携強化」が各2件となっています。

(複数回答)

項目	件数
人材の確保	4
新体系サービスに係る経済支援	1
障害福祉サービスに係る情報提供	1
市・その他施設等との連携体制の強化	2
利用者の確保	2
相談支援事業者との連携強化	2
その他	0
不明・無回答	0

- 利用者がサービスを利用しやすくするために、どのような取り組みや連携・体制を整備していけばいいか

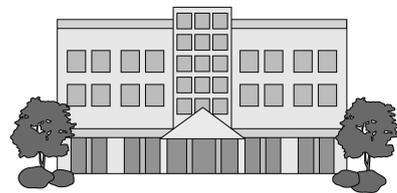
- サービスの情報提供と体制整備
- 支給決定前などに体験利用ができればよい
- 利用可能なサービスについての情報提供
- 障害の重症度にあわせた施設整備と、個人個人にあわせた支援の検討

- 第3期さぬき市障害福祉計画策定への意見

- 相談支援体制の強化
- 発達障害児等、障害児の支援
- 相談支援体制の強化。予算の確保
- 就労支援事業として、作業所活動推進のため、作業所で製造、作成した商品の販売の機会を設けていただくなど。また、商品コマーシャルにも関わっていただくなど

- さぬき市への意見・提言

- 障害福祉施策の積極的な情報提供をしてほしい
- 事業所と行政との意見交換の機会を設けていただき、事業所としても積極的にさぬき市の福祉行政と連携していきたい



4. 今後の施策推進に向けた課題

(1) 第2期障害福祉計画の実績

① 自立支援給付の状況

■ 訪問系サービスにおけるサービスの状況

種 類	単 位	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	932.0	914.5	917.5	1,146.5
	人	51	51	54	66

■ 日中活動系サービスにおけるサービスの状況

種 類	単 位	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
生活介護	人日分	596	736	1,083	1,592
	人	31	52	59	80
自立訓練(機能訓練)	人日分	72	97	76	32
	人	4	5	4	2
自立訓練(生活訓練)	人日分	33	44	56	0
	人	2	3	3	0
就労移行支援	人日分	0	20	18	22
	人	0	1	1	1
就労継続支援(A型)	人日分	0	0	40	44
	人	0	0	2	2
就労継続支援(B型)	人日分	21	60	1,054	1,391
	人	1	3	61	71
療養介護	人	1	1	1	2
短期入所	人日分	152	71	107	100
	人	25	17	25	30
児童デイサービス	人日分	177	158	227	314
	人	21	25	36	35

■ 居住系サービスにおけるサービスの状況

種 類	単 位	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
共同生活援助 共同生活介護	人	12	12	17	18
施設入所支援	人	25	28	40	49

■ 指定相談支援の状況

種 類	単 位	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
指定相談支援	人	3	2	2	2

② 地域生活支援事業におけるサービスの状況

■ 相談支援事業の実績

種 類	単 位	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
相談支援事業	—				
障害者相談支援事業	か所	9	9	9	9
地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無

■ 成年後見制度利用支援事業の実績

種 類	単 位	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有	有

■コミュニケーション支援事業の実績

種 類	単位	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
コミュニケーション支援事業	実人員	21	32	29	39

■日常生活用具給付等事業の実績

種 類	単位	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
介護・訓練支援用具	件	1	3	4	6
自立生活支援用具	件	5	3	8	15
在宅療養等支援用具	件	11	9	11	12
情報・意思疎通支援用具	件	7	5	10	11
排せつ管理支援用具	件	966	984	1,033	1,195
住宅改修費	件	2	4	0	2

■移動支援事業の実績

種 類	単位	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
個別支援型	実人員	75	65	80	76
	延べ 時間	6,653.0	6,670.0	6,482.5	6,013.5

■地域活動支援センターの実績

種 類	単位	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
地域活動支援センターⅠ型	か所	2	3	4	4
	実人員	5	27	8	6
地域活動支援センターⅡ型	か所	0	1	1	1
	実人員	0	15	3	4
地域活動支援センターⅢ型	か所	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0

(2) 今後の施策推進に向けた課題

国における施策展開や社会経済情勢の動向、さぬき市における「第2期さぬき市障害福祉計画」の実施状況などを踏まえ、「第3次さぬき市障害者計画」及び「第3期さぬき市障害福祉計画」の策定にあたっての課題を次のとおり整理します。

① 地域における自立生活を支えるための仕組みづくり

障害のある人の家族のなかには「自分が亡き後は施設に入って、一生安心して生活できるようにしてあげたい」と考える人も少なくありません。しかし、障害者自立支援法では「施設から地域へ」という障害者施策の方向性が明確に打ち出されており、障害のある人自身も、「自分や家族の家」で将来にわたって暮らしたいと考えています。

地域で現在暮らしている人や、これまで入所・入院を続けてきた人が地域へ生活の場を移そうとする場合も含め、障害のある人が、地域でその人らしく自立した生活を送れるようにするためには、相談支援体制や在宅サービスの充実をはじめ、住宅やグループホームなどの生活の場、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりを一層進めていくことが求められています。

また、地域社会の変化、生活様式の多様化、社会状況の複雑化などにより、障害福祉サービスのみでは対応できない制度の谷間にあるニーズや、複合的な問題に対しては、ボランティア活動や地域福祉活動など、地域で障害のある人や高齢者を支え、見守る仕組みが必要となっています。

② 身近で利用しやすい相談支援体制の充実

障害のある人は、困ったことがある場合、まず家族などの親族内で問題解決を図ろうとします。しかし、障害のある人自身や家族・親戚だけでは解決できない問題も多く、障害のある人が地域で暮らすうえで、年齢や障害種別等にかかわらず、身近なところで、必要なときにいつでも相談でき、適切な支援につながる体制づくりが求められています。

障害者自立支援法により、相談支援にかかわる事業はいくつかの財源ごとに事業が分割されましたが、市内及び近隣自治体における相談支援ネットワークを最大限に活かしつつ、障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実、大川圏域地域自立支援協議会の活用など、市として望ましい相談支援体制のあり方を検討し、再構築を図る必要があります。

また、障害者自立支援法改正法に基づき、地域自立支援協議会の強化や計画相談支援による個々の障害者への支援のあり方など、相談体制の充実にあたっては、より関係機関等との連携を強化していくことが必要となってきました。

③ 制度改革への対応と利用者の保護

障害者自立支援法では、身体・知的・精神3障害の制度の一元化や新たな障害程度区分・支給決定過程の導入など、障害福祉サービスのあり方が大きく改められたほか、制度改革などにより、移動支援、相談支援、障害児支援などのサービス変更が行われています。

このため、利用者にとってわかりやすく、利用しやすいサービスとなるよう、市民・事業者・市と一緒に知恵をしぼりながら、良質なサービスの提供をめざしていく必要があります。

また、市町村に実施の裁量が与えられた地域生活支援事業については、国や県の動向を踏まえ、市としての望ましいサービス提供のあり方を検討し、実施していきます。

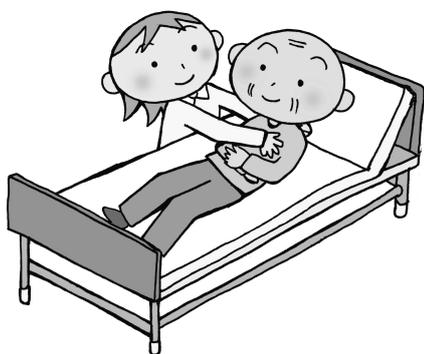
④ 地域で自立するための活動の場・働く場の確保

障害のある人が地域で生活を続けていくうえで、障害特性や一人ひとりの意欲、適性、能力等に応じて、身近に活動の場や働く場があることが望まれます。

自立支援給付における就労移行支援や就労継続支援、地域生活支援事業における地域活動支援センターのほか、官公需に係る障害福祉サービス事業所の受注機会の拡充や、商品の販売促進などについても取り組みを進めていくことが必要です。

また、福祉的就労における「就労移行」に向けた取り組みを重視するとともに、移行先となる地域での雇用の拡大や当事者による起業の促進が一層求められています。

これらに対し、公共職業安定所等と連携した就労促進や、受け入れ企業の開拓、意識啓発を推進するとともに、香川県障害者就労支援ネットワークの活動に協力・支援しながら、行政としての雇用をはじめ、地域での一般就労をいかに拡充していくか等について、市民・事業者・関係機関とともに検討していく必要があります。



⑤ともに生きるための暮らしやすい環境づくり

さぬき市における各障害者手帳の所持者数は 3,342 人、人口に対する割合は 6.3%でわずかに減少傾向にあります。障害があっても手帳を所持していない人や、高齢者等の要介護認定者、発達障害、難病等により継続的に生活上の支援を必要とする人などを加えると、何らかの支援や配慮が必要な人の割合はさらに高くなるものと思われます。

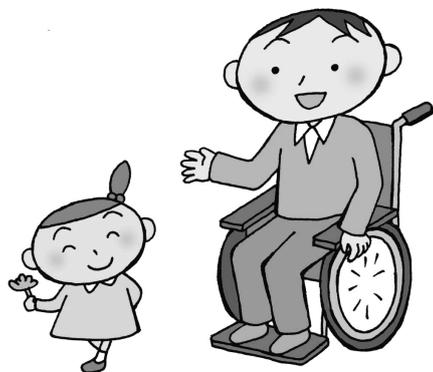
こうしたことから、障害のある人をはじめ、日常生活を送るうえで配慮が必要な人の視点から暮らしやすいまちにすることは、障害や疾病等がない人にとっても暮らしやすいまちであるとの考え方にたって、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の視点で施策を進めていくことは今後とも非常に貴重なことであると思われます。

また、障害者基本法において「社会的障壁」とは、「障害がある人にとって日常生活または社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されており、まちやモノにとどまらず、情報、サービス、心のバリアフリー化を推進することが必要です。とりわけ、啓発や教育、交流など多様な手段・機会を通じて、障害に対する人々の理解をより一層深め、支援と交流の輪を広げていくことが求められています。

⑥ライフステージに応じた一貫した支援施策の展開

障害のある人が住み慣れた地域で、自立し、自分らしい生活を送るためには、乳幼児期から高齢期に至るまで、さまざまなライフステージに応じた一貫した支援体制の整備を図る必要があります。

また、障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、分野ごとに細分化されています。このため、行政各分野間の連携・調整の強化も重要な課題であるといえます。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本的な理念・目標

これまでの計画の理念及び目標を考慮し、「第3次さぬき市障害者計画」及び「第3期さぬき市障害福祉計画」の基本理念及び目標像を次のとおり定めます。

(1) 基本理念

① 自己選択・自己決定の尊重

障害のある人が、住み慣れた地域や集落で、自分自身の生き方を主体的に選択し、決定できる社会の実現をめざします。

このため、質・量ともに充実したサービスの提供を図り、多様なサービスの中から、個々の状況に最も適したサービスを障害のある人が選択できるように努めていきます。

② 身近な場所での相談・サービスの提供

自己選択・自己決定を適切に行うためには、それを支える仕組みとして、必要な情報の提供、相談、サービスの利用援助、苦情解決、利用者の権利擁護などの充実を図る必要があります。

さぬき市では、こうした対応をより身近な場所で行えるような体制づくりに努めます。また、各種の事業・サービスについても、障害のある人にとって、より利用しやすい内容となるよう努めていきます。

③ だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

障害のある人もない人も、地域の中でともに生活していることを、当然の前提とした社会にする必要があります。そのためには、障害のある人が特別視されることなく、地域の一員としていきいきと暮らすことができるように、高齢者なども含めた「すべての人にやさしいまち」を築いていかなければなりません。

さぬき市では、障害のある人も気軽にまちに出かけることができるような社会、そして市民一人ひとりがともに尊重し合い、支え合うあたたかい社会を築いていくため、物心両面からさまざまな妨げとなるものを取り除いていく施策を展開し、だれもが暮らしやすいまちづくりを市をあげて推進していきます。

(2)めざすべき目標像

障害のある人もない人も、すべての人がともに生きる一人の人間としてその人権が尊重され、自らの望む生活を主体的に選び、その能力を最大限に発揮して暮らしていけるよう、あらゆる面においてその妨げとなるものを排し、差別のない平等な社会づくりをめざしていかなければなりません。

このため、ノーマライゼーションとリハビリテーションの考え方を基本に置き、障害のある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、総合的・計画的な施策を推進します。

また、地域との“つながり”や、あたたかい“ふれあい”のなかで、だれもが自分らしい生活を送ることができる共生のまちづくりをめざして、『だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち” さぬき』を、本計画の推進にあたってめざすべき目標像として設定します。

だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち” さぬき

■3つの基本理念とめざすべき目標像



2. 施策展開の基本方向

①啓発・交流

障害のある人はもとより、すべての人が「人として自分らしく生きたい」と願っています。

だれもが互いに尊重しあい、ともに生活できる「共生のまちづくり」を進めるため、きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育、障害のある人とない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障害や障害のある人に対する地域の人びとの正しい理解と認識を深めていきます。

②生活支援

障害のある人が、住みなれた地域で安心して、またいきいきと自立した生活をおくれるようにするためには、障害のある人が自らの生き方を選び、実践できるよう地域をあげて支援していくことが求められます。また、地域において障害のある人を介護・支援している人の負担軽減を図ることも重要な課題です。

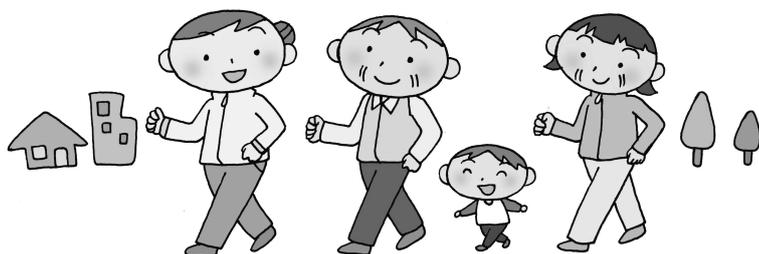
このため、障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策の一層の充実に努めます。

とりわけ障害者自立支援法に基づくサービス利用制度の円滑な実施を図り、市内における相談支援体制や福祉サービスの充実に努めます。また、サービス利用をはじめ、障害のある人の自己選択・自己決定を支援するため、権利擁護の推進に取り組みます。

③保健・医療

健やかで心豊かに暮らすことは、すべての人の願いです。とりわけ疾病や障害のある人にとって、それらの影響を軽減したり、健康を維持することは、自分らしく生活するうえでの重要な課題です。また、人生のいずれの時期に障害をもっても安心して生活できるよう、必要な時期に適切な治療や指導・情報提供等が受けられる体制づくりが求められています。

障害の原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療を図るとともに、障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等の充実に努めていきます。



④教育・育成

障害のある子もいない子も一人ひとりの個性が尊重され、地域でともに学び、育つことは、子どもたちが住みなれたわがまちでともに暮らし、豊かな生活を送るうえで非常に重要な要素となるものです。

このため、地域の学校・幼稚園・保育所と特別支援学校、関係機関等の緊密な連携のもとに、障害の状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす保育・教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。

⑤雇用・就労

障害のある人が地域でいきいきと働くことは、労働による経済的な自立を図るとともに、就労を通じた自己実現の場として社会からの孤立を回避し、社会の中での役割や生きがいを見出すうえで重要な意義を持っています。

行政自らが障害のある人の雇用に努めるとともに、各種制度の活用を通じて民間事業所での雇用を積極的に促進し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。また、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場・活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。

⑥社会参加

地域社会における多様な場に主体的に参加したり、自ら望む場所へ移動し、自由に活動を行うことは、地域で暮らす障害のある人にとって大きな願いであり、これを実現するための仕組みづくりが強く求められています。

このため、外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、就労、就学、生涯学習、スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動に参加するための条件整備を進めます。またあわせて、障害のある人一人ひとりの個性や能力をまちづくりに最大限に生かしていきます。

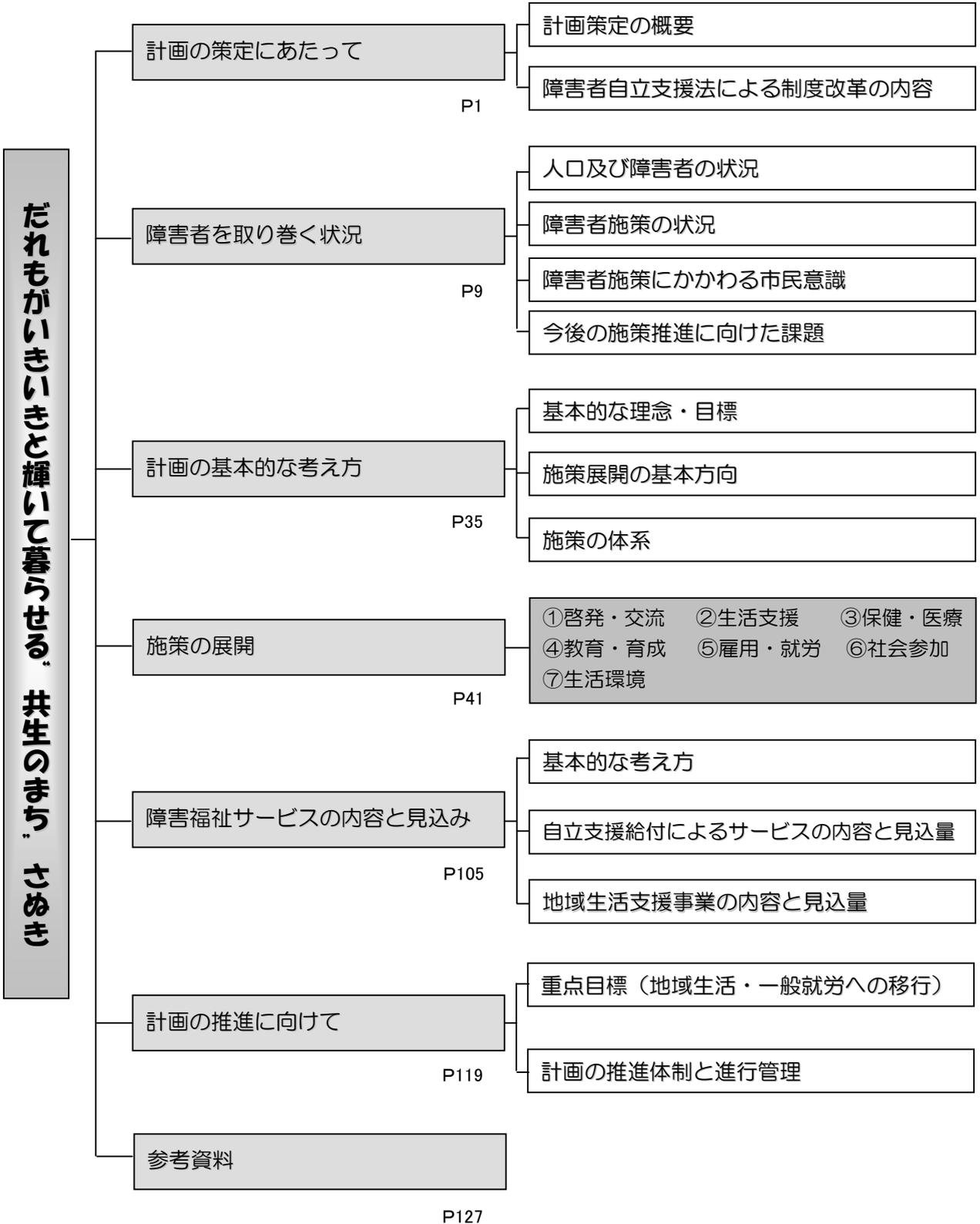
⑦生活環境

障害のある人が、地域で安全に安心して暮らしていくためには、生活基盤である暮らしやすい住宅の確保や生活空間のバリアフリー化、防災・防犯・交通安全面での障害のある人への配慮などが欠かせません。

このため、障害のある人をはじめとするすべての人が快適に暮らせるよう、住宅や公共公益施設、道路、交通機関などの環境整備を進めるとともに、地域をあげた防災・防犯対策、支援体制づくりに努めます。

3. 施策の体系

■ 計画の体系



第1章

第2章

第3章

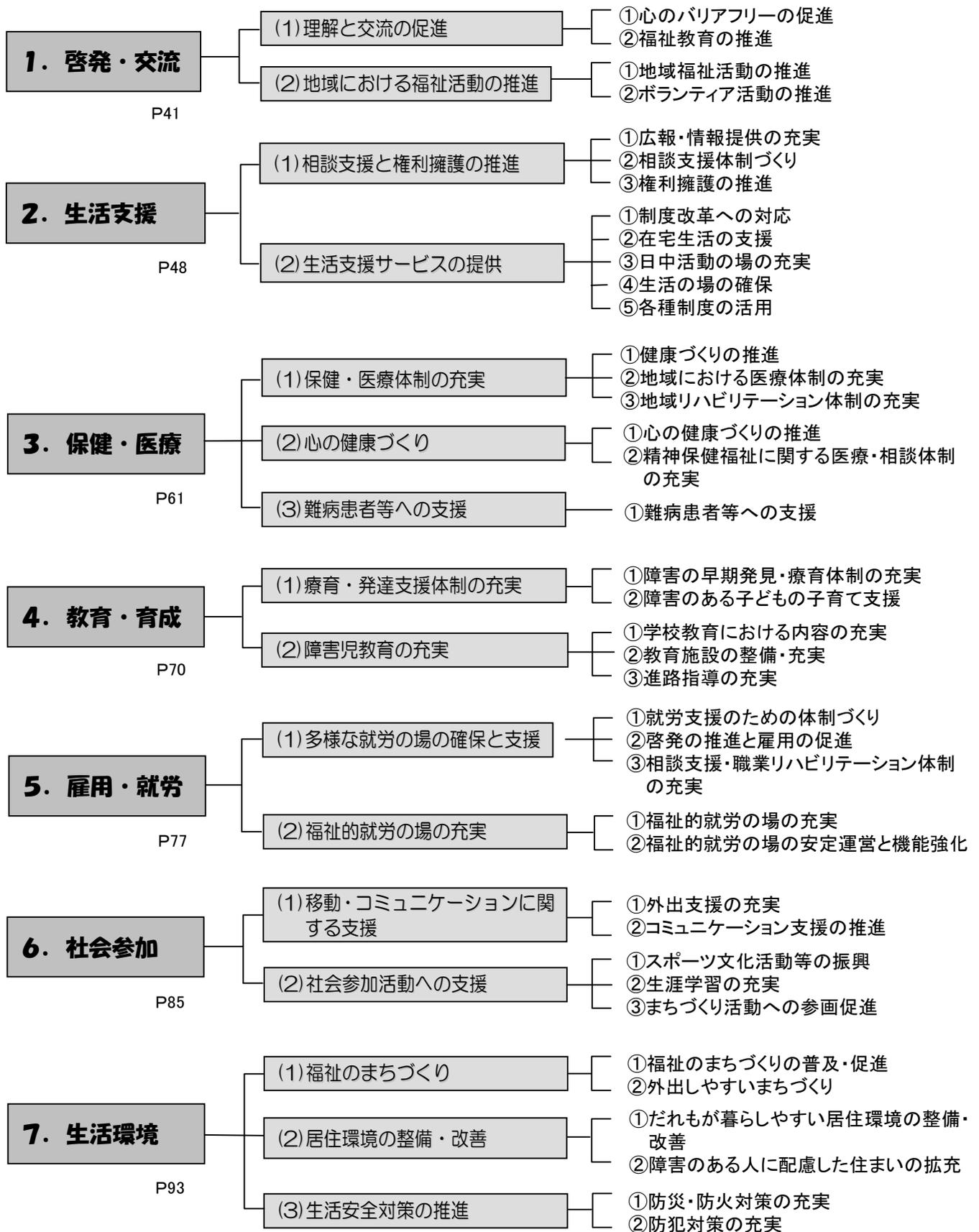
第4章

第5章

第6章

参考資料

■ 施策の体系



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1. 啓発・交流

(1) 理解と交流の促進

(1) 理解と交流の促進

- ①心のバリアフリーの促進
- ②福祉教育の推進

[現状・課題・方向性]

平成23年7月に障害者基本法が改正され、法の目的と障害者の定義についても見直されました。法の目的は「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」こと（第1条）とされ、障害者とは、単に障害がある人にとどまらず、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする」（第2条）とされています。なお、「社会的障壁」とは、障害がある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

本市では、障害に関する正しい理解が広がるよう、広報紙やイベント開催時における情報発信など、さまざまな機会を通じて啓発・交流活動の推進に努めています。また、市内の学校園においては人権教育の一環として、福祉教育・学習や体験・交流活動を計画的に実施しています。

障害のある人をはじめ、市民の一人ひとりが尊厳をもつかけがえない存在として人権が尊重され、ともに支えあう地域社会を築いていく必要があります。またそのために、人権尊重を基本としたきめ細やかな啓発活動、学校や生涯学習の場における福祉教育などを積極的に展開し、障害特性の理解やその人の立場に立ったより適切な対応の仕方など、障害のある人に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていくことが求められています。

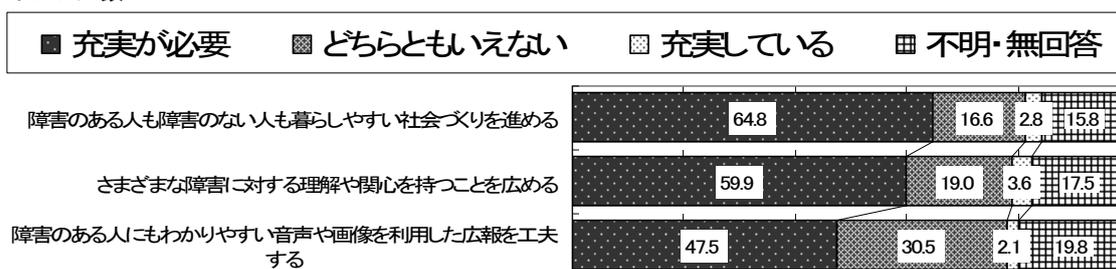
[アンケート調査の結果から]

啓発・広報の分野で充実が必要と思う施策についてたずねたところ、啓発・広報活動の推進、福祉教育の推進、公共サービス従事者などに対する障害者理解の促進について、いずれの項目も「充実が必要」という回答が多くなっており、啓発や福祉教育の推進によって障害のある人も障害のない人も暮らしやすい社会をつくっていくことが求められています。

■ 啓発・広報活動の推進

サンプル数: 469

単位: %



■ 福祉教育の推進

サンプル数: 469

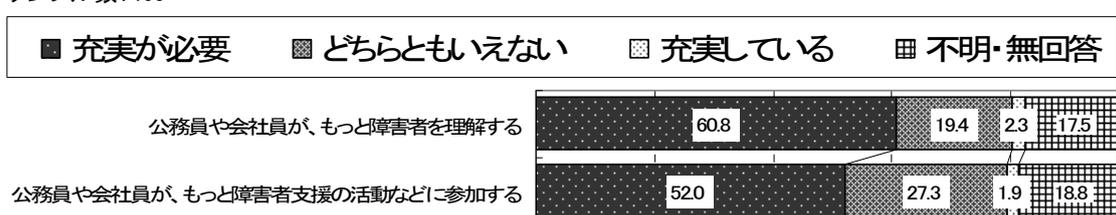
単位: %



■ 公共サービス従事者などに対する障害者理解の促進

サンプル数: 469

単位: %



①心のバリアフリーの促進

[具体的な取り組み]

●広報紙等を通じた啓発の推進

○広報紙やパンフレット、インターネットのホームページなど、多様な広報・情報媒体を活用し、障害のある人に関する情報提供、啓発に努めます。

●障害者週間やイベント開催時における啓発活動の推進

○「障害者週間」（12月3日～9日）や各種イベント開催時における障害福祉をテーマとした啓発活動を推進します。

●精神障害者に関する正しい理解の普及・啓発

○講演会や広報活動を通じて、精神障害のある人の社会復帰や自立・社会参加に対する地域の人々の関心と理解を深め、心のバリアを取り除いていきます。

●障害のある人による主体的な情報発信の支援

○障害のある人自身が主体的に情報発信、自己表現できる機会の確保に努め、障害に関する正しい理解の促進を図ります。

●障害のある人の地域活動等への参加促進

○民生委員・児童委員、福祉委員やボランティア団体、NPO法人等との連携を深め、障害のある人の地域活動やイベント等への参加が促進されるよう、継続的に呼びかけを実施します。

●グループホーム等の利用者と地域住民との交流の促進

○障害のある人のためのグループホーム等の利用者が、地域の一員として生きがいを持って暮らせるよう、地域住民との交流活動の実施やボランティアの受け入れなどを促進します。

●学校・企業など、地域における啓発・広報活動の推進

○学校における福祉学習の機会を充実させるとともに、企業や地域社会と連携した啓発・広報活動を推進し、障害や障害のある人への理解を促進します。

●関係職員の啓発・広報活動及び資質の向上

○障害保健福祉に関係する職員等への啓発・広報活動を推進し、意識の向上を図ります。また、関係職員の資質の向上を図ります。

②福祉教育の推進

〔具体的な取り組み〕

●学校園における福祉体験学習・人権教育の推進

○次代を担う子どもたちの障害のある人への理解が深まるよう、小・中学校、幼稚園における福祉体験学習や人権教育の推進、障害のある人との交流機会の充実等に努めます。

●幅広い市民を対象とする福祉教育の推進

○地域活動やイベントでの啓発活動、公民館における福祉講座の開催など、あらゆる年代の幅広い市民を対象とし、地域に根ざした福祉教育の推進に努めます。

●地域をあげた福祉学習・交流活動の促進

○子どもや地域住民が、福祉の体験や気づきを通して福祉に対する意識や実践力を育てていけるよう、バリアフリーマップづくりや障害のある人とのふれあいなど、地域や学校、職場等における自主的・継続的な学習・交流活動を促進します。

●福祉教育の推進に向けた人材の養成

○地域や学校において福祉教育を推進するための人材養成に努めるとともに、関係者の情報交換・共有の場の設定を図ります。

●福祉教育の向上

○ビデオやスライドなど、視聴覚教材の導入を図り、福祉や保健について基本的な理解が得られる機会を増やしていきます。また、福祉教育に携わる教職員・関係者等の資質の向上に努めます。



(2) 地域における福祉活動の推進

(2) 地域における福祉活動の推進

- ① 地域福祉活動の推進
- ② ボランティア活動の推進

[現状・課題・方向性]

障害のある人が身近な地域で安心して生活し、また自ら望む生き方を選び、自立した質の高い生活を送るためには、公的な支援制度・サービスとあわせて、障害者団体やNPO法人、ボランティア団体をはじめ、地域のさまざまな個人・団体が、障害のある人個々に応じたきめの細かい支援活動を主体的に進めていくことが望まれます。

本市では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉委員、各地区の代表者等と連携し、地域における福祉活動の推進に向けた取り組みを進めるとともに、「優しさと思いやりが織りなす いきいき福祉のまち」を基本目標とする「第2期さぬき市地域福祉計画」（平成21年度～平成25年度）を策定し、地域と行政の協力・連携のもとに、市民一人ひとりが安心して暮らせる豊かな福祉社会づくりをめざしています。

本計画の将来像として掲げる「だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち”」を実現するうえでも、地域福祉活動の展開を通じて、身近な声かけ・相談をはじめ、障害のある人やその家族を支えていくためのさまざまな取り組みを進め、だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが求められています。

またあわせて、市民活動団体との連携・協働を図りながら、障害のある人の地域における生活や社会参加を支えるボランティア活動、福祉活動などさまざまな市民活動の振興に今後も努めていく必要があります。



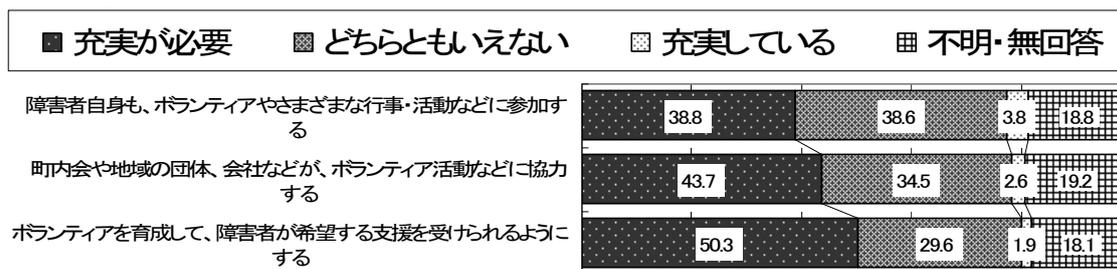
【アンケート調査の結果から】

ボランティア活動の推進について充実が必要と思う施策についてたずねたところ、特に「ボランティアを育成して、障害者が希望する支援を受けられるようにする」について「充実が必要」という回答が多くなっています。

■ ボランティア活動の推進

サンプル数：469

単位：%



① 地域福祉活動の推進

【具体的な取り組み】

● 地域福祉活動の推進

- 「地域福祉計画」に基づき、地域における福祉活動の振興に努めます。
- さぬき市社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」に基づいて展開する各種の取り組みについて、引き続き支援に努めます。

● 民生委員・児童委員、福祉委員活動の支援

- 障害のある人の身近な相談・支援者である民生委員・児童委員、福祉委員の活動に対する支援に努めます。

● 障害のある人の実態・支援ニーズ等の把握

- 障害のある人の日常的な見守り・支援や緊急時の対応などが円滑に行えるよう、個人情報に配慮しつつ、障害のある人の生活実態や支援の必要性等の把握について、民生委員・児童委員、福祉委員等と連携しながら取り組みを進めます。

● 声かけ運動の推進

- 市民が身近にできる取り組みとして、障害のある人や高齢者、子育て家庭等に対する声かけ運動を推進します。

② ボランティア活動の推進

[具体的な取り組み]

● 障害者支援ボランティアの育成

○ 県や社会福祉協議会、障害者団体等と連携しながら、点訳や音読、手話通訳、要約筆記、移動支援など、障害のある人を支援するボランティアの確保・育成を図ります。また、地域で生活する精神障害のある人を対象に支援活動を行う精神保健福祉ボランティアの育成に努めます。

● ボランティアに関する広報・啓発、講座等の開催

○ ボランティア活動に関する情報提供の拡充を図り、市民の啓発に努めます。
また、社会福祉協議会のボランティア相談窓口を中心にボランティアの発掘と育成に向けた各種講座・講習会等を開催します。

● ボランティア・コーディネーターの育成

○ ボランティアと支援の必要な人を適切につなぐため、関係機関との連携を図りながら、活動先の紹介、活動に関する相談、情報提供などを行うボランティア・コーディネーターの育成を図るとともに、ボランティア相談窓口への配置を進めます。

● 地域における活動拠点づくり

○ 地域に根ざした福祉活動をより一層推進するため、公民館や集会所等を活動の拠点として活用し、身近なボランティア活動の展開を図ります。

● 障害者ボランティアネットワークの推進

○ 障害のある人が身近にボランティアによる支援を受け、また、市民が気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを進めるため、社会福祉協議会や障害者団体、ボランティア活動団体等によるネットワークづくりを進めます。
○ 社会福祉協議会におけるボランティアセンター事業に基づき、ボランティア活動がしやすくなるための、情報提供や人材の養成・研修など、援助等を行っていきます。

● ボランティア活動情報の提供

○ ボランティア団体などと連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報を提供していきます。

2. 生活支援

(1) 相談支援と権利擁護の推進

(1) 相談支援と権利擁護の推進

- ① 広報・情報提供の充実
- ② 相談支援体制づくり
- ③ 権利擁護の推進

[現状・課題・方向性]

障害のある人に関わる施策・事業など各情報の提供は、自立支援の第一歩となるものであり、障害のある人や家族の立場に立ったわかりやすく理解しやすい情報の提供が求められています。今後とも利用可能な制度やサービスのことを知らないために利用できないということがないように、情報の入手が困難な状況におかれている人についても、必要な情報を容易にわかりやすく入手できるような取り組みが求められています。

障害のある人や家族、介助者等が抱えるさまざまな問題の解決に向け、身近な地域で気軽に相談でき、利用者の相談を受け止め、適切な支援へとつなげていくような体制を整備することは、自立支援の基盤となるものです。このため、相談支援に関わる関係機関のネットワーク化を進め、障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実を図るとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに引き続き努めていく必要があります。

少子高齢化に伴い、障害のある人自身や家族の高齢化が進みつつあり、とりわけ家族においては、自分が亡くなった後の障害のある人本人の暮らし方、介助や支援についての不安を抱く人が多くみられます。

また、障害特性により生活支援制度やサービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が十分でないために生じているさまざまな問題や、家庭・施設における虐待や権利侵害、障害のある人や高齢者をねらった金銭詐取等の犯罪被害など、障害のある人を対象とする権利擁護の推進は、社会的に急を要する問題となっています。

このため、今後とも福祉サービス利用時の援助や成年後見制度の利用支援、サービス事業者による苦情解決体制の整備等に努めていくとともに、相談支援体制全般の見直しとあわせ、障害のある人の権利擁護に向けた具体的な仕組みづくりを進めていく必要があります。

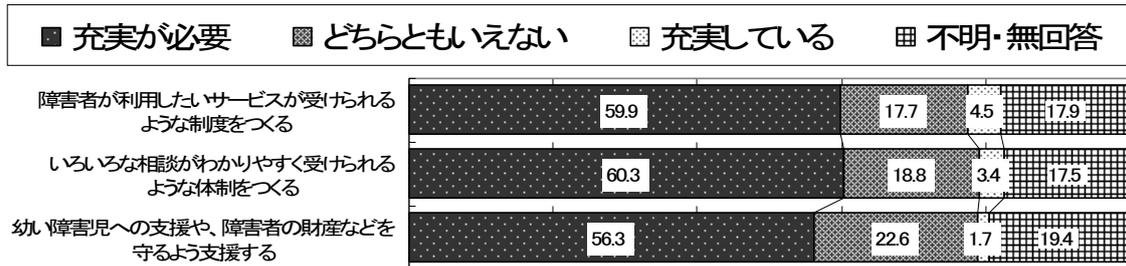
【アンケート調査の結果から】

生活支援や情報・コミュニケーションの分野で充実が必要と思う施策についてたずねたところ、利用者本位の生活支援体制の整備、情報バリアフリー化の推進、情報提供の充実について、いずれの項目でも「充実が必要」という回答が多く、サービス利用や相談がわかりやすく受けられるための情報提供や、財産などが守られるような権利擁護が求められています。

■利用者本位の生活支援体制の整備

サンプル数：469

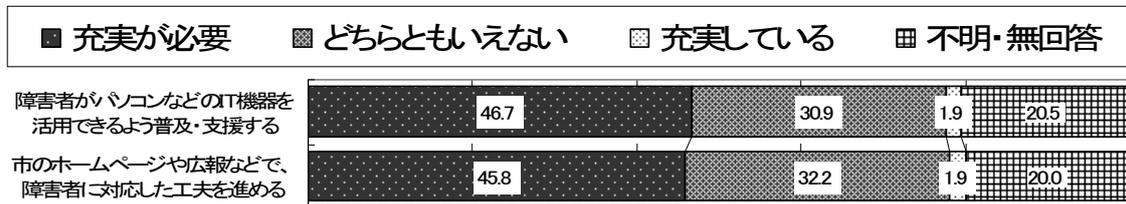
単位：%



■情報バリアフリー化の推進

サンプル数：469

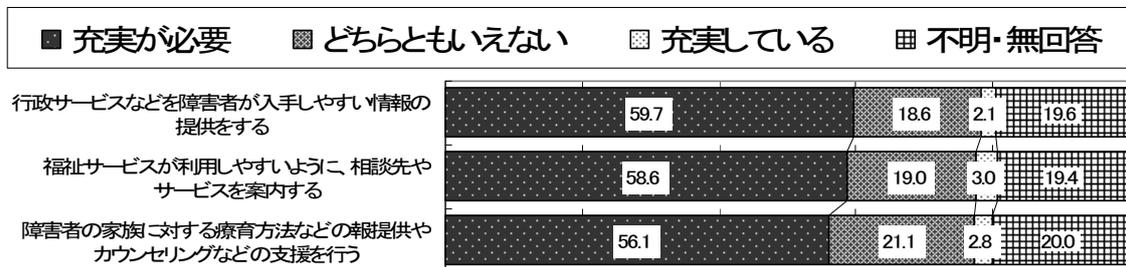
単位：%



■情報提供の充実

サンプル数：469

単位：%



第1章

第2章

第3章

第4章

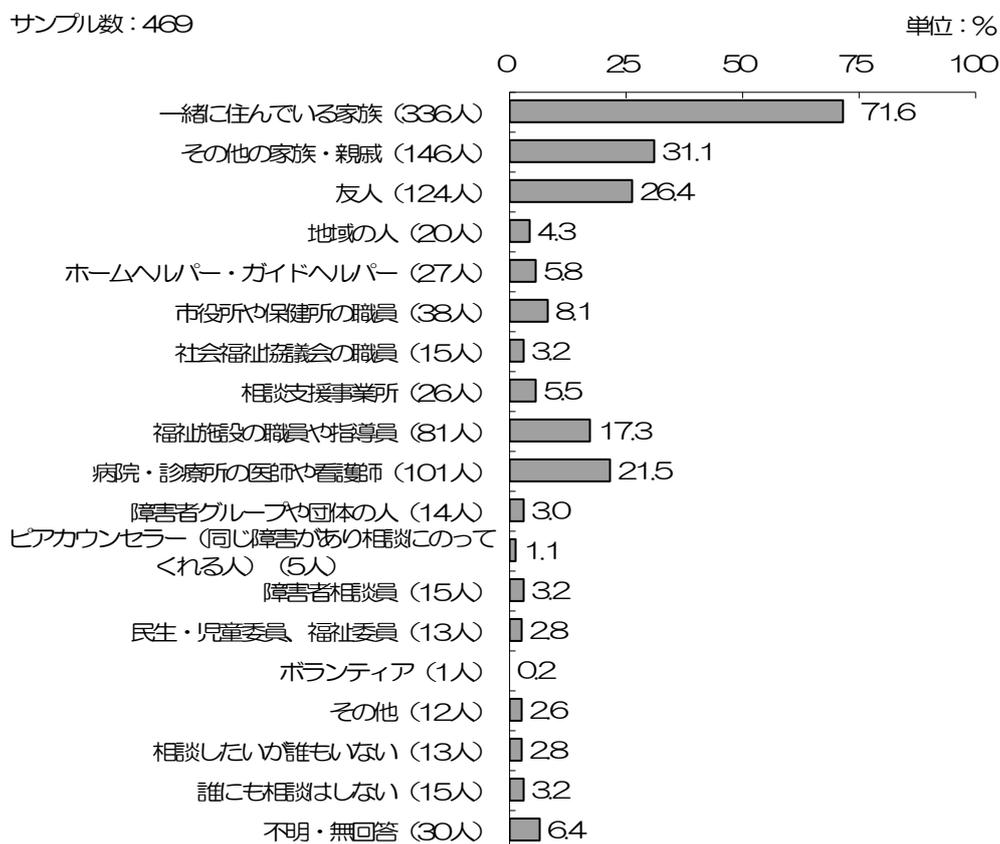
第5章

第6章

参考資料

また、困ったことや相談したいことの相談先については、「一緒に住んでいる家族」が最も多く、市役所や専門機関については少ない状況です。

■ 困ったことや相談したいことの相談先



① 広報・情報提供の充実

[具体的な取り組み]

● 障害福祉に関する情報提供の充実

○ 広報紙やパンフレット、インターネットのホームページなど、多様な媒体を通じて、障害者手帳の申請方法、各種支援制度・サービスの内容と利用方法、市内・近隣地域における関係施設の案内等をわかりやすく紹介していきます。

● 点字刊行物等の発行

○ 文字による情報入手が困難な障害のある人のために、「点字広報」や「声の広報」の発行など、生活を送るうえで必要度の高い情報などを定期的に提供します。

● 行政情報のバリアフリー化

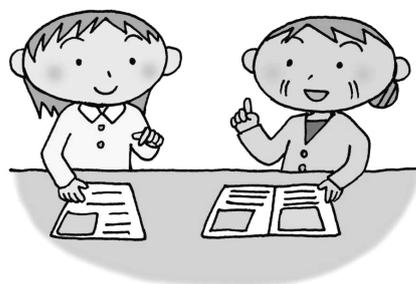
○ 広報紙等の行政刊行物の発行や市民に対する情報提供に際しては、それぞれの障害に応じた情報提供を図るよう配慮に努め、行政情報のバリアフリー化を促進します。

● 障害者団体・施設等への情報提供の推進

○ 障害者団体や関係施設などに対して、障害保健福祉関係の情報を提供し、当該団体等から障害のある人への情報を提供できる体制の整備に努めます。

● ITを用いた情報提供の推進

○ IT（情報通信技術）を用い、ホームページなどに情報を積極的に提供していきます。また、パソコン教室などの開催や日常生活用具給付事業によるパソコン周辺機器の購入等への助成を行っていきます。



②相談支援体制づくり

〔具体的な取り組み〕

●障害のある人のための相談支援事業の実施

○障害者相談支援事業など、障害のある人や家族等の相談ニーズに応じて、福祉サービスの利用援助や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談、生活情報の提供等を総合的に行う各種相談事業等の円滑な実施に努めます。

●庁内における相談支援体制の充実

○保健・医療・福祉など多分野にわたる障害者施策に関する情報提供・案内等が総合的に実施できるよう、庁内各部局の連携に努め、障害種別にかかわらず、市民が気軽に相談できるような相談支援体制づくり、プライバシーの保護等に努めます。

●相談支援担当職員の増員と資質向上

○相談内容の多様化や件数の増加に応じて適切な相談対応が図れるよう、相談支援業務に携わる担当職員の増員を検討するとともに、円滑な対応ができるよう、研修等を通じて職員の資質の向上を図ります。

●身近な相談機能の充実

○身近な地域における相談者となる障害者相談員や民生委員・児童委員、福祉委員等の活動への支援に努めるとともに、相談制度の周知を図り、研修会等によって相談員の資質向上を図ります。

●相談支援機関のネットワーク化

○障害福祉に関する相談支援・案内等が総合的に提供できる環境づくりを進めるため、市内及び近隣地域の相談支援機関による日常的な連携・調整に努めます。

○個別支援計画の作成にあたって、障害者や家族・介助者、相談支援機関や関係機関等との連携を図るとともに、個別支援会議等の開催により、情報の共有化に基づく支援を進めていきます。また、高齢者への相談支援の中核である、地域包括支援センターとの連携を強化していきます。

●障害者自立支援協議会の充実

○障害のある人や家族等を支えるための仕組みづくりの協議・検討・調整などを進めるため、平成18年12月に、本市と東かがわ市で構成する「大川圏域地域自立支援協議会」を設置しています。平成23年12月の障害者自立支援法の改正で法律に位置づけられたことを踏まえ、相談支援の充実や障害福祉計画の策定から点検・評価まで、一層の充実と有効活用を図っていきます。

③権利擁護の推進

[具体的な取り組み]

●権利擁護体制の整備

○障害のある人の権利擁護に向けて、県や関係機関との連携に努めます。

●成年後見制度の普及と利用支援

○判断能力が十分でない人の権利を守るため、財産管理や身上監護に関する契約などを援助する成年後見制度について、普及に努めるとともに、制度の利用促進を図ります。

○関係機関と連携し、成年後見制度の利用が必要な障害者等の把握に努め、利用促進にあたっての体制について整備していきます。

●日常生活自立支援事業の推進

○判断能力が十分でない人を対象に社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の推進を図ります。

●障害のある人の虐待防止に向けたネットワークづくり

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成24年10月1日から施行されることを踏まえて、障害のある人に対する虐待の防止に向けて、関係機関における連携体制の構築や具体的な対応に取り組みます。

●苦情解決体制の整備

○県社会福祉協議会の福祉サービス運営適正化委員会、サービス事業者など関係機関との連携を図りながら、福祉サービスに関する苦情解決に向けた適切な対応に努めていきます。

●第三者による事業評価の促進

○福祉サービス利用者に対するサービス選択のための情報提供やサービスの質の確保・向上を図るため、県社会福祉協議会の福祉サービス第三者評価事業による事業評価を促進します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

(2)生活支援サービスの提供

(2)生活支援サービスの提供

- ①制度改革への対応
- ②在宅生活の支援
- ③日中活動の場の充実
- ④生活の場の確保
- ⑤各種制度の活用

[現状・課題・方向性]

障害のある人が自己選択・自己決定のもとに各種の生活支援サービスを活用することは、住み慣れた地域で自立し、安心して生活を送るうえで重要な要素であり、生活の質（QOL）を高めることにもつながるものです。

障害者自立支援法施行以来の「施設入所や長期入院から地域生活へ」、「就労支援」という障害者施策の方向や、施設系サービスを中心とするサービス事業体系の再編、障害程度区分の導入などに加え、同行援護など移動支援の充実や、地域移行支援や地域定着支援など地域生活への更なる支援、また、児童福祉法による障害児支援の再編など、新たな制度改革にも的確に対応する必要があります。

そのため、市内・近隣自治体のサービス事業所が自立支援給付や地域生活支援事業による障害福祉サービスの供給体制を充実し、市内においてより充実したサービス提供が行われるよう、県をはじめ関係機関との連携・調整を通じて、サービス提供基盤の確保・充実に努める必要があります。

またあわせて、今回の制度改正や新しいサービス内容の市民への周知・情報提供、公平で透明感のあるサービス支給決定、障害のある人個々の状況や希望に応じた的確な生活支援を行うためのサービス利用計画づくりなどの取り組みについても、より一層進めていく必要があります。

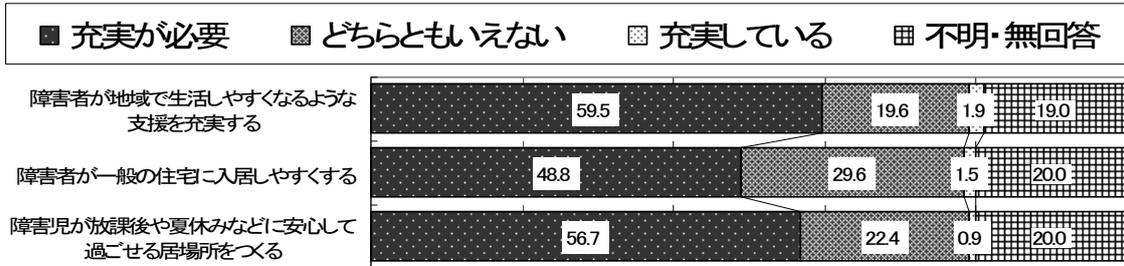
【アンケート調査の結果から】

生活支援の分野で充実が必要と思う施策についてたずねたところ、地域移行の推進について、いずれの項目でも「充実が必要」という回答が多くなっています。

■ 地域移行の推進

サンプル数：469

単位：%

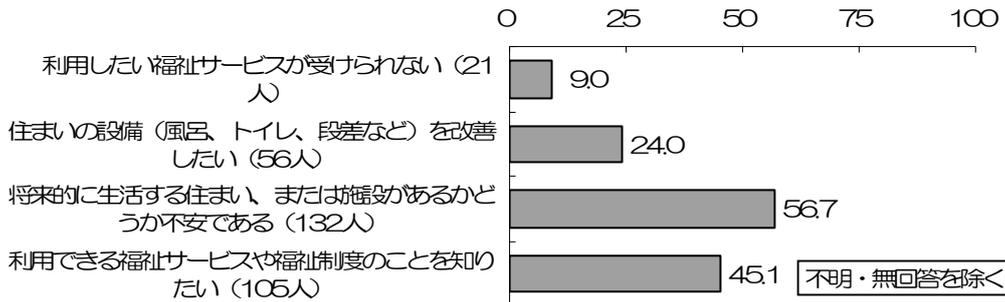


福祉サービスについて困っていたり相談したいと思っていることについては、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安である」が最も多くなっています。

■ 福祉サービスについて

サンプル数：233

単位：%

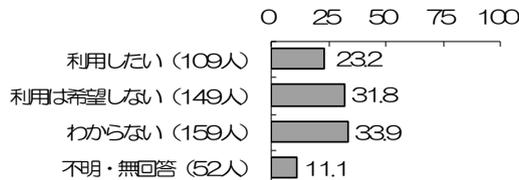


また、サービスの利用意向についてたずねたところ、居宅介護、日中活動系サービス、短期入所のいずれも「わからない」という回答が最も多くなっています。

● 居宅介護

サンプル数：469

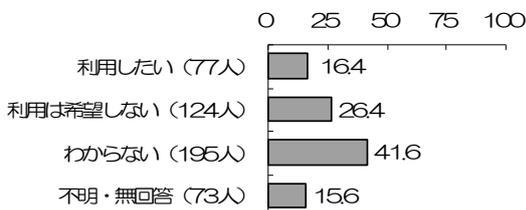
単位：%



■ 日中活動系サービス

サンプル数：469

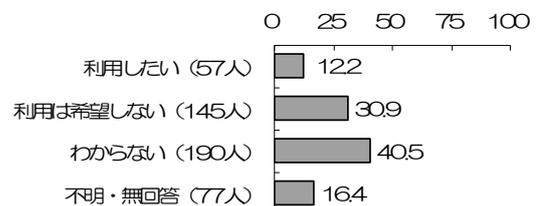
単位：%



● 短期入所

サンプル数：469

単位：%



①制度改革への対応

〔具体的な取り組み〕

●制度改革についての周知・広報

○障害者制度等の改正に伴うサービス内容や手続等に関する周知を図るため、広報紙などの多様な媒体、サービス事業所や関係機関・団体等を通じた情報提供に努めます。

●第3次障害者計画・第3期障害福祉計画策定の留意事項

i) 都道府県・市町村の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進等

都道府県が圏域単位を標準として計画を作成する際には、協働により作成作業を行うとともに、関連する内容を市町村障害福祉計画に反映させる必要があります。

ii) 障害のある人の地域生活への移行の一層の促進

障害のある人の地域生活への移行を一層促進する必要があるため、障害のある人の地域移行にあたって、支援施策を進めていく必要があります。

iii) 障害児支援の強化

これまでの児童デイサービスが、児童福祉法による障害児通所支援制度に再編され、発達障害も含めて、身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場が設けられました。

iv) 相談支援体制の充実・強化

地域における適切なサービス利用を支える相談支援体制のさらなる充実・強化が必要との認識のもとで、自立支援協議会のあり方を計画上明確に位置づける必要があります。

v) 一般就労への移行支援の強化

福祉施策等における障害のある人の雇用確保の観点から、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡充について記載をし、取り組みを進めていくことが必要です。

vi) 虐待防止に対する取り組みの強化

障害のある人に対する虐待防止に関する取り組みが一層求められており、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応などについて、地域全体でシステム整備を行うことが必要です。

vii) サービス見込量に対する考え方の見直し

新たに、同行援護、地域移行支援、地域定着支援などの利用を見込むほか、平成26年度に向けた目標値として、就労移行支援事業の利用者数や就労継続支援事業の利用者の割合を設定する必要があります。

②在宅生活の支援

〔具体的な取り組み〕

●居宅介護等のホームヘルプサービスの推進

- 日常生活を営むことに支障のある人が地域社会のなかで安心して、また自ら望む生活が送れるよう、身体介護、家事援助、相談などのサービスを、障害の種類や程度に応じて適切に提供できるよう努めます。
- 県やサービス事業所と連携しながら障害特性を理解し、的確に対応できるヘルパーの確保、資質の向上に努めます。

●短期入所(ショートステイ)事業等の推進

- 一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の負担軽減を図るための短期入所事業について、サービス事業所との調整により受け入れ体制の充実を図るなど、必要なときに利用できるようなサービス提供に努めます。

●日中一時支援事業の充実

- サービス事業所との調整のもとに、障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援するとともに、障害のある児童の学校の下校時における活動の場を提供します。

●その他の生活支援サービスの充実

- 障害のある人がより円滑に、安心して日常生活が送れるよう、補装具費の給付や日常生活用具の給付など、障害の状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。



③日中活動の場の充実

[具体的な取り組み]

●自立支援給付によるサービスの提供

○県や近隣自治体、関係機関と連携しながら、障害者自立支援法に基づく介護給付や訓練等給付の各日中活動系サービスの提供を促進します。

●地域活動支援センター事業の実施

○創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うとともに、日常的な相談支援、サービス利用の援助等を行う「地域活動支援センター」について、サービス事業所による事業実施を促進します。

●ふれあいの場づくり

○身近な地域などで、障害のある人やその家族、支援者等が気軽に集い、交流できるとともに、地域の人々と障害のある人とのふれあいを促す場として、公共施設など既存施設を活用した交流の場の確保・整備に努めていきます。

④生活の場の確保

〔具体的な取り組み〕

●地域生活への移行に向けた取り組みの推進

○入所施設の利用者や精神科病院の長期入院者について、本人の意向を尊重しつつ、家族や地域住民等の理解と協力のもとに地域生活への円滑な移行が図られるよう、「地域移行支援」、「地域定着支援」など相談支援の取り組みを進めます。

●地域における生活の場の確保

○障害のある人が、地域のなかで必要な援助を受けながら共同生活を送る場となるグループホームやケアホームの開設・増設を促進するため、県や関係機関と連携しながら、運営法人等への指導・調整、助成、支援等に努めます。

●施設入所サービスの提供

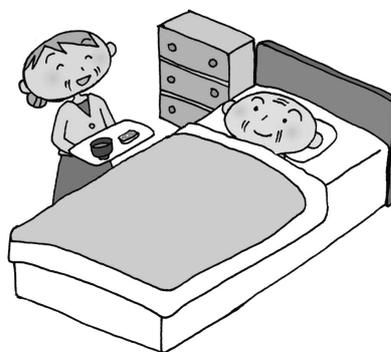
○「施設入所支援」の対象となる入所施設について、広域的な調整のもとに、施設整備やサービス提供を促進します。

●入所施設やグループホーム等における生活の質の確保

○入所施設やグループホーム等における生活が利用者の意向に的確に応えたものであり、利用者の一人ひとりが人権を尊重された快適な生活を送ることができるよう、サービス内容の充実をサービス事業所に要請します。

●入所施設に関する相談・情報提供

○障害や家庭の状況、障害のある人・家族それぞれの意向を尊重しながら、入所施設に関する相談支援、情報提供に努めます。



⑤各種制度の活用

[具体的な取り組み]

●各種制度の周知と利用促進

○障害のある人や家族の生活の安定を図るため、障害者年金や各種手当、税制控除、医療費の助成、各種料金の減免・割引制度等について、障害のある人や家族に周知し、制度を有効に活用するよう図っていきます。

●各種年金・手当等の給付

○障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、国や県の制度に即し各種年金、手当等を給付します。

○障害者年金など個人の財産については、障害のある人が成年後見制度等を利用して、安心して適切に管理できるよう支援していきます。

●医療費の助成

○自立支援医療など、障害の軽減、回復、治療等に要した費用について、国の自立支援給付や県の制度に準じて医療費を助成し、障害のある人や家族の費用負担の軽減を図ります。

●利用者負担への配慮

○自立支援給付に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用に伴う自己負担額については、国・県における基本的な考え方や近隣自治体の動向を踏まえつつ、軽減措置などの配慮に努めます。

●所得保障に関する働きかけ

○障害のある人が安心して生活できるよう、年金や一般就労が難しい人の収入の確保、税制面など障害のある人を支える家族への配慮など、各種制度の充実や支給範囲の拡大等について、国・県、関係機関に働きかけます。

3. 保健・医療

(1) 保健・医療体制の充実

(1) 保健・医療体制の充実

- ①健康づくりの推進
- ②地域における医療体制の充実
- ③地域リハビリテーション体制の充実

[現状・課題・方向性]

医学の急速な進歩により、障害となる原因の一部についてはその予防が可能となりつつあり、心身の疾病や発育・発達上の課題等の早期発見、早期治療、早期療育が図られています。また、極小未熟児や重症患者等の救命率が飛躍的に向上するなど、何らかの障害があるなかで適切な医療・リハビリテーション等を受けることにより在宅生活を送る人が増えています。

本市では、地域全体で市民による主体的な健康づくりが推進されるよう、高血圧や骨・関節疾患の予防、心の健康づくり等に向けて、健康診査や相談指導等の保健事業、高齢者を対象とする介護予防事業等の実施に努め、市民の健康づくりを支援しています。

今後とも、だれもが安心して健康的な日常生活が送れるよう、市民のライフステージに応じた保健・医療サービスを適切に提供し、障害や疾病の発生予防や早期発見・治療、重度化防止等に努めていく必要があります。

また、障害のある人が、身近な地域においてその特性や程度に応じた医療・リハビリテーションを受けることができ、健康の維持・増進を図れるよう、県や医療機関など関係機関との連携のもとに、地域の医療体制の充実についても取り組んでいく必要があります。



【アンケート調査の結果から】

保健・医療の分野で充実が必要と思う施策についてたずねたところ、障害の原因となる疾病などの予防・治療について、いずれの項目でも「充実が必要」という回答が多くなっています。

■ 障害の原因となる疾病などの予防・治療

サンプル数：469

単位：%

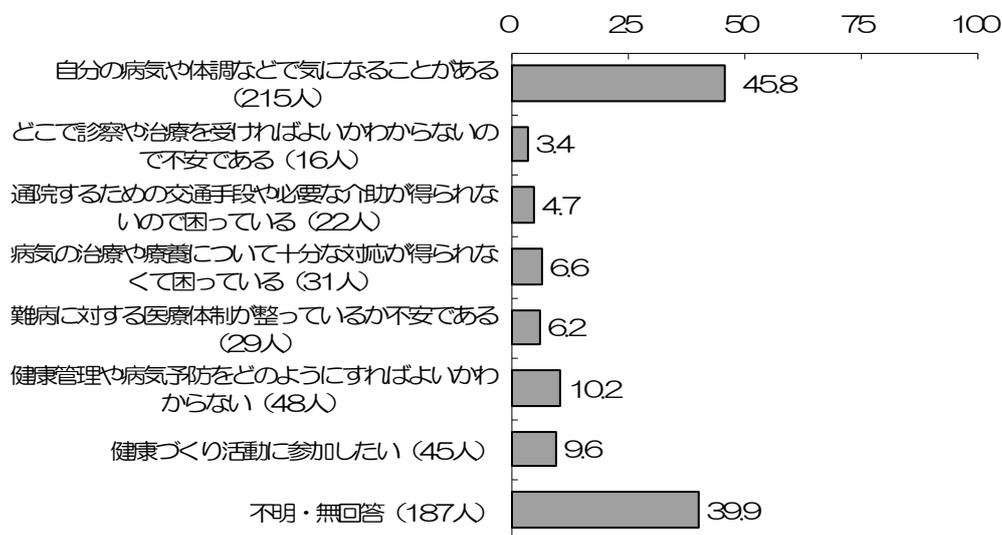


自分自身の健康について、困っていたり相談したいと思っていることについては、「自分の病気や体調などで気になることがある」が最も多くなっています。

■ あなた自身の健康について

サンプル数：469

単位：%



①健康づくりの推進

〔具体的な取り組み〕

●健康意識の普及・啓発(健康づくり活動の充実)

- 健康教育の充実や広報活動等を通じて、疾病や外傷等の予防、治療方法など、市民への正しい知識の普及を図ります。特に、中途視覚障害の主な原因となる糖尿病対策の充実を図ります。
- 健康づくりに関する講座の開催等により、市民各層の健康管理、健康づくりに対する意識を高め、健康的な生活スタイルの確立をめざして、障害のある人はもとより住民全ての健康づくりを総合的に推進します。

●妊産婦や乳幼児に対する保健事業の充実(母子保健の充実)

- 妊産婦に対する健康教育・相談や各種健診、乳幼児健診、個別相談指導の実施等を通じて、障害の発生予防や発育・発達上の課題の早期発見、早期治療・早期療育等に向けた体制の充実に努めます。
- 母子保健、学校保健、職域保健、老人保健等の充実と、相互の連携を図ります。

●生活習慣病の予防と早期発見

- 障害発生の大きな要因となる生活習慣病の予防と早期発見に向け、学校や地域、職域における基本健康診査、各種がん検診などを適切に実施し、要観察者に対する相談指導、医療機関等への受診勧奨に努めます。

●精神疾患に対する相談支援と受診促進

- 精神疾患や難治性疾患等について、専門医療機関等との連携を図り、適切な診断・治療の促進に努めます。

●障害のある人に対する保健事業の充実

- 保健師や看護師等による訪問相談・指導、専門家による各種講座の実施など、障害のある人の健康の保持・増進に向け、個々の状況に応じて適切な保健サービスを提供できるよう努めます。
- 障害のある人の生活習慣病や二次障害の予防、疾病の早期発見のため、各種健診に障害のある人がより受診しやすくなるよう、曜日・時間・送迎などの条件整備を進めていきます。

②地域における医療体制の充実

[具体的な取り組み]

●在宅医療サービスの充実

○障害のある人などが自宅で安心して療養できるよう、夜間・休日や緊急時の医療体制、訪問診療や訪問看護等の充実に向けて、関係機関に働きかけるとともに、市内・近隣地域における診療体制に関する情報の収集と提供に努めます。

●自立支援医療の円滑な実施

○障害の軽減、回復、治療等に要した費用の一部を公費負担する自立支援医療(旧更生医療、旧育成医療、旧精神障害者通院公費負担)の円滑な実施に努めます。

③地域リハビリテーション体制の充実

[具体的な取り組み]

●リハビリテーション体制の充実

○障害の軽減、機能回復等を図るため、保健センターや医療機関など関係機関の連携のもとに、リハビリテーション提供体制の充実に努めます。

●生活能力の維持・向上等の支援

○入所施設や病院を退所・退院した人が、地域生活を営むために必要な身体機能・生活能力の向上などを支援する自立訓練(機能訓練、生活訓練)等の推進に努めます。

●小児リハビリテーション体制の充実

○保健所や療育関係機関との連携を通じて、障害のある子どもに対するリハビリテーション体制の充実に努めます。



(2)心の健康づくり

(2)心の健康づくり

- ①心の健康づくりの推進
- ②精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実

[現状・課題・方向性]

身体的な健康と同様に「心の健康」を保ち、つくっていくことは、複雑な現代社会を生きるうえで大きな課題となっており、ストレスの解消など心のケアへの関心が全国的に高まっています。とりわけ障害のある人やその家族においては、日常生活のなかで心の健康を維持することが大きな課題であると考えられます。

こうした心の健康問題については、正しく理解することによりストレスを上手にコントロールしながら発病を予防したり、不調や症状に気づき早期に適切な対応を図ることで状態を改善したり悪化を防ぐことができます。これには、ストレスや精神疾患に関する正しい知識や情報の提供とともに、精神疾患に対する誤解や偏見をなくし、心の問題について身近に安心して相談できる環境をつくる必要があります。

また、精神障害のある人については、国による「入院医療から地域の保健・医療・福祉を中心とした支援へ」との施策の基本方向に基づき、地域で安心して生活を送るために、必要な治療を安心して継続できるような医療体制、専門職による精神保健相談、生活を支える各種福祉サービスなどの支援体制の充実が求められています。

本市では、引きこもりやうつ、神経症など心の悩みを抱える人やその家族を対象に心の健康相談事業を実施しており、精神科医師や保健師が来所・訪問等により相談対応を行っています。また、一般市民や職域を対象とするメンタルヘルス講習会や、介護予防事業の一環としてうつについての講演や相談を実施するなど、市民の心の健康づくりに向けた取り組みに努めています。

精神疾患に関する医療体制については、地域で安定した生活を送るために通院医療が不可欠なことから、市では自立支援医療（旧通院医療費公費負担）の円滑な実施に努めるとともに、県や専門医療機関と連携し適切な医療が受けられるよう支援に努めています。

今後とも、関係機関との連携のもとに、だれもが気軽にストレスや悩み、心の病気について相談できる体制づくりを進めていくとともに、精神疾患に関する市民理解の促進や適切に医療を受けられる体制づくりを進め、心の悩みや病気を抱える人が地域で自立した生活が送られ、社会に参加しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

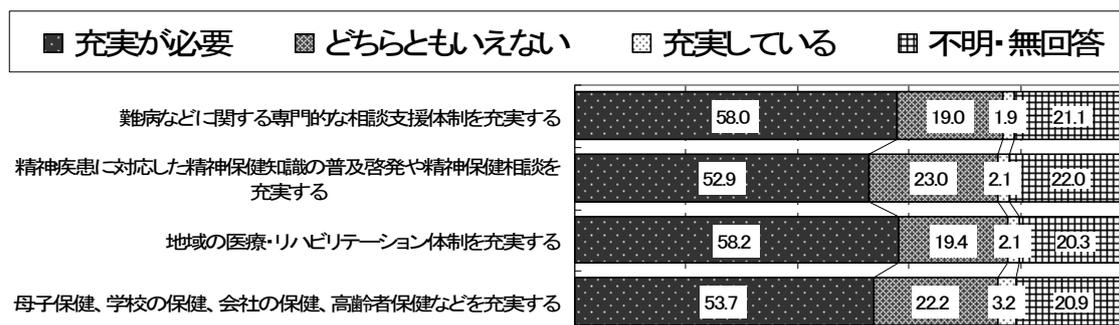
【アンケート調査の結果から】

保健・医療の分野で充実が必要と思う施策についてたずねたところ、医療・リハビリテーションの充実について、いずれの項目でも「充実が必要」という回答が多くなっており、「精神疾患に対応した精神保健知識の普及啓発や精神保健相談を充実する」についても半数以上が「充実が必要」となっています。

■医療・リハビリテーションの充実

サンプル数：469

単位：%



①心の健康づくりの推進

【具体的な取り組み】

●心の健康づくりの推進

○市民がストレスや悩み、心の病気について気軽に相談できるよう、心の健康相談事業や各種講演等の充実など、心の健康づくりに向けた施策の推進に努めます。

●正しい理解の普及・啓発

○精神保健に関する講座の開催や広報紙等による情報提供などを通じて、心の健康づくりに関する普及に努めるとともに、精神疾患や精神障害のある人の社会復帰等に関する市民の関心と理解を深め、心のバリアを取り除いていきます。

●精神保健福祉ボランティアの育成

○地域で生活する精神障害のある人の生活や社会活動を支援するための精神保健福祉ボランティアを育成します。

②精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実

〔具体的な取り組み〕

●精神保健福祉に関する相談支援体制の充実

○関係機関との連携を強化し、精神疾患の早期発見・治療の促進や家庭内適応、社会適応・社会的自立を援助するため、障害のある人や家族に対する相談支援事業、各種教室等の充実に努めます。

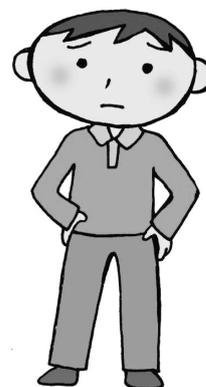
●デイケア事業等の実施

○さまざまな活動体験を通じて精神障害のある人の生活能力やコミュニケーション能力の向上、精神疾患の悪化・再発・入院の予防を図るとともに、家族の相談・学習機会の提供や地域住民との交流などを目的に実施しているデイケア事業等の実施に引き続き努めます。

●精神科医療体制の充実

○専門医療機関との連携を強化し、患者や家族が病態を正しく理解し、適切な医療機関を選択して医療を受けられるよう支援していきます。

○精神症状の悪化に伴い、医療保護の必要な人への精神科救急体制については、県の救急医療体制との連携を図り、対応に努めます。



(3) 難病患者等への支援

(3) 難病患者等への支援

① 難病患者等への支援

[現状・課題・方向性]

「難病」は、原因不明で治療方法が確立されておらず、治療が長期にわたり、介護を要する状況に至るケースも多い疾患です。このため、経済的負担に加え、本人や家族の肉体的・精神的な負担が大きく、社会的な支援が求められています。

現在「難病」として指定されている疾患は、「難治性疾患克服研究事業（特定疾患調査研究分野）」の対象疾患として 130 疾患があり、このうち「特定疾患治療研究事業」として 56 疾患が医療費援助の対象となっています。また、18 歳未満（継続については 20 歳未満）の子どもに対する「小児慢性特定疾患治療研究事業」については 11 疾患群、514 疾患が対象とされています。

難病患者については、対象となる人が正確に把握されていない状況にありますが、今後とも対象者の把握を進めつつ、地域で適切な医療を受けることができる体制づくりや相談支援・在宅サービスの充実など、在宅での療養生活の支援に努めていく必要があります。

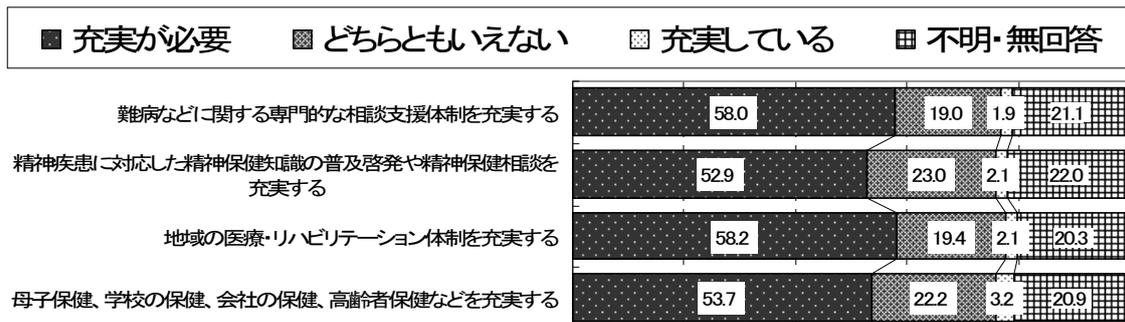
[アンケート調査の結果から]

保健・医療の分野で充実が必要と思う施策についてたずねたところ、「難病などに関する専門的な相談支援体制を充実する」について、回答者の半数以上が「充実が必要」としています。

■ 医療・リハビリテーションの充実(再掲)

サンプル数: 469

単位: %



① 難病患者等への支援

[具体的な取り組み]

● 難病患者等の相談支援体制の充実

○保健所、医療機関、介護関係機関等との連携を進め、難病患者等の保健・医療・福祉に関する総合的な相談支援体制の整備に努めます。

● 居宅生活支援事業等の実施

○県や医療機関等と連携し、難病患者居宅生活支援事業（難病患者等ホームヘルプサービス事業、難病患者等短期入所(ショートステイ)事業、難病患者等日常生活用具給付事業）による生活支援サービスを実施します。

● 在宅療養生活への支援の充実

○難病患者等への訪問指導や情報提供、医療相談会の実施など、難病患者等の在宅療養生活への支援を進めます。

● 難病患者に関連する機関の連携強化

○講習会や事例研究会を通して、難治性疾患や支援制度に対する関係者の理解を深めるとともに、関係機関相互の連携を図ります。

● 地域における医療体制の整備

○難病患者等が地域で安心して療養できるよう、専門医療機関と地域の医療機関の連携を図るなど、医療体制の充実に向けた取り組みを進めます。



4. 教育・育成

(1)療育・発達支援体制の充実

(1)療育・発達支援体制の充実

- ①障害の早期発見・療育体制の充実
- ②障害のある子どもの子育て支援

[現状・課題・方向性]

障害のある子どもたちは、日常生活や社会生活においてさまざまな制約を受けていることが多く、また、障害の重度化や重複化が進むことにより、社会生活への適応が困難となるケースが増えています。このため、これらの制約を療育・発達上の課題が発見されたときから、一人ひとりの状況に応じて適切で連続性のある支援が継続的に受けられる体制づくりが求められています。

障害のある子どもに対する保育・療育や就学前教育は自立支援の第一歩となるものであり、障害の早期発見、早期療育に向けた母子保健事業の充実とともに、関係機関との連携を通じた地域における療育・発達支援体制づくりや、障害のある子どもを育成する家庭の負担軽減を図る取り組みなどが必要とされています。

本市では、乳幼児健診や育児教室など母子保健事業の実施に努めるとともに、療法士・療育専門員・発達相談員等による個別相談指導、保護者や関係機関の情報交換・連絡会、障害の種別・程度に応じた就学指導を図るための就学指導委員会の開催など、療育相談・支援体制の充実に努めています。

障害のある子どもの保育については、「共に育つ」ことを基本として、保育所や幼稚園で障害のある子どもの受け入れを進めています。また、障害の程度に応じて放課後児童クラブに加配指導員を配置するなど、可能な限り希望者の受け入れを進めています。

今後とも、障害のある子どもの自立を支援・促進するため、母子保健事業等の充実に努めるとともに、市内外の療育・医療機関との連携を図りながら、一人ひとりの状況やライフステージに応じた保育・療育・発達支援が行えるよう体制の充実に努めていく必要があります。

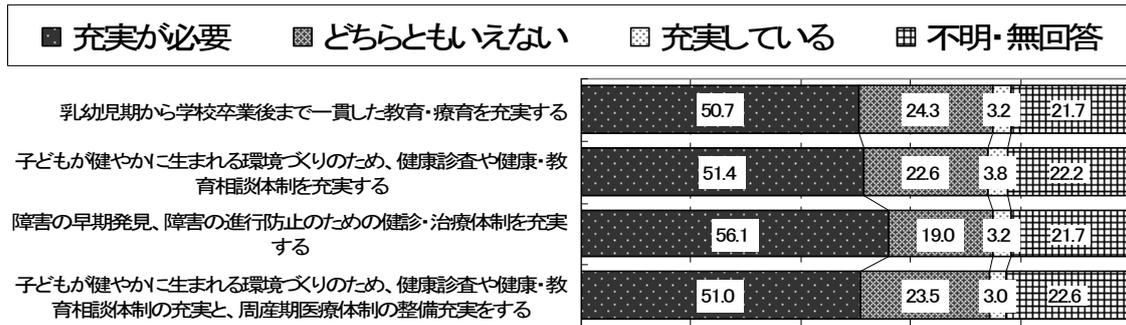
【アンケート調査の結果から】

保健・医療の分野で充実が必要と思う施策についてたずねたところ、障害の早期発見・早期療育体制の充実について、いずれの項目でも「充実が必要」という回答が多くなっており、療育や発達支援体制の充実を図る施策が求められています。

■ 障害の早期発見・早期療育体制の充実

サンプル数：469

単位：%



① 障害の早期発見・療育体制の充実

【具体的な取り組み】

● 乳幼児健診等の実施

○ 乳幼児健診等の実施を通じて、子どもの心身の課題を早期に発見し、フォロー体制を充実するなど、障害の早期発見・療育の充実を図ります。

● 育児相談等の実施

○ 乳幼児の健全育成をめざし、医療機関や療育機関と連携しながら、乳幼児発達相談、育児発達相談、精神発達相談など、保護者や家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

● 学校園における健康診断・療育体制の充実

○ 障害の早期発見、望ましい成長発達を図るため、学校園における健康診断の実施に努めるとともに、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育や療育を行います。また、特別支援学校や小・中学校との連携協力等を図り、幼稚園や保育所における早期教育の一層の充実に努めます。

● 療育に関する相談支援体制の充実

○ 療法士・療育専門員・発達相談員等による個別相談指導の充実に努めます。
 ○ 療育・発達支援に関わる関係機関の連携を図り、療育や就学・就園等に関する相談支援体制の充実に努めます。

●障害児等療育支援事業の充実

○障害のある人や子どもの生活を支援するため、県と連携しながらコーディネーターやケースワーカー等が、窓口相談や訪問によって療育相談・支援を行う障害児等療育支援事業の実施を図ります。

②障害のある子どもの子育て支援

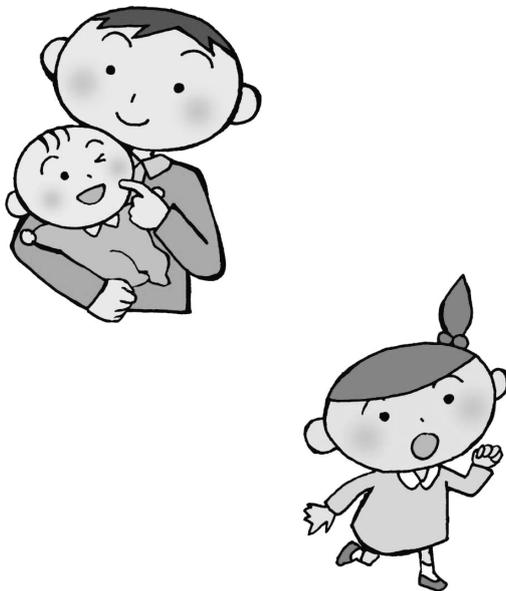
[具体的な取り組み]

●障害児保育の充実

○障害のある子どもに対する保育需要の動向に応じて、保育所における保育士の加配を進めるとともに、施設・設備等の改善・充実、職員理解を深めるための研修など、障害児保育の実施に向けた体制づくりに努めます。

●放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ

○放課後児童クラブ事業について、障害の内容・程度等により指導員を加配し、希望する障害のある子どもの受け入れに努めます。



(2)障害児教育の充実

(2)障害児教育の充実

- ①学校教育における内容の充実
- ②教育施設の整備・充実
- ③進路指導の充実

[現状・課題・方向性]

障害のある子どもたちへの教育の考え方は、近年大きく変わり、障害の程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、新たな教育的支援体制のもとで、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へと転換されました。

平成18年3月の学校教育法施行規則の一部改正により、障害の多様化に適切に対応し、障害のある子どもの状態に応じた指導充実を図るため、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）の子どもを通級による指導の対象に加えるとともに、校内支援体制の構築を進めています。

また、平成19年度からは「学校教育法等の一部を改正する法律」により、これまでの盲・聾・養護学校が「特別支援学校」として制度的に統合され、小・中学校における特殊学級についても「特別支援学級」と呼称を改め、法律上、明確に位置づけられました。

教育環境の充実に向けて、教育委員会、市内の学校では、特別支援教育に対する総合的な支援体制の整備や「個別の指導計画」の作成等を進めるとともに、施設・設備など障害のある子どもの学習環境の改善を図っています。また、子どもの実態に応じた教育について保護者の理解を得ながら就学指導を行うほか、校種間や関係機関との連携を深め、一人ひとりの課題を明確にした進路指導を図っています。

障害児教育については、一人ひとりの障害特性等に配慮し、特別支援教育の円滑な立ち上げを図っていく必要があります。また、福祉、医療、労働等の関係機関と連携・協力し、教職員や子どもたちが障害のある人への正しい理解と認識を深めるための取り組みを推進するとともに、教職員研修や施設整備など教育環境の一層の充実を図っていく必要があります。

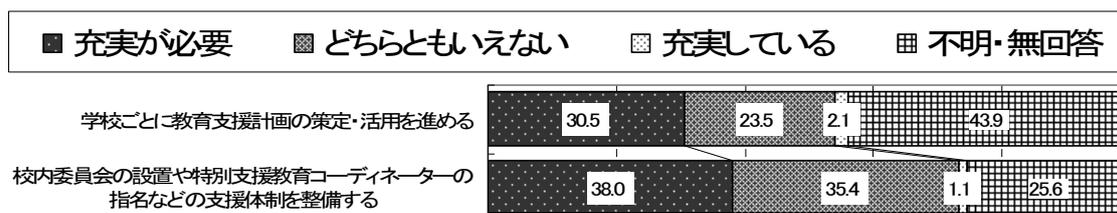
[アンケート調査の結果から]

教育・育成の分野で充実が必要と思う施策についてたずねたところ、一貫した相談支援体制の整備、専門機関の機能の充実と多様化、指導力の向上と研究の推進、社会的及び職業的自立の促進について、いずれの項目でも「充実が必要」という回答が多くなっており、特別支援教育など障害児教育の充実が求められています。

■一貫した相談支援体制の整備

サンプル数：469

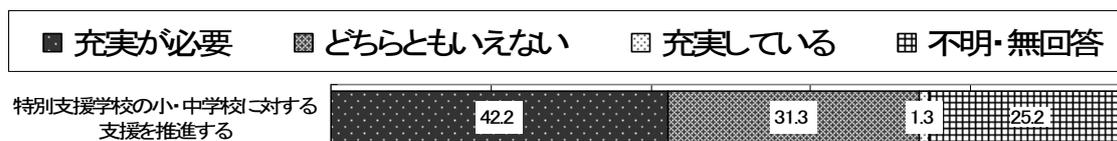
単位：%



■専門機関の機能の充実と多様化

サンプル数：469

単位：%



■指導力の向上と研究の推進

サンプル数：469

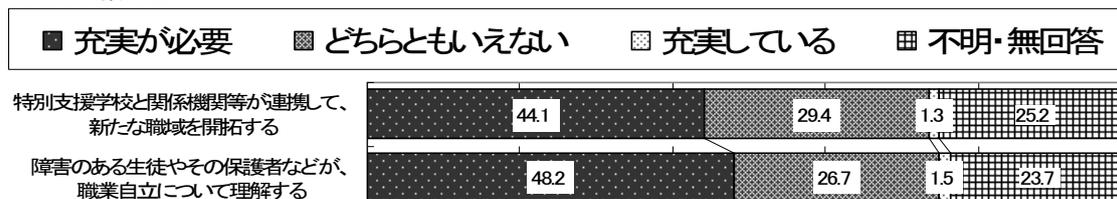
単位：%



■社会的及び職業的自立の促進

サンプル数：469

単位：%



①学校教育における内容の充実

[具体的な取り組み]

●特別支援教育の実施体制の確立

○障害のある子ども一人ひとりの状況や特性等に柔軟に対応し、適切な指導・支援を行う特別支援教育の実施にあたり、学校生活支援員の配置や教職員の指導力向上、設備・教材等の充実に努め、小・中学校における実施体制の確立に努めます。

●特別支援学級の整備充実

○障害のある児童・生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、施設に加えて情報機器等学習を支援する機器・設備等の整備の促進を図ります。また、視聴覚教材の導入など、教材の多様化を図ります。

●体験的学習指導の充実

○生活に結びついた学習を取り入れ、体験を通じて学ぶことができる教育課程の編成、学習指導の充実に努めます。

●交流学習の推進

○障害のある子どもと障害のない子ども等との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、相互理解の促進を図ります。

●児童・生徒及び家族等への啓発等の推進

○障害のある子どもだけではなく、障害のない子ども、また、その家族等に対して、学校教育や生涯学習における取り組みなど、教育機関を活かし、障害や障害者への理解促進を図るための取り組みを進めていきます。

●教員研修の充実

○障害の重度・重複化、軽度発達障害など障害の多様化に対応するため、心理相談員や巡回療育相談員による個別指導、教職員研修等の充実に努め、子どもを総合的に理解し、個々の課題を明らかにした「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成など指導力の向上に努めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

②教育施設の整備・充実

[具体的な取り組み]

●教育施設の整備

○エレベータ・スロープ・手すりの設置、トイレの改修など、学校教育施設のバリアフリー化を進めます。

●教育設備の充実

○障害のある子どもの学習を支援するための機器・設備など、教育設備の充実を図ります。

③進路指導の充実

[具体的な取り組み]

●基本的生活習慣の確立

○小学校段階から子どものおかれた状況や課題等を踏まえつつ、生活面や社会的な自立をめざした取り組みを進めます。

●中学校における進路指導の充実

○学校見学や説明会の実施等を通じて本人や保護者への進路情報の提供に努めるとともに、中・軽度の障害のある子どもの職業的な自立をめざし、中学校における進路指導の充実を図ります。

●進路の確保に向けた要請

○市内・近隣地域における県立養護学校（特別支援学校）において、職業教育や作業学習の充実と多様な進路の確保について県や関係機関に要請します。



5. 雇用・就労

(1) 多様な就労の場の確保と支援

(1) 多様な就労の場の確保と支援

- ① 就労支援のための体制づくり
- ② 啓発の推進と雇用の促進
- ③ 相談支援・職業リハビリテーション体制の充実

[現状・課題・方向性]

障害のある人の雇用・就労の促進は、社会経済活動への「完全参加と平等」という国際障害者年のテーマそのものの重要な課題であり、就労を通じた自己実現の場として社会から孤立することを回避し、障害のある人の社会的役割を構築・再構築するものとして重要な意味をもっています。

「障害者の雇用の促進に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づく障害者法定雇用率制度の実施状況をみると、市役所においては平成 22 年6月1日現在 1.52%で法定雇用率 2.1%を下回っている状況です。また、1.8%の法定雇用率が適用される一般の民間企業(56人以上規模の企業)においては、実雇用率は 1.74%で、平成 21 年の 1.72%より 0.02 ポイント上昇しています。なお、法定雇用率達成企業の割合は 59.1%で、前年の 59.4%より 0.3 ポイント低下している状況で、法定雇用率の達成のため、一層の取り組みが必要となっています。

障害のある人の一般就労にあたっては、市内の事業所等の障害のある人への理解を促進し、障害のある人の雇用に対する社会的責務について啓発に努めるとともに、多様な就労の場の確保と安定就労のための支援施策の整備・充実に引き続き努める必要があります。

特に、働く意欲や能力がありながら就労になかなか結びついていない障害のある人に対して、雇用・就労に関する必要な情報の提供、相談支援に応じるため、公共職業安定所や障害者職業センター、福祉的就労事業所など関係機関との連携を強化し、地域をあげた就労支援体制の確立が求められています。

また本市では、療育連絡会などの機会を通じて、障害のある子どもの将来の自立や就労に向けた講演会の開催、保護者への働きかけを行っていますが、今後とも、就労に向けた意欲の高揚に努めていく必要があります。

[アンケート調査の結果から]

雇用・就業の分野で充実が必要と思う施策についてたずねたところ、障害者の雇用の場の拡大、雇用、福祉、教育などの連携による地域の就労支援力の強化について、いずれの項目でも「充実が必要」という回答が多くなっています。

■障害者の雇用の場の拡大

サンプル数：469

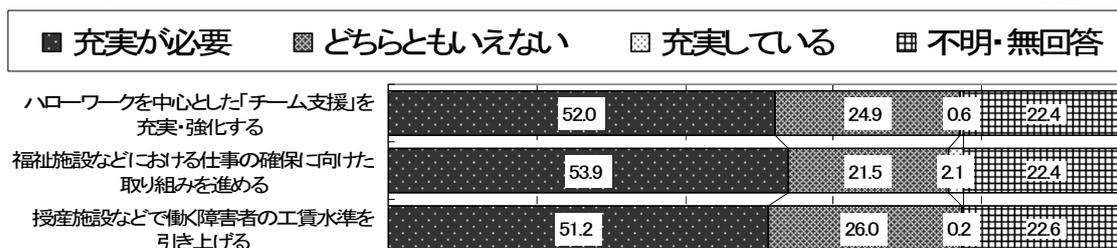
単位：%



■雇用、福祉、教育などの連携による地域の就労支援力の強化

サンプル数：469

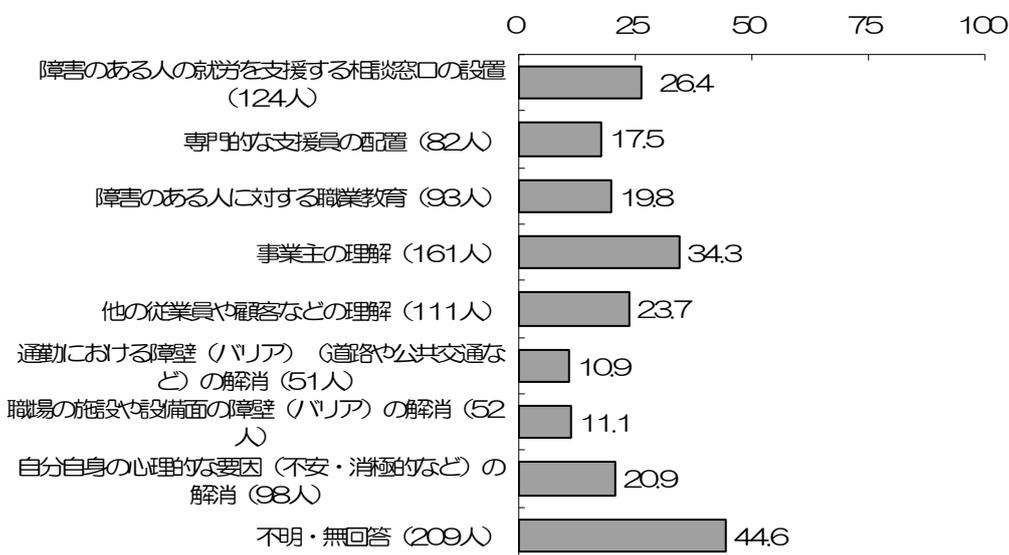
単位：%



また、希望する仕事に就くうえで、特にどのような課題の解決が必要かたずねたところ、「事業主の理解」が最も多く、次いで、「障害のある人の就労を支援する相談窓口の設置」となっています。

サンプル数：469

単位：%



①就労支援のための体制づくり

[具体的な取り組み]

●雇用・就労促進のための体制づくり

○障害のある人の一般雇用・就労を促進するとともに、職業訓練から就職、職場定着、離職後の相談など、一貫した就労支援を行えるよう、大川圏域地域自立支援協議会の就労支援部会を中心に、市内の企業・事業所、各種団体、香川労働局、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、県などの関係機関との連携を強化し、雇用・就労のための支援体制づくりに努めます。

●職域の拡大

○公共職業安定所などの関係機関、また、企業との連携を図り、障害者雇用の取り組みを支援するとともに、障害のある人の能力・特性に応じた、さらなる職域の拡大に努めます。また、起業・事業所等に対して、職業訓練への協力や受け入れの促進について要請していきます。

●多様な就労形態の普及

○福祉的就労から一般雇用への移行を促進するため、関係機関と連携した職場適応援助者(ジョブコーチ)事業やトライアル雇用(一定期間の試行的雇用)、職場適応訓練等の活用、障害福祉サービス事業所における支援、特別支援学校の在学中から卒業後までを通じた支援等により、雇用への移行の促進を図ります。



②啓発の推進と雇用の促進

〔具体的な取り組み〕

●障害者雇用の普及と啓発

- 「障害者雇用支援月間（9月）」における普及・啓発活動や広報紙などを通じて、市民や市内の企業・事業所等に対する障害のある人の雇用への理解と積極的な協力、職場環境づくり等についての普及・啓発に努めます。

●関連制度・施策の周知徹底

- 県や公共職業安定所などの関係機関と連携し、障害者法定雇用率制度や各種助成制度など、障害者雇用に関わる制度・施策について、市内の企業・事業所等に周知徹底します。

●就労に向けた意欲の高揚

- 講演会や相談支援の実施を通じて、障害のある子どもの将来の自立や就労に向けた保護者への働きかけ、就労に向けた意欲の高揚等に努めます。

●自営・起業・在宅就労の支援

- 在宅での就労者や自営業者が、安定して仕事を継続できるよう、相談支援、情報提供の充実に努めるとともに、障害のある人による起業・創業等に対する支援に努めます。

●市役所における雇用の促進

- 障害のある人の雇用における先進的な役割を果たすため、市においても障害のある人の雇用の促進に努めます。

●雇用先における障害のある人の人権の擁護

- 雇用先の事業所等において、障害のある人が雇用差別など障害を理由とした人権侵害を受けることのないよう、関係機関と連携し適切な措置を講じていきます。

③相談支援・職業リハビリテーション体制の充実

〔具体的な取り組み〕

●相談支援・情報提供体制の充実

○障害のある人が自ら障害の状況を理解しつつ、その意欲と適性、能力に応じて働くことができるよう、関係機関と連携し、障害のある人が身近に雇用・就労に関する相談支援や情報提供を受けられる体制の充実に努めます。

●福祉的就労から一般就労への移行

○自立支援給付の「就労移行支援」や地域生活支援事業の「地域活動支援センター」等の利用を通じて、福祉的就労の場に通う障害のある人が一般就労へ円滑な移行を図れるよう、サービス事業所による事業実施を促進します。

●職業リハビリテーションの推進

○香川障害者職業センターで実施している、障害のある人の能力を引き出し、職業生活に対応できる知識・技能の修得をめざす職業リハビリテーションサービスの推進を支援します。



(2)福祉的就労の場の充実

(2)福祉的就労の場の充実

- ①福祉的就労の場の充実
- ②福祉的就労の場の安定運営と機能強化

[現状・課題・方向性]

障害のある人が、福祉的な支援のある環境のもとで仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育むとともに、一般就労に進み、さらに自立した生活が送れるよう、継続的な支援を行うことを目的に、就労継続支援事業所などの福祉的就労の場の整備がこれまで進められてきました。

こうした福祉的就労の場は、働く場、生産活動の場としての役割のみならず、障害のある人の日中の居場所や多くの人々のふれあいの場、困ったときの相談の場となるなど、多面的な役割を有しており、今後とも地域における身近な生活支援拠点としてその充実が期待されています。

本市には、障害のある人の福祉的就労の場として、就労継続支援B型事業所7か所、地域活動支援センターⅢ型1か所が開設されています。今後とも、これらの事業所の安定運営と機能強化に努めていく必要があります。



【アンケート調査の結果から】

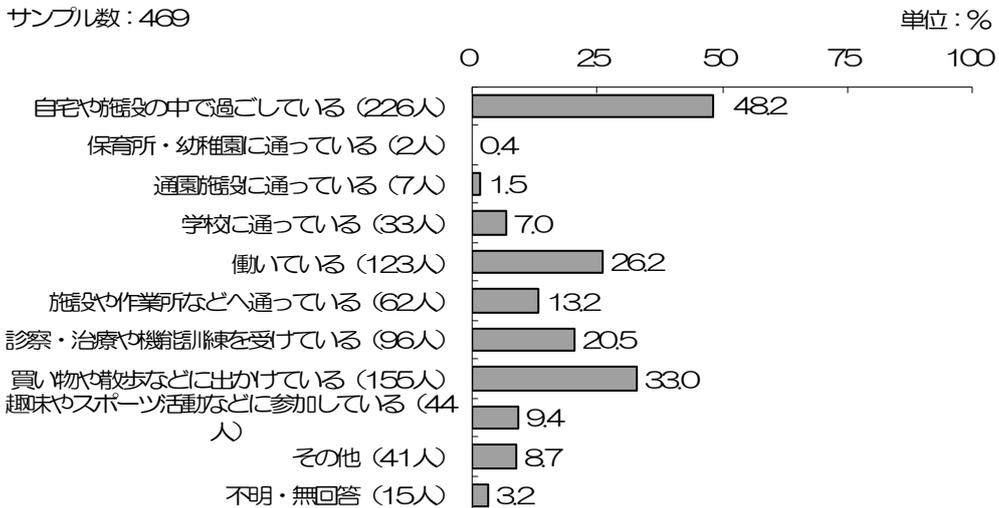
今後のことについて、困っていたり相談したいと思っていることについては、「就職したい」が多くなっています。

■今後のことについて



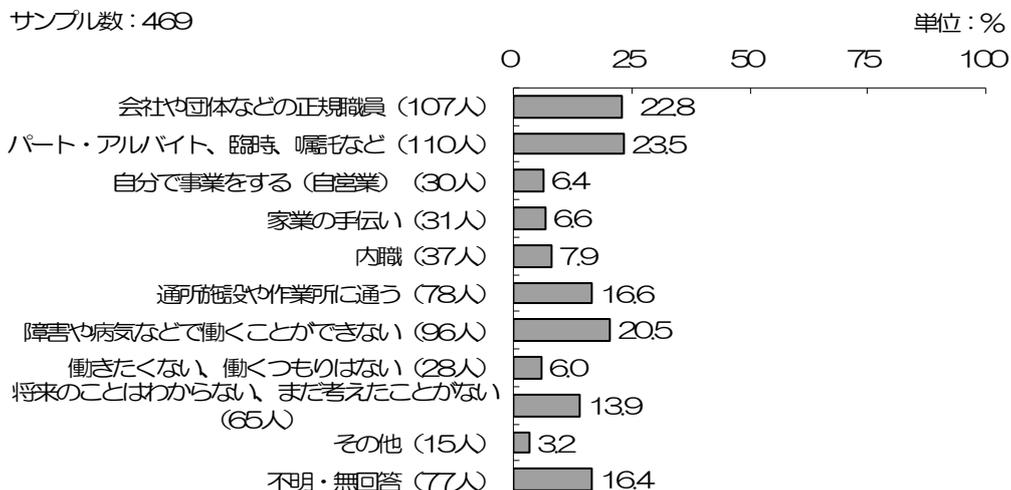
また、日ごろ屋間の時間はどのように過ごしているかたずねたところ、「自宅や施設の中で過ごしている」が多くなっています。

■日ごろ屋間の時間の過ごし方



今後どのような形で働くことを希望しているかたずねたところ、「パート・アルバイト、臨時、嘱託など」と「会社や団体などの正規職員」が多くなっています。

■今後働く形の希望



①福祉的就労の場の充実

[具体的な取り組み]

●福祉的就労の場の整備・充実

- 一般企業等での雇用が困難な障害のある人に対して、身近な地域において就労の場を確保できるよう、地域活動支援センターや就労継続支援事業所等の障害福祉サービス事業所の整備・充実に努めます。

②福祉的就労の場の安定運営と機能強化

[具体的な取り組み]

●障害福祉サービス事業所への支援

- 障害のある人の身近な活動の場、働く場として開設されている地域活動支援センターや就労継続支援事業所等の安定運営を図るため、運営団体に対する支援に努めます。

●福祉的就労の場の機能強化

- カタログ作成、展示会の開催など、福祉的就労の場となるサービス事業所における販路拡大、販売体制の充実を支援します。
- 消費者ニーズに応えられる商品開発や経営ノウハウの向上など、福祉的就労の場の機能強化について、民間企業や経済団体の協力を得ながら、取り組みを進めていきます。

●公的機関における委託業務の拡大

- 市役所において、福祉的就労の場となるサービス事業所からの物品等の調達に努め、受注機会の確保を図ります。
- 公的機関の業務のなかで、障害のある人に適した業務を障害者団体や福祉的就労の場となるサービス事業所に委託し、障害のある人が働き、収入が得られるような仕組みづくりを関係機関とともに検討していきます。

●民間企業における委託・発注の拡大

- 民間企業・事業所等に対して、福祉的就労の場となるサービス事業所への業務の委託・発注や協力を要請していきます。

6. 社会参加

(1) 移動・コミュニケーションに関する支援

(1) 移動・コミュニケーションに関する支援

- ① 外出支援の充実
- ② コミュニケーション支援の推進

[現状・課題・方向性]

障害のある人の社会参加を阻む要因として、まちの建築物や道路などの「物理的なバリア（障壁）」、活動・行事等の事前情報の伝達や点字・手話通訳を必要とするなどの「情報に関するバリア」、障害のある人を取り巻く人々の理解のなさや偏見などの「心のバリア」があります。障害のある人の社会参加の実現にあたっては、本計画全体の効果的な実施によってこれらのバリアを一つひとつ取り除いていく必要があります。

障害のある人の個々の状況に応じて適切な外出支援を行うことは、地域において自立した生活を送り、また、幅広い分野にわたる社会参加を進めるうえで、非常に重要な役割を果たしています。

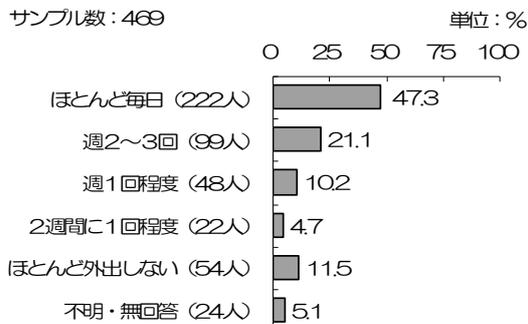
外出支援については、自立支援給付と地域生活支援事業によるサービスが提供されるため、利用者にとって使いやすいサービスとなるよう、障害のある人の移動支援に関する事業内容や実施体制について充実に努めるとともに、利用の促進を図ることが必要です。

また、視覚、聴覚、音声・言語機能に障害のある人が日常生活を送り、社会参加を進めるうえで、コミュニケーションに対する支援は必要不可欠なものです。本市では、手話通訳者や要約筆記者の派遣などの取り組みに努めていますが、今後とも支援体制の充実に努め、障害のある人の状況に応じたきめ細やかな対応が求められています。

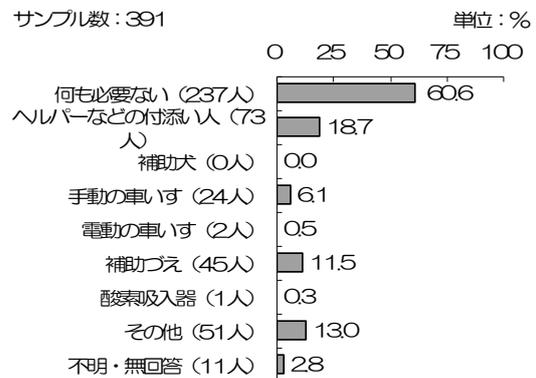
[アンケート調査の結果から]

1週間のうち何回程度外出しているかたずねたところ、「ほとんど毎日」が最も多く、外出する際に補装具や付き添ってくれる人が必要かについては「何も必要ない」が最も多くなっています。

■外出頻度

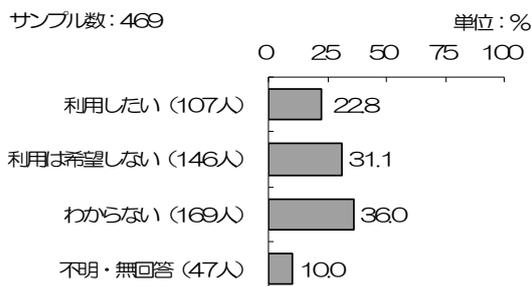


■外出時の介助の要否

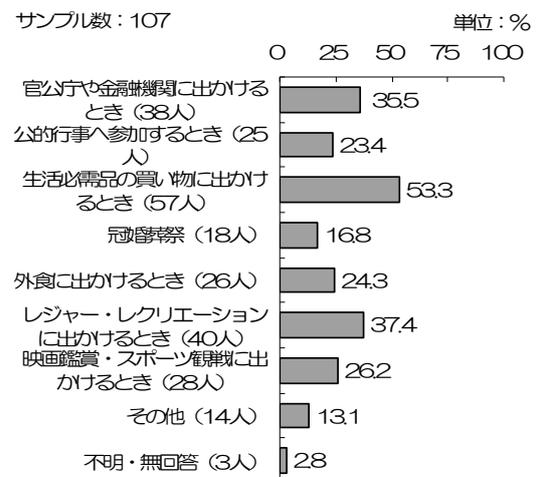


今後の移動支援事業の利用意向については「わからない」が多いものの、利用意向の内容では「生活必需品の買い物に出かけるとき」が最も多くなっています。

■移動支援

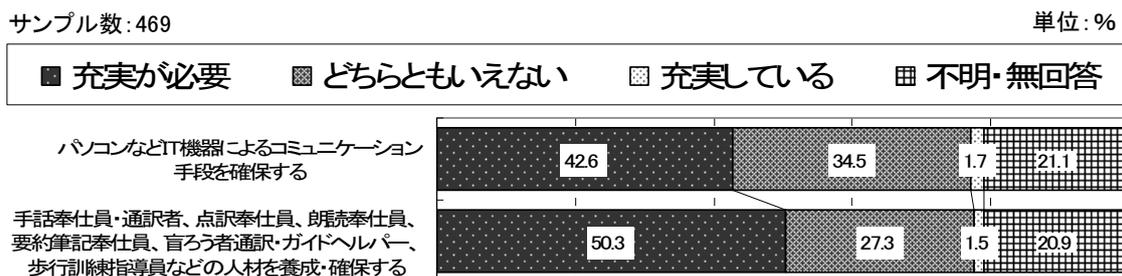


■どのようなときに利用したいか



情報・コミュニケーションの分野で充実が必要と思う施策についてたずねたところ、コミュニケーション支援体制の充実について、いずれの項目でも「充実が必要」という回答が多く、特に、手話通訳等のコミュニケーション支援が求められています。

■コミュニケーション支援体制の充実



①外出支援の充実

[具体的な取り組み]

●外出支援サービスの提供

○「行動援護」や「同行援護」など自立支援給付によるサービス、地域生活支援事業による移動支援事業、社会福祉協議会やNPO法人など民間団体が実施する移送サービス（介護タクシー、福祉有償運送）など、障害のある人の移動を支援するための事業・サービスの望ましいあり方について検討を進め、サービスの供給確保に努めます。

●外出促進のための各種助成等の実施

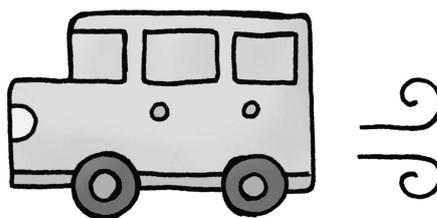
○障害のある人の外出を支援するため、自動車運転免許取得や自動車改造に要する費用の一部を助成するなど、自動車による外出を支援します。

●イベント実施等の移動支援

○障害者団体等が自主的に行うレクリエーション、文化活動等に対し、ボランティアによる協力などの支援を図り、移動の確保に努めます。

●補助犬の普及推進

○障害のある人の日常生活の補助を行うよう訓練された盲導犬や介助犬などの公共施設、民間施設等への同伴利用を促進します。



②コミュニケーション支援の推進

[具体的な取り組み]

●手話通訳者・要約筆記者の派遣

○聴覚障害や音声・言語機能に障害のある人が社会生活を送るうえでコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、関係団体の協力のもと、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

●各種奉仕員の養成促進

○県や関係団体等と連携し、障害のある人のコミュニケーションを支援する点訳奉仕員、音訳奉仕員、手話奉仕員、要約筆記者などの養成を促進します。

●難聴児言語訓練の推進

○聴覚に障害のある子どもに対する相談・指導・訓練等を関係機関と連携しながら実施します。

●点字刊行物等の発行

○文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点字や音声による広報、計画図書の発行などを進めます。

●中途失明者・失聴者への技能修得支援

○中途失明者を対象とした点字、歩行訓練などの修得のための講習や、中途失聴者や難聴者を対象とした読話技術の取得のための講習を実施します。



(2) 社会参加活動への支援

(2) 社会参加活動への支援

- ① スポーツ文化活動等の振興
- ② 生涯学習の充実
- ③ まちづくり活動への参画促進

[現状・課題・方向性]

地域で暮らす障害のある人が自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人々との交流やスポーツ・レクリエーション、文化活動、福祉活動、ボランティア・NPO活動、各種の地域活動など、幅広い分野にわたる活動に参加できるよう、環境づくりが求められています。

このうち、スポーツ・文化活動については、身近な地域での活動・交流の場の充実や参加しやすいプログラムづくり、活動仲間やきっかけづくりなど、障害のある人が気軽に活動に参加するための条件整備が求められるとともに、これらの活動を支える人材の確保・育成が課題となっています。

障害のある人のまちづくりへの参画については、政策・方針検討の場をはじめ政策執行過程や評価過程において、障害のある人はもとよりさまざまな立場の市民の参画を図り、その意見が反映される仕組みづくりを検討していくことが求められています。

また、コミュニティ活動への障害のある人の参画については、地域の各種団体による活動や行事、まつり・伝承活動など、障害のある人への活動への参加を進めていくため、これらのコミュニティ活動に参加しやすい環境づくりや参画機会の充実を地域の諸団体と連携しながら進めていく必要があります。



【アンケート調査の結果から】

生活支援の分野で充実が必要と思う施策についてたずねたところ、スポーツ、文化芸術活動の振興については、「充実が必要」とする意見が相当数ある一方で、「どちらともいえない」という回答が多く、障害のある人のスポーツや文化芸術活動にはあまり積極的な関心が払われていないことがうかがえます。

■スポーツ、文化芸術活動の振興

サンプル数：469

単位：%

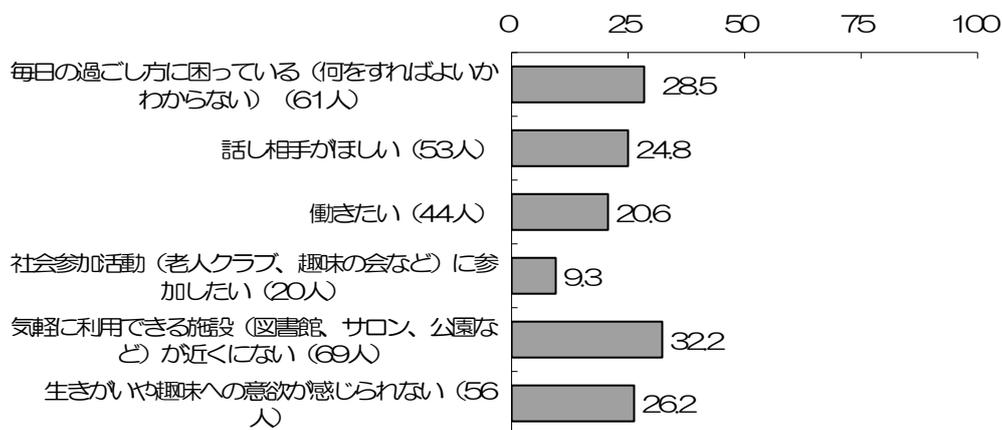


毎日の過ごし方について、困っていたり相談したいと思っていることについては、「気軽に利用できる施設（図書館、サロン、公園など）が近くにない」が最も多く、次いで、「毎日の過ごし方に困っている（何をすればよいかわからない）」が多くなっており、スポーツ・文化活動、生きがいづくりなど、社会参加を促進する支援が求められています。

■毎日の過ごし方について

サンプル数：214

単位：%



①スポーツ文化活動等の振興

[具体的な取り組み]

●スポーツ活動の振興

○障害のある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、障害のある人の利用に配慮した体育施設・公園等の整備改善を図るとともに、広報による各種イベント・スポーツ大会への参加促進、活動を支える指導者の育成などに努めます。

○障害のある人とない人の交流を深めるため、すべての人が一緒に親しめる身近なスポーツ活動の振興を図ります。

●文化・芸術活動の振興

○障害のある人の文化・芸術活動の振興に向けて、文化施設等のバリアフリー化に努めるとともに、指導者等の人材の確保・育成・活動機会や発表の場の充実を図ります。

○障害のある人の作品を発表する場として、公民館等を活用した作品展、芸術展等を実施します。

②生涯学習の充実

[具体的な取り組み]

●生涯学習活動の支援

○障害のある人の自主的な社会参加活動や障害のある人相互の交流を支援し、自立意欲を高めるような環境整備に努めるとともに、教育・学習面の活性化と活発化を図り、障害のある人の生涯学習を総合的に推進します。

●生涯学習の場の整備

○障害のある人に配慮した講演会・学習会等を充実させるとともに、家族等に対する学習機会の充実に努めます。また、障害のある人が生涯学習の場に参加しやすいように、手話通訳・要約筆記などによりサポートし、学習の場を充実させていきます。

③まちづくり活動への参画促進

[具体的な取り組み]

●政策・方針検討の場への参画促進

- 各種審議会や委員会など、政策・方針検討の場への障害のある人の積極的な参画を図ります。
- 今後進める新たな施策・事業について、障害のある人やその家族の意見が反映できる体制づくりを検討します。

●障害者団体の活動への支援

- 各障害者団体等の自主的な活動を支援し、活動の活性化を促進します。また、関係団体への障害のある人や家族の加入促進に努めます。
- 障害の種別を超えた団体相互の交流や障害のある人とない人の交流を促進し、団体活動の活性化を図ります。
- 障害のある人や家族が近隣地域や県内外の障害者団体の行事・会合等に参加し、活動の輪を広げて活躍できるよう支援していきます。

●地域活動へ参加しやすい環境づくり

- 自治会等による地域活動、社会福祉協議会等が進める地域福祉活動、各種協議会・研究会活動などへの障害のある人の参画を促進するため、各種団体と連携しながら参加しやすい環境づくり、支援体制の充実などに努めていきます。



7. 生活環境

(1) 福祉のまちづくり

(1) 福祉のまちづくり

- ① 福祉のまちづくりの普及・促進
- ② 外出しやすいまちづくり

[現状・課題・方向性]

国際生活機能分類（ICF）によれば、障害のある人の暮らしにくさや困った状況（障害がある状況）を本人の障害や機能障害だけに原因があるとせず、本人を取り囲む人的・物的環境に大きく影響されると考え、「心身機能」だけでなく、「活動」や「参加」に着眼し、社会的環境が改善されれば「障害がある状況」自体が小さくなるとしています。平成 23 年 7 月の障害者基本法の改正においても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」が障害者であると定義され、「社会的障壁」の除去が「障害のある状況」の解消のために重要であると考えられています。

生活環境の整備については、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき、平成 17 年 7 月に国土交通省において「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定されています。

また、公共建築物の段差解消など物理的障壁の除去を進めるため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が、平成 18 年 12 月に施行されています。

本市では、県の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、市民が利用する公共建築物の整備・改善や道路・交通機関等の整備促進などバリアフリー化に取り組んでいます。

今後も引き続き、だれもが快適に安心して暮らせるよう「福祉のまちづくり」をさらに進めていく必要があります。また、ハード面の整備が進んでも、「マナー」というソフト面の環境整備が進まなければ、バリアフリー化の取り組みも実効あるものとはなりません。このため、「福祉のまちづくり」の一環として、市民意識の啓発もあわせて取り組む必要があります。

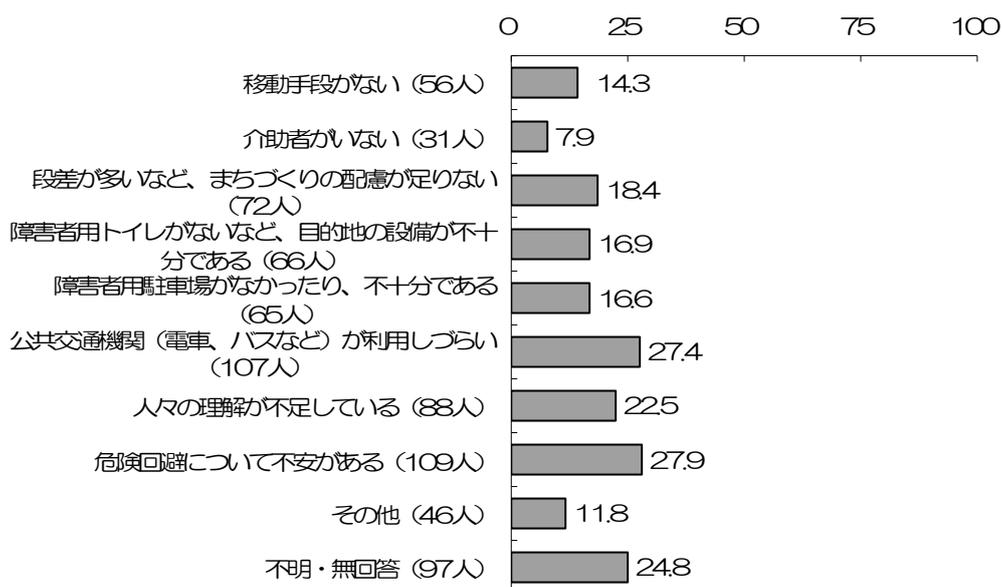
[アンケート調査の結果から]

外出の際にどのような不便・困りごとを感じるかたずねたところ、「公共交通機関（電車、バスなど）が利用しづらい」、「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」という回答が多く、また「危険回避について不安がある」という回答も多く、さまざまなバリア（障壁）が指摘されており、障害のある人が安心して外出しやすい環境を整備していくことが求められています。

■外出時に感じる不便・困りごと（外出される方）

サンプル数：391

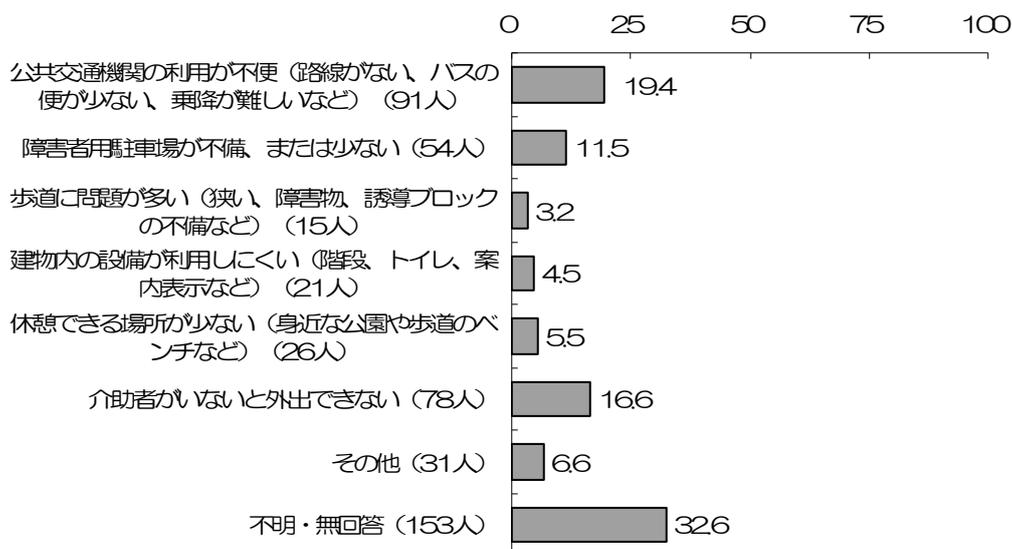
単位：%



■外出のとき不便に感じたり困ること

サンプル数：469

単位：%

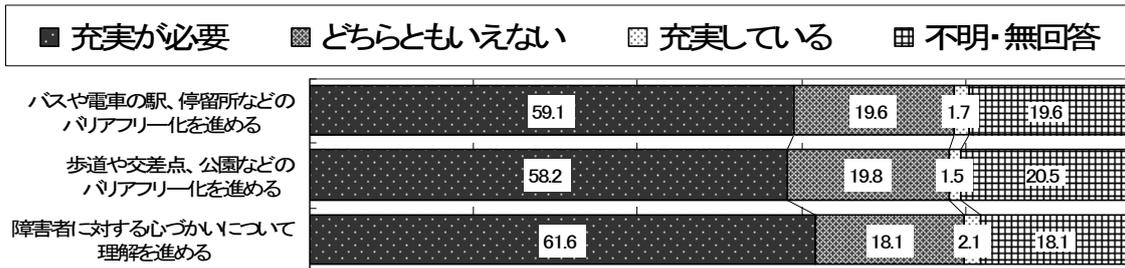


生活環境の分野で充実が必要と思う施策についてたずねたところ、公共交通機関、歩行空間などのバリアフリー化の推進や、安全な交通の確保については、いずれの項目でも「充実が必要」という回答が多くなっていますが、運転免許取得希望者に対する利便の向上については、「どちらともいえない」という回答も多く、対象者が限定的であることから、制度の周知などにより利用の促進を図っていくことも必要です。

■公共交通機関、歩行空間などのバリアフリー化の推進

サンプル数：469

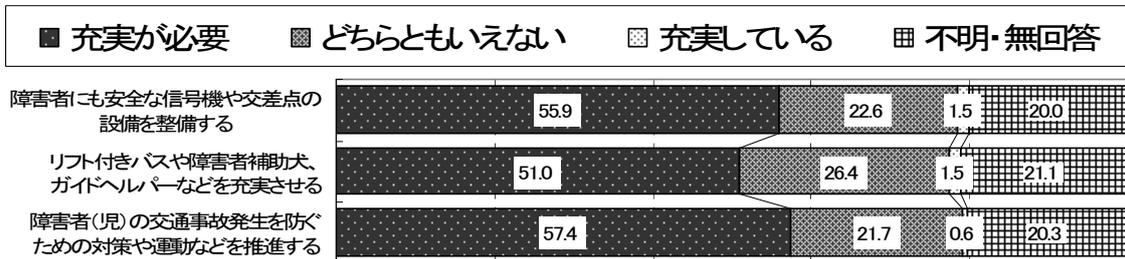
単位：%



■安全な交通の確保

サンプル数：469

単位：%



■運転免許取得希望者に対する利便の向上

サンプル数：469

単位：%



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

①福祉のまちづくりの普及・促進

〔具体的な取り組み〕

●福祉のまちづくりの普及・啓発

○バリアフリー新法や香川県福祉のまちづくり条例などについて、市民や事業者に対する普及・啓発に努め、「福祉のまちづくり」やバリアフリー化に関する意識の高揚を図ります。

●ユニバーサルデザインの普及・啓発

○すべての人が社会に参加できるように、性別や年齢、障害の有無など人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、みんなが使いやすい施設、交通手段、モノ、サービスなどをはじめから生み出していこうとする「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及・啓発に努めます。

●公共施設のバリアフリー化

○多くの人々が利用する公共施設のうち、新設する施設についてはエレベーター、音声誘導装置等の設置を進めるとともに、既存の施設についても段差の解消や障害のある人の利用に配慮したトイレ、誘導ブロックの設置など、改善に努めます。

●民間施設のバリアフリー化の促進

○バリアフリー新法によって既存建築物の基準適合が努力義務とされたことを受け、病院や大規模店舗など障害のある人が利用することの多い既存の民間施設や、民間事業者による新たな施設整備に対して、法・条例等への適合を図るよう必要な指導、助言に努めます。

●バリアフリー関連情報の提供

○主要施設のバリアフリー化の状況などについて、ホームページでの紹介などを通じて、利用者に対する情報提供を進めます。



②外出しやすいまちづくり

〔具体的な取り組み〕

●交通環境の整備促進

- 既存の道路については、歩道の設置や段差解消、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の設置、音声信号機・誘導装置の整備などを国・県に要望するとともに、緊急性・重要性を考えながら計画的な整備に努めます。
- 今後新設する道路等については、「福祉のまちづくり」の考え方に沿った安全性の高い整備を進め、すべての人の移動に配慮した安全な交通環境の整備に努めます。
- 旅客施設（駅、バス停など）の整備にあたっては、段差の解消、改札口の拡幅、案内ブロック等安全誘導設備の設置等を事業者に要請していきます。

●交通安全対策の充実

- 迷惑駐車や自転車の放置、はみ出し看板など、道路や歩道上の障害物をなくすため、市民や事業者等への啓発や広報を通じて、安全な歩行空間の整備に努めます。
- 障害のある人や家族に対する交通安全学習など、障害のある人自らが交通事故から身を守る方法を指導するとともに、ドライバーに対する安全運転や交通マナーの啓発に努めます。

●障害のある人のための専用駐車場の設置促進

- 施設設置者など関係機関の協力を得ながら、かがわ思いやり駐車場制度（香川県障害者等駐車場利用証交付制度）の普及に努め、公共性の高い施設への障害のある人のための専用駐車場の設置と適正な利用を進めます。また、障害のある人のための専用駐車場が、適正に利用されるよう広く市民、施設利用者への啓発に努めます。

●バス利用者の利便性・安全性の向上

- 路線バス事業者に対し、超低床バス（ノンステップバス）の導入を働きかけるとともに、市民にとって身近で利用しやすいバス路線の維持・拡充について要請していきます。

●公園等のオープンスペースの整備・改善

- 公園などのオープンスペースについて、だれもが安全で快適に利用できるよう、休憩スペースの設置や段差の解消など、障害のある人をはじめ高齢者や子どもなどの利用に配慮した施設・設備の整備・改善に努めます。

(2) 居住環境の整備・改善

(2) 居住環境の整備・改善

- ① だれもが暮らしやすい居住環境の整備・改善
- ② 障害のある人に配慮した住まいの拡充

〔現状・課題・方向性〕

障害のある人が地域で安心して日常生活を送るためには、生活の場となる住宅の確保が不可欠です。特に「施設入所や長期入院から地域生活へ」という障害者施策の流れのなかで、地域において障害のある人が安全で快適に暮らせる住宅に対する需要が年々高まっています。

障害のある人が住み慣れた地域で生涯を通じて安全で快適に住み続けられるように、また、施設や医療機関から地域へと生活の場を移行させる人が地域での新たな暮らしをはじめることができるよう、障害のある人の居住に配慮したさまざまな生活の場、住まいの整備・拡充に努めるとともに、既存住宅のバリアフリー化に向けた取り組みを今後とも進めていく必要があります。

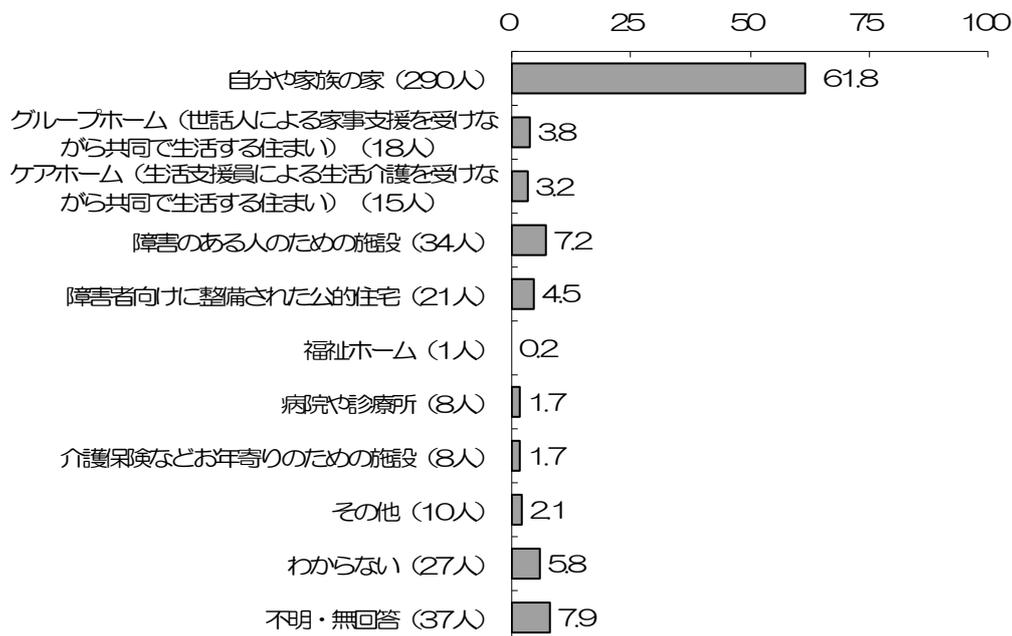
〔アンケート調査の結果から〕

将来どのようなところで暮らしたいと思うかたずねたところ、「自分や家族の家」という回答が最も多くなっています。

■ 将来暮らしたいところ

サンプル数：469

単位：%



生活環境の分野で充実が必要と思う施策についてたずねたところ、住宅、建築物のバリアフリー化の推進については、いずれの項目でも「充実が必要」という回答が多くなっています。

■住宅、建築物のバリアフリー化の推進

サンプル数：469

単位：%

	■ 充実が必要	■ どちらともいえない	■ 充実している	■ 不明・無回答
公営住宅や公共施設のバリアフリー化を進める	60.3	19.4	1.3	19.0
障害者等が利用しやすいまちや建物を整備し普及させる	59.7	20.0	1.3	19.0

①だれもが暮らしやすい居住環境の整備・改善

【具体的な取り組み】

●公営住宅におけるバリアフリー化の促進

- 公営住宅の整備・改築にあたっては、手すりの設置、段差の解消など、バリアフリー住宅の整備促進に努めます。
- 既存の公営住宅についても、障害のある人や高齢者にとって暮らしやすい居住環境となるよう引き続きバリアフリー化を促進します。

●住宅施策に関する情報提供

- 住み慣れた家庭で、生涯を通じて安全で快適に住み続けられるよう住まいのバリアフリー化に関する意義や各種支援制度・施策に関する積極的な情報提供や啓発活動を行います。

●住宅改造に要する費用の助成等

- 既存住宅のバリアフリー化を促進するため、住宅改修費用の助成や貸付に関する事業の利用促進を図ります。

●住宅・生活環境等の相談の充実

- 相談支援事業の充実を図るとともに、入居に際して、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する「居住サポート事業（住宅入居等支援事業）」に取り組み、住宅・生活環境への悩みを改善していきます。
また、グループホーム等の居住の場の整備を図っていきます。

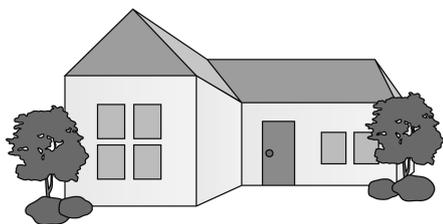
②障害のある人に配慮した住まいの拡充

[具体的な取り組み]

●シルバーハウジング*の活用

○心身機能の低下などにより、自立した日常生活を送るには不安がある高齢者を入居対象とするシルバーハウジングについて、障害のある人のための住まいとしての有効活用を図ります。

*高齢者世話付き住宅。高齢者の方が自立して、完全で快適に過ごすことのできるような設備を備えた公的賃貸住宅です。



(3)生活安全対策の推進

(3)生活安全対策の推進

- ①防災・防火対策の充実
- ②防犯対策の充実

[現状・課題・方向性]

障害のある人をはじめ、すべての人が安全に安心して暮らすうえで、防災・防火など生活安全対策は大変重要な課題です。特に大規模災害時における初期活動は、一緒に住んでいる家族や身近に暮らす地域の人々の連携が日ごろからいかに確立されているかという点に大きく左右されます。

本市では、地域における安全な暮らしを支えるために、自主防災組織の結成促進に取り組むとともに、民生委員・児童委員、福祉委員の協力を得ながら障害のある人やひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯等の状況把握に努め、個別の避難支援プランの作成に取り組んでいます。また、市では、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯などに緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に対応できる体制を整えています。

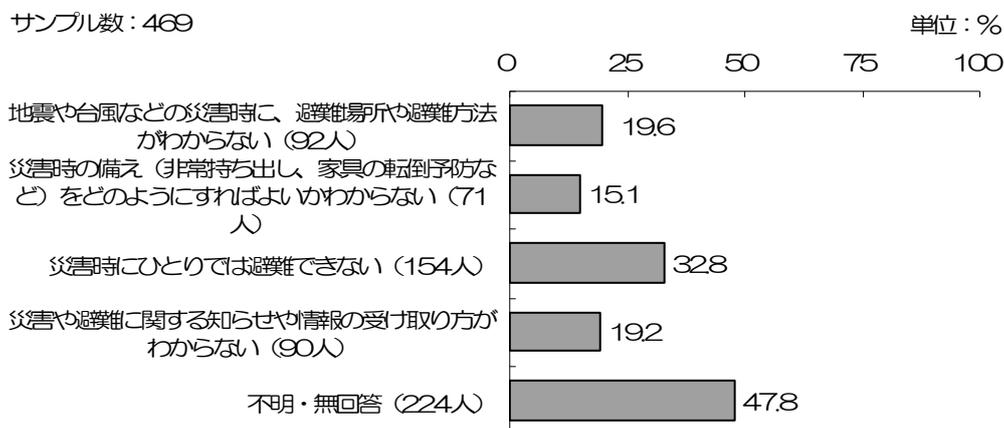
今後は、民生委員・児童委員、福祉委員など障害のある人の日常生活の様子をよく理解している人を中心として、日常的な地域のふれあいや支えあいを一層推進し、平常時からの見守り・安否確認の仕組みを確立させていくことが課題であるといえます。また、災害発生後の相談体制を迅速に整え、障害のある人の置かれている個々の事情に応じた適切な支援を図ることが求められています。

また、近年、障害のある人や高齢者等を対象とする犯罪被害が全国的に増加しています。これに対して、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取り組みを充実することが必要となっています。

[アンケート調査の結果から]

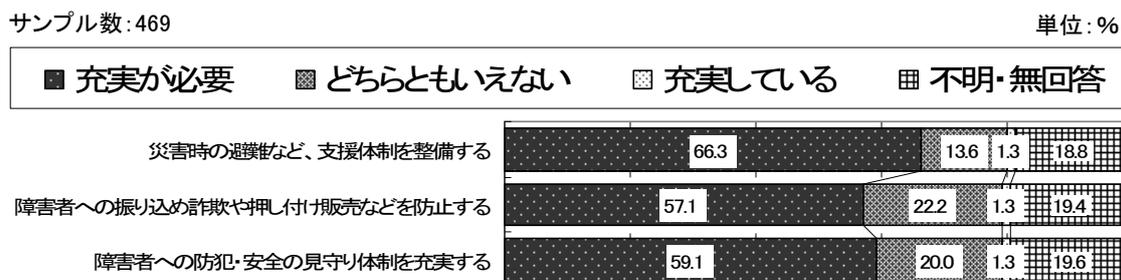
災害時のことについてどのような不便・困りごとを感じるかたずねたところ、「災害時にひとりでは避難できない」という回答が多くなっています。

■災害時のことについて



生活環境の分野で充実が必要と思う施策についてたずねたところ、防災、防犯対策の推進については、いずれの項目でも「充実が必要」という回答が多く、特に、災害時の避難などの支援体制の整備が求められています。

■防災、防犯対策の推進



①防災・防火対策の充実

[具体的な取り組み]

●防災・防火対策等の推進

- 消防本部や警察など関係機関との連携を強化し、障害のある人が暮らす住宅の防災・防火対策の推進や災害・火災発生時の緊急通報体制、救出・避難誘導體制の充実を図ります。
- 障害のある人や高齢者などの災害時要援護者への対策については、さぬき市地域防災計画の災害時要援護者応急対策計画による活動が円滑に行えるよう、対象者の現状把握に努めるとともに、庁内関係課や県東讃保健福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員、関係施設等との日ごろからの連携を図ります。

●地域における支援体制の確立

- 障害のある人や高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域で円滑な安否確認や支援活動を行うための仕組みづくりと計画作成を推進します。

●緊急時の支援体制の充実

- 急病や災害時の緊急時に迅速に対応できるよう、ひとり暮らしの高齢者等に対する緊急通報装置の設置や、聴覚・音声・言語機能に障害のある人への通信装置の給付などを行います。

●避難所となる公共施設の整備・改善

- 大規模災害発生時の避難所となる学校や集会所等の公共施設については、耐震診断・改修等にあわせて障害のある人や災害時における負傷者の利用に配慮した整備・改善を進めます。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

②防犯対策の充実

[具体的な取り組み]

●防犯対策の強化・充実

- 障害のある人や認知症の高齢者等に対する犯罪被害を防止するため、振り込め詐欺などの防犯知識の周知徹底や、悪徳商法等の消費者被害防止に向けた情報の提供に努めます。
- 地域における近隣市民相互の声かけやパトロールなどによる連携、ネットワーク化に努めるとともに、防犯活動の充実を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取り組みの充実に努めます。

●犯罪被害を防ぐまちづくりの推進

- 犯罪に遭いにくい安全なまちをつくるため、道路、公園、共同住宅等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等の整備に努めます。

第5章 障害福祉サービスの内容と見込み

第5章 障害福祉サービスの内容と見込み

1. 基本的な考え方

市町村障害福祉計画の策定に関して国が示した基本指針では、3つの基本的理念を掲げるとともに、サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方を示し、市町村ごとに数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

さぬき市においても、これらの基本的な考え方を踏まえるとともに、本計画の基本理念等の実現に向けて、障害福祉サービス（自立支援給付及び地域生活支援事業）の提供に努めていくこととします。

(1)「基本指針」における基本的理念

①障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めること。

②市町村を基本とする仕組みへの統一と3障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者などに対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てん化を図ること。

③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めること。

(2)障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行うこととします。

①全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障害者などに対する訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障。

②希望する障害のある人に日中活動系サービスを保障

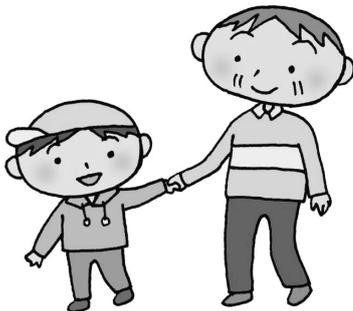
小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害のある人に適切な日中活動系サービスを保障。

③グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進、地域移行支援や地域定着支援事業の利用促進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める。

④福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大。



2. 自立支援給付によるサービスの内容と見込量

(1) サービスの内容と対象者

自立支援給付（介護給付、訓練等給付など）に基づいて実施される障害福祉サービスの主な対象者と実施内容は以下のとおりです。

① 介護給付

事業名	主な対象者	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者(障害程度区分1以上)	障害者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人(障害程度区分4以上)	障害者の自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人(障害程度区分3以上)	障害者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等	外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜の供与を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害程度区分6)で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障害のある人で、 ・ALS*患者など、呼吸管理を行っている身体障害者 ・最重度の知的障害者 ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供します。
短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により介護できなくなったために、障害者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障害者	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

*ALS：筋萎縮性側索硬化症

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

事業名	主な対象者	実施内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合、障害程度区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合、障害程度区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害程度区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害程度区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴・排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
共同生活介護（ケアホーム）	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害・精神障害者で、地域で自立した日常生活を営むうえで、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする障害程度区分2以上の人	家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害程度区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴・排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）

②訓練等給付

事業名	主な対象者	実施内容
自立訓練（機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）

事業名	主な対象者	実施内容
自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 	<p>地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上させるための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに 24 か月以内、長期入所者の場合は 36 か月以内の利用期間が設定されます)</p>
就労移行支援	<p>一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の人</p>	<p>事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。(利用者ごとに 24 か月以内の利用期間が設定されます)</p>
就労継続支援 (A型)	<p>就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始時に 65 歳未満)、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用には結びつかなかった人 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人 	<p>通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>
就労継続支援 (B型)	<p>就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人</p> <ul style="list-style-type: none"> ①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用には結びつかなかった人 ③50 歳に達している人 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人 	<p>通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

事業名	主な対象者	実施内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的障害・精神障害者で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な人	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

③その他のサービス

事業名	主な対象者	実施内容	
計画相談支援	障害福祉サービス(自立支援給付)を利用するために支給決定を受けた障害者のうち、障害福祉サービスの利用を希望する人	相談支援専門員が、生活全般に関する相談や、障害福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画(プログラム)の作成などを行います。	
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者	住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
	地域定着支援	居宅で一人暮らししている障害者等	夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。
補装具費の支給	補装具を必要とする身体障害者	身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される補装具(義肢、車いす等)の購入費・修理費の給付を行います。	

(2)サービス量の見込み

障害福祉サービスの各年度における1か月あたりのサービス見込量について、次のとおり定めます。

■訪問系サービスにおけるサービス見込量

種 類	単 位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	1,310.0	1,405.0	1,499.0	1,594.0
	人	69	71	73	75

■ 日中活動系サービスにおけるサービス見込量

種 類	単 位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人日分	2,024	2,904	3,036	3,190
	人	92	132	138	145
自立訓練(機能訓練)	人日分	66	66	66	66
	人	3	3	3	3
自立訓練(生活訓練)	人日分	66	66	66	66
	人	3	3	3	3
就労移行支援	人日分	44	66	66	66
	人	2	3	3	3
就労継続支援(A型)	人日分	66	66	66	66
	人	3	3	3	3
就労継続支援(B型)	人日分	1,870	2,530	2,640	2,750
	人	85	115	120	125
療養介護	人	2	10	10	10
短期入所	人日分	385	403	420	438
	人	110	115	120	125

■ 居住系サービスにおけるサービス見込量

種 類	単 位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 共同生活介護	人	25	27	27	27
施設入所支援	人	60	91	88	86

■ 相談支援におけるサービス見込量

種 類	単 位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	人	2	50.0	66.7	108.4
地域移行支援	(施設)		4.5	4.5	4.5
	(精神)		0.5	0.5	0.5
地域定着支援	(施設)		0.0	3.0	3.0
	(精神)		0.0	0.1	0.1

(3) サービス提供にあたっての考え方

サービス利用者が必要とするサービスを主体的に選択することができるよう、新しいサービス事業体系への移行を図るとともに、多くの民間事業者やNPO等の参入を促進し、質、量ともに充実したサービス提供体制の確保に努めます。

① 在宅生活支援サービス

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援の訪問系サービスについては、障害の種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、県や近隣自治体と連携しながらサービス提供体制の充実に努めるとともに、ヘルパー等の資質の向上を図ります。

短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の充実に努めます。

② 日中活動の場となるサービス

介護給付における生活介護と療養介護、訓練等給付における自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援の日中活動系サービスについては、関係事業者との調整のもと、サービス提供を促進していきます。

なお、障害児支援の強化を図るため、障害者自立支援法に位置づけられていた「児童デイサービス」が、平成24年4月から児童福祉法に基づく「障害児通所支援」として実施されることとなります。そのため根拠法の変更に伴い、児童デイサービスの見込量を算定しないこととします。

③ 生活の場となるサービス

障害のある人の地域における生活の場を確保していくため、障害者自立支援法に基づく共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の新規開設を促進するとともに、運営法人等への指導・調整、運営支援等に努めます。

障害者自立支援法に基づく施設入所支援については、広域的な調整のもと、経過的措置が終了する平成23年度末までに新事業体系への移行、サービス提供を促進していきます。

④ その他

障害福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画の作成等を行う「相談支援」については、相談支援事業者によるサービス提供を図ります。

3. 地域生活支援事業の内容と見込み

(1) 地域生活支援事業の実施に向けた考え方

「地域生活支援事業」とは、市町村の創意工夫を図るとともに、利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められるものです。「地域生活支援事業」では、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業の6事業は必須事業、それ以外の地域生活支援事業は任意事業となります。

さぬき市においては、市内及び近隣自治体におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、地域生活支援事業の計画的・効果的な実施に努めていきます。

(2) 地域生活支援事業の実施内容

事業名		実施内容
相談支援事業	障害者相談支援事業	障害者等の生活や障害福祉サービスについて、障害者や家族からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行います。
	障害者地域自立支援協議会	個別課題への対応協議を行うとともに、計画の達成状況の点検及び評価をし、新たな課題への対応方針を検討するなど、市の障害福祉システムづくりに関する中核的な役割を果たす協議の場です。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の申し立てに要する経費(登録手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部または一部を助成するサービスです。
コミュニケーション支援事業		聴覚障害者等の意思疎通の円滑化のために、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具(特殊ベッド等)	特殊寝台や特殊マットなど、障害者の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いるイスなどを給付します。
	自立生活支援用具(電磁調理器等)	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴・食事・移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
	在宅療養等支援用具(電気式たん吸引器等)	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障害者の在宅療養等を支援するための用具を給付します。

事業名		実施内容	
日常生活用具給付等事業	情報・意思疎通支援用具 (拡大読書機等)	点字器や人工喉頭など、障害者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。	
	排せつ管理支援用具 (ストマ用装具等)	ストマ用装具など、障害者の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。	
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害者の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。	
移動支援事業		身体・知的・精神障害者の方へガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のため外出する際の移動の介助を行います。	
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。	
	地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。	
	地域活動支援センターⅢ型	地域の障害者のための援護対策として、地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業(小規模作業所)の実績を5年以上有している等の条件を満たす事業者がサービスを実施します。	
その他の事業	日中一時支援事業	障害者の日中活動の場を確保し、介護者の一時的な休息を目的として実施します。事業は障害者支援施設に委託して行います。	
	社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション事業	スポーツ大会やレクリエーション、創作教室・作品展等の文化活動を行うことにより、障害者の社会参加を促進します。
		自動車運転免許取得・改造助成事業	障害者の自動車運転免許の取得及び身体障害者の自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

(3) 地域生活支援事業の事業量の見込み**① 相談支援事業**

種類	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
相談支援事業	—				
障害者相談支援事業	か所	9	9	9	9
地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有
基幹相談支援事業	有無		有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	か所	無	有	有	有
住宅入居等支援事業	か所	0	1	1	1
	件	0	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	か所	1	1	1	1
	件	1	1	1	1

② コミュニケーション支援事業

種類	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
コミュニケーション支援事業	実人員	120	120	120	120

③ 日常生活用具給付等事業

種類	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日常生活用具給付事業	—				
介護・訓練支援用具	件	6	6	6	6
自立生活支援用具	件	15	15	15	15
在宅療養等支援用具	件	12	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	件	10	10	10	10
排せつ管理支援用具	件	580	600	600	640
住宅改修費	件	1	1	1	1

④移動支援事業

種 類	単 位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	実人員	74	72	70	68
	延べ 時間	6,800	6,600	6,500	6,400

⑤地域活動支援センター事業

種 類	単 位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センターⅠ型	か所	3	3	3	3
	実人員	9	9	9	9
地域活動支援センターⅡ型	か所	1	1	1	1
	実人員	4	4	4	4
地域活動支援センターⅢ型	か所	1	0	0	0
	実人員	7	0	0	0



(4) 児童福祉法による障害児通所支援の内容と利用見込み

■ 障害児通所支援の内容

事業名	主な対象者	実施内容	
障害児通所支援	児童発達支援	身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童(発達障害児を含む) ※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象	児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜を供与します。
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児。(引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することができる)	学校。(幼稚園及び大学を除く)に就学している障害児について、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与します。

■ 障害児通所支援の利用見込み

種類	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童通所サービス合計	人日分		344	383	423
	人		37	42	47
児童発達支援	人日分		29	36	44
	人		8	10	12
医療型児童発達支援	人日分		29	29	29
	人		2	2	2
放課後等デイサービス	人日分		286	318	350
	人		27	30	33

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1. 重点目標(地域生活・一般就労への移行)

(1) 目標値設定についての考え方

障害福祉計画の策定にあたって、地域生活や一般就労への移行を進める観点から、国の基本指針では、平成26年度を目標年度とする4つの数値目標(①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②福祉施設から一般就労への移行、③就労移行支援事業の利用者数、④就労継続支援事業の利用者の割合)を掲げることを求めています。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

この数値目標の設定にあたっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

また、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

②福祉施設から一般就労への移行

平成26年度の福祉施設から一般就労移行者数として、国の基本指針では平成17年度の4倍以上をめざすこととされています。

③就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数については、平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

④就労継続支援事業の利用者の割合

就労継続支援(A型)事業の利用者の割合については、平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

(2) さぬき市における数値目標

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数(A)	90 人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	63 人	平成 26 年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込(A-B)	27 人	差引減少見込み数
	30.0 %	
【目標値】 地域生活移行者数	9 人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した者の数
	10.0 %	

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成 17 年度の一般就労移行者数	0 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	2 人 - 倍	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

③ 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	282 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	3 人	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
	1.1 %	

④就労継続支援事業の利用者の割合

項目	数 値	考 え 方
平成 26 年度末の 就労継続支援(A型)事業 の利用者 (A)	3 人	平成 26 年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成 26 年度末の 就労継続支援(B型)事業 の利用者	125 人	平成 26 年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
平成 26 年度末の 就労継続支援(A型+B型)事業 の利用者 (B)	128 人	平成 26 年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の 就労継続支援(A型)事業の 利用者の割合 (A)／(B)	2.3 %	平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

(3) 目標の実施に向けての重点的な取り組みについて

① 地域における自立生活を支えるための仕組みづくり

障害のある人が、地域でその人らしく自立した生活を送れるよう、相談支援体制や在宅生活支援の充実をはじめ、住宅やグループホームなどの生活の場、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりに努めていきます。

【重点的な取り組み】

施策の方向	取り組み内容
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各種相談支援事業の円滑な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・身体・知的・精神3障害に対応した相談窓口の設置 ・地域生活支援事業の障害者相談支援事業 ・自立支援給付の相談支援(計画相談支援等) ○相談支援機関のネットワーク化 <ul style="list-style-type: none"> ・大川圏域地域自立支援協議会の活用 ○障害者ケアマネジメントの推進(地域生活への移行支援) ○権利擁護体制の整備、成年後見人制度の普及・利用支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の育成と活用 ○地域における受け入れ体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・市民理解の促進、地域福祉活動の推進等
生活の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホーム、ケアホーム等の開設促進 <ul style="list-style-type: none"> ・設置法人への運営支援、市内における開設の促進 ○障害者に配慮した住まいの拡充と居住支援 <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅のバリアフリー化等 ・住宅改造に要する費用の助成
日中活動の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○通所サービスの提供促進 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付の生活介護、自立訓練、就労移行支援等 ・地域生活支援事業の地域活動支援センター等 ○障害福祉サービス事業所等への運営支援 ○近隣自治体にある施設への通所者に対する支援
在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅生活や社会参加に対する支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付の訪問系サービス(居宅介護など)、短期入所等 ・地域生活支援事業の外出支援、コミュニケーション支援、日中一時支援事業等 ○地域移行支援、地域定着支援の利用促進

②地域で自立するための活動の場・働く場の確保

一般事業所などへの就職が困難な障害のある人を対象とする福祉的就労の場の確保やサービス事業所、作業所等の安定運営を図るとともに、福祉的就労の場や特別支援学校等から地域の事業所への一般就労のより一層の促進、就職後の安定就労を図るため、市内及び広域的な就労支援体制の確立に努めます。

【重点的な取組み】

施策の方向	取り組み内容
就労支援のための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用・就労支援ネットワークの確立 <ul style="list-style-type: none"> ・大川圏域地域自立支援協議会の活用 ・香川県障害者就労支援ネットワークへの協力・支援 ○障害者就労支援事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センター事業の充実 ・雇用・就労に関する相談支援、情報提供体制の充実
一般雇用・就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○民間事業者等に対する啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用と働きやすい職場づくりへの理解促進 ・障害者法定雇用率制度、支援施策等の周知徹底 ○市における障害者雇用の促進
職業リハビリテーション、就労促進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○職業能力向上、一般就労に向けた支援事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した職業リハビリテーションの推進 ・職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の拡大 ・障害者トライアル雇用制度の周知・活用 ○就労移行支援や地域活動支援センター事業等の充実
福祉的就労の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○就労移行支援や地域活動支援センター事業等の充実 ○障害福祉サービス事業所等への運営支援 ○福祉的就労関係施設の受注機会の確保

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

2. 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行います。

また、市民・事業者・市の協働・連携による計画推進を図るため、障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される「大川圏域地域自立支援協議会」を活用し、計画の進捗状況を報告するとともに、計画の策定・見直しにあたっては、その意見を求め、反映させます。

さらに、広報紙等の多様な媒体を通じて情報を公開し、広く市民に周知します。

■地域自立支援協議会の位置づけ

障害者自立支援法第77条の第1項では、市町村が実施する相談支援事業について定められていますが、その中で相談支援事業として実施すべき便宜の供与については、障害者自立支援法施行規則において「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」が求められています。

また、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においては、相談支援体制の構築を図るとともに、事業の効果的な運営のために「地域自立支援協議会」の設置が求められています。

これらに基づき、平成18年12月に、さぬき市と東かがわ市で構成する「大川圏域地域自立支援協議会」を設置しています。

■地域自立支援協議会の目的

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる協議を行い、障害のある人が地域で自立した豊かな暮らしを実現することを目的としています。

■地域自立支援協議会の機能と取り組み

機能	取り組み
調整機能	地域の関係機関によるネットワーク
情報機能	困難事例への対応のあり方を情報共有
開発機能	地域の社会資源の開発、改善
評価機能	中立、公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価
教育機能	構成員の資質向上の場として活用

(2) 計画推進体制の充実

① 保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境の分野における庁内連携の強化

障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

② 関係機関・団体との連携・ネットワークづくり

障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援事業者や福祉サービス事業者による相互の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、障害者施策の円滑な推進に向け、国、県、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。

さらに、より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

③ 専門従事者の育成・確保

県や近隣自治体、関係機関等との連携を通じて、障害者施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努めます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催など、障害のある人にかかわる専門従事者間の連携強化を図ります。

④ 財源の確保

計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、市においては効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や県に対し財政的措置を講じるよう要請していきます。

またあわせて、適正な利用者負担の設定等に取り組みます。

参 考 资 料

参考資料

(1) さぬき市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する障害福祉計画の策定等に関し必要な事項を検討するため、さぬき市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) さぬき市障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) さぬき市障害者計画の見直しに関すること。
- (3) 計画策定等のための関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し任命する。

- (1) 保健、医療又は福祉関係者
- (2) 各種団体関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による者
- (5) 行政職員又は福祉事務所の職員
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の設置目的を達成したときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部長寿障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年6月23日から施行する。

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。

(2) さぬき市障害福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	所属等	役 職	氏 名	備 考
保健関係者	香川県東讃保健福祉事務所	次 長	野 保 昌 弘	
福祉関係者	香川県障害福祉相談所	所 長	土 居 保 広	
福祉関係者	香川県発達障害者支援センターアルプスカガワ	相談責任者	新 井 隆 俊	
福祉関係者	さぬき市民生委員児童委員協議会連合会	会 長	藤 井 一 昭	
福祉関係者	さぬき市社会福祉協議会	事務局長	吉 原 正 和	副委員長
福祉関係者	障害者支援施設 真清水荘	園 長	尾 崎 正 一	
福祉関係者	障害者支援施設 のぞみ園	園 長	松 木 正 美	
福祉関係者	さぬき市身体障害者団体連合会	会 長	岡 村 隆 次	委員長
福祉関係者	さぬき市手をつなぐ育成会	会 長	三 野 廣 子	
福祉関係者	さぬき市曙会	会 長	井 原 理 太 良	
教育関係者	香川県立香川東部養護学校	校 長	岩 本 豊	
行政関係者	さぬき公共職業安定所	所 長	米 本 正 志	
公募委員	さぬき市小田		湯 浅 一 忠	
公募委員	さぬき市寒川町		川 西 ひ と み	
行政関係者	さぬき市建設経済部	部 長	六 車 均	
教育関係者	さぬき市教育委員会	教育部長	六 車 正 徳	
医療関係者	さぬき市民病院経営管理局	局 長	山 下 博 史	
行政関係者	さぬき市健康福祉部	部 長	白 井 謙 二	
行政関係者	さぬき市健康福祉部子育て支援課	課 長	和 田 浩 二	
行政関係者	さぬき市健康福祉部国保・健康課	課 長	中 村 淑 子	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

さぬき市障害者計画(第3次)
さぬき市障害福祉計画(第3期)

発行年月：平成 24 年 3 月

発行：さぬき市

編集：さぬき市健康福祉部長寿障害福祉課

〒769-2392

香川県さぬき市長尾東 888 番地 5

TEL：(0879) 52-2516

FAX：(0879) 52-2990

ホームページ：http://www.city.sanuki.kagawa.jp